


R 8 宮繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

図 面 リ ス ト								
通し番号	図番	図 面 名 称	通し番号	図番	図 面 名 称	通し番号	図番	図 面 名 称
01	共-00	表紙・図面リスト	25	A-15	各部フェンス詳細図(1)	47	電特-01-02	電気設備工事特記仕様書(1)(2)
02	共-01-02	宮繕工事共通仕様書(1)(2)	26	A-16	各部フェンス詳細図(2)	48	電特-03	電気設備工事特記仕様書(3)
03	共-03-04	宮繕工事共通仕様書(3)(4)	27	A-17	防球ネット・ポイント杭配置図・展開図(参考図)	49	E-01	外構電気設備図(改修図)
04	共-05-06	宮繕工事共通仕様書(5)(6)	28	A-18	防球ネット詳細図(参考図)	50	E-02	体育倉庫詳細図・電灯分電盤単結図 ・照明器具姿図・土工事参考図
05	改特-01-02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)	29	A-19	外構詳細図(1)	51	E-03	外構電気設備図(撤去図)
06	改特-03-04	建築改修工事特記仕様書(3)(4)	30	A-20	外構詳細図(2)	52	E-04	ホッパ室電気設備図(撤去図)
07	改特-05-06	建築改修工事特記仕様書(5)(6)	31	A-21	外構詳細図(3)			
08	改特-07-08	建築改修工事特記仕様書(7)(8)	32	A-22	雨水柵リスト	53	機特-01-02	機械設備工事特記仕様書(1)(2)
09	改特-09-10	建築改修工事特記仕様書(9)(10)	33	A-23	雨水排水計画図	54	機特-03-04	機械設備工事特記仕様書(3)(4)
10	改特-11	建築改修工事特記仕様書(11)	34	A-24	表層地盤改良仕様書	55	機特-05	機械設備工事特記仕様書(5)
11	A-01	工事概要・凡例	35	A-25	概略工事工程表(参考)	56	P-01	給排水設備 改修後配置図
12	A-02	附近見取図・配置図	36	A-26	仮設計画図(1)(参考)	57	P-02	給排水設備 改修前後平面詳細図-(1)
13	A-03	求積図・求積表・AVSチェックリスト	37	A-27	仮設計画図(2)(参考)	58	P-03	給排水設備 改修前後平面詳細図-(2)
14	A-04	【体育倉庫】平面図・基礎伏図・小屋伏図	38	A-28	仮設計画図(3)(参考)	59	P-04	消火設備 改修後配置図
15	A-05	【体育倉庫】立面図・断面図	39	A-29	支障物件確認図	60	P-05	消火設備 改修後平面詳細図-(1)(2)
16	A-06	改修後配置図				61	P-06	消火設備 改修前配置図
17	A-07	改修前後高等部棟北平面図	40	D-01	改修前配置図	62	P-07	消火設備 改修前平面詳細図-(1)
18	A-08	改修前後中学部棟北平面図	41	D-02	消火ホッパ室(寄宿舎側)解体詳細図	63	P-08	消火設備 改修前平面詳細図-(2)
19	A-09	改修前後中学部棟南平面図・詳細図	42	D-03	消火ホッパ室(中学部棟北西)解体詳細図	64	P-09	消火設備 改修前平面詳細図-(3)
20	A-10	改修前後グランド東平面図	43	D-04	車庫解体詳細図			
21	A-11	改修前後寄宿舎棟南平面図	44	D-05	オイルタンク解体詳細図			
22	A-12	裏門廻り改修詳細図	45	D-06	外構撤去詳細図(1)			
23	A-13	グラウンド廻り平面図・フェンス詳細図	46	D-07	外構撤去詳細図(2)			
24	A-14	グラウンド南フェンス扉詳細図						

課 長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係 長	課 員	担 当

徳島県県土整備部宮繕課	●工事名 R 8 宮繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事	●図面番号 共-00	 株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
	●図面名 表紙・図面リスト	●縮尺 A2=NON A3=NON	

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

R8営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

2. 工事場所

徳島市国府町矢野

3. 建物概要

建物名称	体育倉庫棟	
構造・規模	鉄骨造 平屋建て	
敷地面積	18,709.22㎡	
延床面積	30.8㎡	
消防法施行例附表第1の区分	14項	

4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	外構工事、体育倉庫新築
	○外構工事に伴う屋外給水設備改修工事・グラウンド工事・既存建物解体工事他
	○体育倉庫新築に伴う電気工事、既存消火配管切替工事

5. 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 14 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方_徳島_ 徳島 地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。）が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に係る試行要領(案)」による。

6. その他

- 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。
- 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が発注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。

- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)

- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び提示

受注者は、下請契約(以下の③及び④の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダントラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

- 受注者は、高さが2m以上の箇所作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。

- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

10. 受注者の責務

- ② 受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならぬ。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

- ① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

- 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
 - 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
 - さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

- ① 発生材の処理等は、次により適正に行う。
 - 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあつては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

- ② アスベスト
 - 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の貸与 あり ・ なし

 - 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。
 - ・ 事前調査は、次の者が行うこと。
 - (1) 建築物:建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)又はこれと同等の能力を有する者(※)
 - (2) 工作物:下表のとおり

	対象となる工作物	事前調査を実施することができる者(下記のいずれか)
	<ul style="list-style-type: none">・ 反応槽 ・ 焼却設備 ・ 加熱炉 ・ ボイラー及び压力容器 ・ 変電設備 ・ 配電設備 ・ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)	<ul style="list-style-type: none">・ 工作物石綿事前調査者
	<ul style="list-style-type: none">・ トンネルの天井板 ・ プラットホームの上家 ・ 遮音壁 ・ 観光用エレベーターの昇降路の囲い建築物であるものを除く。) ・ 上記以外の工作物(塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。)	<ul style="list-style-type: none">・ 工作物石綿事前調査者 ・ 建築物石綿含有建材調査者(特定、一般) ・ これと同等の能力を有する者(※)
	<ul style="list-style-type: none">・ 上記以外の工作物(塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。)	

※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

- ・ 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
- ・ 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- ・ 調査結果は3年間保存すること。
- ・ 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - ・ 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - ・ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - ・ 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - ・ 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

- ③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。))及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。
 - 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコープス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コープス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
 - 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。

14. 建設現場の安全確保

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場の安全管理に関する事項を、以下のとおりとする。

建設現場の安全確保については、建設現場

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

- ④ 塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- ① 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
<ul style="list-style-type: none">バックホウ ホイローダ ブルドーザ 発動発電機(可搬式) 空気圧縮機(可搬式) ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ラフテレーンクレーン	<ul style="list-style-type: none">油圧ユニット(次に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマ、パイプハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) <p>ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>

- ② 低騒音・低振動型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。
なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種		
<ul style="list-style-type: none">ブルドーザー バックホウ(※) ドラグライン、グラムシェル トラクターショベル パイプハンマー(※) アースオーガー オイルケーシング掘削機 アースドリル	<ul style="list-style-type: none">さく岩機(コンクリートブリーダー) ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ コンクリートポンプ(車) コンクリート圧砕機 アスファルトフィニッシャー コンクリートカッター 空気圧縮機 発動発電機	<ul style="list-style-type: none">クローラークレーン、トラッククレーン、ホイールクレーン 油圧式杭抜き機、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機 <p>(※)印の機械は低振動基準有</p>

- ③ 特定自主検査

本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

- ④ 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。

また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- ① 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- ② 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- ① 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- ② 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリカド等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- ③ 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- ・ 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
- ・ 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事

原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事

原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	—	1回
3千万円以上5千万円未満	—	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」とすること。
- ③ 提出書類
 - ・ 竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
 - ・ 工事写真(電子データ2部)
 - ・ 使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
 - ・ 保全に関する資料
 - ・ その他監督員が指示する図書(必要部数)
- ④ しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びジナル形式をCD-R等に保存する。
- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- ① 対象物

工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- ② 付除外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

 - ・ 杭及び基礎工事
 - ・ コンクリート躯体工事
 - ・ 屋外付帯工事
 - ・ その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- ③ 付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期

工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
 - ・ 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - ・ 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定められた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

- 施工条件
施工条件は次による。

【関連工事】
○R8営繕 国府支援学校 徳・国府 ダイバーシティ棟改修工事建築(担)
○R8営繕 国府支援学校 徳・国府 ダイバーシティ棟改修工事電気(担)手確保型)
○R8営繕 国府支援学校 徳・国府 ダイバーシティ棟改修工事管(担)手確保型)
○R8営繕 国府支援学校 徳・国府 ダイバーシティ棟改修工事空調(担)手確保型)
○R8営繕 国府支援学校 徳・国府 中学部棟改修工事建築(担)手確保型)
○R8営繕 国府支援学校 徳・国府 中学部棟改修工事電気(担)手確保型)
○R8営繕 国府支援学校 徳・国府 中学部棟改修工事管(担)手確保型)
○R8営繕 国府支援学校 徳・国府 中学部棟改修工事空調(担)手確保型)
○R8営繕 国府支援学校 徳・国府 舗装工事

- 上記関連工事と施工上の各種調整を入念に行い、現場納まり上のトラブルや工程の遅延防止等に努めること。
- 本工事の受注者は、現場の着手にあたり、(本工事に係る)建物完成までのマスター工程表を作成し、上記関連工事の受注者に共有の上、特定の工事(ひとつの工事)工程にしわ寄せがくることがないよう、工程の調整を入念に行うこと。
※マスター工程表は可能な限り日付を詳細に書き記したものとすること。
また、完成したマスター工程表は適宜フォローアップし、最終版を竣工書類に装丁すること。
- 実施工程表は、マスター工程表をフォローする月間工程表、更にこれをフォローする月間工程表を定期的に作成の上、工事関係者(発注者の監督員、学校管理者、工事監理者)へ提出し、承認を得ること。

【工事現場の状況・施工上の制約等に関すること】

- 本工事対象施設は、特別支援学校の中でも児童数、生徒数及び職員数が県内最大規模の学校であることから、通学(通勤)時間帯においては、校内をはじめ学校周辺が非常に混雑する。よって、原則通学(通勤)時間帯における工事関係車両の入退場及び工事用資機材の搬入・搬出は行わないこと。
※基本的な通学時間帯は次のとおりである。詳細な時間帯は学部や曜日により異なり、また変動する場合もあるので十分注意すること。
・登校 8:30～9:30 ・下校 13:30～15:30
- 作業時間は、原則9:00～18:00までとする。ただし、事前に学校管理者と協議し承諾を得られた場合や、夜間又は休日作業となる工程についてはこの限りでない。
- 狭い学校敷地内を工夫しながら学校運営(授業・各種行事)を行っていることから、工事区域外における行為(工事車両の通行等)で学校敷地内を使用する場合は、事前に学校管理者にその概要を説明し、承諾を得ること。
- 本工事は、学校運営が継続している状態での工事となることから、学校運営に影響を及ぼす資機材の搬出入、騒音、振動、既存建物の停電、断水等を伴う工程は、事前に学校管理者にその概要を説明し、承諾を得ること。
- 学校行事(授業、体育祭、文化祭、参観日等のイベント等)により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有を行い、工程の遅延防止に努めること。
- 工事対象施設内では、工事区域外への無用な立入りは厳に禁ずるものとする。

【安全対策その他】

- 工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように十分注意し施工するものとする。
- 徒歩で通学する児童・生徒に配慮し、児童等の通学の安全を最優先に確保すること。
- 本工事施工中、第三者への危険防止の措置として、図示により敷地周囲に飛散防止のための成型鋼板を設置するものとする。
また、設置した仮設物については、異常の有無について常時点検し、倒壊や飛散の防止に努めること。
- 一般道路の清掃、粉じんの抑制に努め、破損した場合は施工者の負担にて補修を行うこと。

2. 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有 ・ 無)

備品等名称 :
保管場所 :
注意事項 :

3. 施工調査

調査期間
本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。
調査期間は 1 週間とする。切り直し時期については、施設管理者と協議すること。

4. 交通誘導警備員

- 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 日間配置すること。
- 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている ・ 義務付けられていない)
 - 警備員は、延 325 人 (昼 325 人、夜 人:うち検定合格警備員 人)を見込んでいる。
 - 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
 - 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
 - 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名(処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート(無筋)	四国リサイクル(株) (中間処分)	○	名西郡石井町高川原字高川原1696-1 名西郡石井町高川原字高川原1696-1	4.2	900	t
コンクリート(有筋)	四国リサイクル(株) (中間処分)	○	名西郡石井町高川原字高川原1696-1 名西郡石井町高川原字高川原1696-1	4.2	1,600	t
金属(処分)	(株)サンバイ		徳島市佐古四番町13-17 板野郡藍住町東中富字西向江傍示1-1	11.3	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	20.3	5,640	t
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	13.4	10,000	t
廃プラ	(株)リリース		三好郡東みよし町屋間字カトタ305-2 三好郡東みよし町屋間字カトタ305-2	59.3	16,000	m3
石膏ボード	(有)山一建設		阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	21.5	15,000	t
アスベスト含有成形板等	(株)明和クリーン		三好市山城町寺野字大休場956 三好市山城町寺野字大休場956	79.9	36,000	m3

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6. 建設発生土の処理

建設発生土の処理については、「 5 章 土工事」に記載している。なお、場外抛出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

7. 有価材の処理

- 有価材 (鉄骨(軽置鉄骨) ・ アルミサッシ ・ スチールサッシ)
- 古物商で適切に処理すること。

8. 他工事との取り合い

図面に記載されていない他工事との工事区分は別表「工事区分表(参考)」による。

9. 技能士の適用

- 技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
- 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をすとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業		
工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	○ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	○ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	○ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 <ul style="list-style-type: none">ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 アクリルゴム系塗膜防水工事作業 合成ゴム系シート防水工事作業 塩化ビニル系シート防水工事作業 セメント系防水工事作業 シーリング防水工事作業 改質アスファルトシートーチ工法防水工事作業 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 <ul style="list-style-type: none">木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

内装	内装仕上げ施工	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック系床仕上げ工事作業 カーペット系床仕上げ工事作業 鋼製下地工事作業 ボード仕上げ工事作業 カーテン工事作業 木質系床仕上げ工事作業
	表装	<ul style="list-style-type: none"> 表具作業 壁装作業
配管	配管	<ul style="list-style-type: none"> 建築配管作業
植栽	造園	<ul style="list-style-type: none"> 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	<ul style="list-style-type: none"> 冷凍空調和機器施工作業

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. ベンチマーク

設計GLの設定は、BM(KBM1+640)を±0とし、KBM1=(TP8.480)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。

3. 足場等

① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。

- 労働安全衛生法に基づく構造規格
- (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

④ 外部足場(図示の通り)

・壁つなぎ間隔(水平方向: 8.0m以下、鉛直方向: 9.0 m以下)

・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標注2.2.4)の別紙「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

⑤ 内部足場(図示の通り)

・壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)

⑥ 仮囲い(図示の通り)

⑦ ゲート(有) ・ 無 (図示の通り)

⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。

⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

⑩ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

⑪ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。

⑫ その他

4. 養生

① 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:シート養生)

② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法:シート養生)

③ 仮間仕切りは、(A種 ・ B種 ・ C種)とする。(養生方法:)

5. 監督員事務所

① 監督員事務所は(設ける (面積 m2程度) ・ 設けない)

② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。

- 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
- ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯
- 請負加入電話の子機
- 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
- ファクシミリ他

6. 工事用水、電力等

① 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

② 既存水利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

7. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

① 同用地は、(図示の場所に ・ 用意していない)で業者にて)設けること。ただし、施設管理者と協議すること。

② 借地借家料 円

3章 外壁改修工事

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

1. 仕上塗材仕上げ外壁改修工事(擁壁部分)

- 仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。
- 下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、2.外壁改修工法の種類及び材料による。

種 類		既存塗膜の除去及び下地調整の工法	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材
薄付け仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材Si							
	可とう形外装薄塗材Si							
	外装薄塗材E							
	可とう形外装薄塗材E							
	防水形外装薄塗材E							
	外装薄塗材S							
厚付け仕上塗材 JIS A 6909	外装厚塗材C							
	外装厚塗材E							
	外装厚塗材Si							
複層仕上塗材 JIS A 6909	複層塗材CE							
	可とう形複層塗材CE							
	複層塗材E	高圧水洗工法	金ごて	C-2	ゆず肌状	ローラー塗	なし	7ケル系
	複層塗材Si							
	複層塗材RE							
	防水形複層塗材CE							
可とう形改修用仕上塗材 JIS A 6909	防水形複層塗材E							
	防水形複層塗材RE							
	可とう形改修塗材E							
	可とう形改修塗材RE							
	可とう形改修塗材CE							

4章 アスベスト含有建材の除去等

I アスベスト含有建材の処理工事

1. 一般事項

- 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
- 石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。
- アスベスト粉塵濃度測定を(行) ・ 行わない)。
 - 濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法―第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
 - 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
 - 報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。
 - 測定場所及び箇所は図示による。測定時期(消火ポンプ室(寄宿舎側)解体前・解体中・解体後)

④ 施工計画

(1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。

(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。

⑤ アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

2. アスベスト含有成形板の除去

① 養生等

(1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。

外部足場	種類:	
	仕様:	枚布
	D=	cm
	シート種類:	
	囲う高さ:	m

(2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。

内部足場	種類:	
	仕様:	枚布
	D=	cm
	養生種別:	

② 工法

(1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきかて行うこと。

(2) 除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。

なお、やむを得ず切断、破砕等を行しなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。

ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。

建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。

③ 除去箇所一覧表

階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法
1	車庫	屋根	スレート小波板	48.8㎡	見なし含有

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

- ④ 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。
- ⑤ 施工記録等
 - (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
 - (2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

3. アスベスト含有仕上塗材の除去

① 工法

② 除去箇所一覧表

階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法
1	消火ホ ン 室(寄宿舎側)	外壁	ｱｸﾘﾙｼﾞﾝ	78.7㎡	分析結果含有

③ 隔離養生等

④ 除去したアスベスト含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包すること。

⑤ 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。

⑥ 施工記録等

- (1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
- (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間保存すること。
- (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

5章 土工事

1. 根切り

① 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。

② 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。

③ 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とすか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。

2. 排水

工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。

3. 埋め戻し及び盛土

① 使用土は(A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種)とし、機器により締め固める。

② 本工事は、次に掲げる工事からの建設発生土を使用するものとする。なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議すること。

なお、品質等により使用が困難な場合は、監督員と協議すること。

- ・利用目的 ： 盛土(埋め戻し)
- ・工事名 ： R〇〇営繕 〇〇工事建築(記入例)
- ・場所 ： 〇〇市〇〇町〇〇番地(記入例)

③ 本工事は、次に掲げる場所に仮置している建設発生土を使用すること。

- ・利用目的 ： 盛土(埋め戻し)
- ・場所 ： 〇〇市〇〇町〇〇番地(記入例)

④ 建設発生土を搬入する場合には、土壤検査結果を添付するものとし、「徳島県生活環境保全条例」の土壤基準に適合しないものについては、搬入することができない。

- ただし、次の場合は検査結果の添付の必要はない。
 - 公共工事間利用の場合で、監督員相互で同意がとれた場合
 - 購入土(切込砕石、砂、真砂土等)である場合

⑤ 余盛りは、土質に応じ監督員と協議の上、余盛り高さを決定すること。

⑥ 六価クロム溶出試験を(行) ・ 行わない)。

・行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。

・六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)について「六価クロム溶出試験実施要領(案)」(H13.5.11建設第166号一部変更)により実施する。

・土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。

4. 地均し

① 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。

② 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。

5. 建設発生土の処理

① 原則場内敷き均しとする。ただし、場外搬出が必要となった場合は下記による。

② 場外搬出適正処分とする。

民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4、000m3までごとに1回採取して、土壤検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壤検査及び水質検査の実施における留意点」による。

ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。

③ 土壤検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。

④ 場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。

- 他の工事現場等の指定(記入例)
 - ・排出土 ： 砂質土
 - ・工事名 ： R〇〇営繕 〇〇工事建築
 - ・場所 ： 〇〇市〇〇町〇〇番地
 - ・運搬距離 ： 〇〇kmを見込んでいる。
 - ・運搬経路 ： 〇〇市市道〇〇号線→〇〇町県道〇〇号線

なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議することとする。

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

- 最終処分場の指定(記入例)
 - ・排出土 ： 砂質土
 - ・会社名 ： 有限会社菊水物産
 - ・所在地 ： 鳴門市大麻町大谷字さぶ風谷14番他3筆
 - ・処分単価 ： 1m3当たり3400円(税抜き)
 - ・運搬距離 ： 18.6kmを見込んでいる。
 - ・運搬経路 ： 国道192号線→県道41号線→県道167号線→県道12号線→県道228号線
- なお、監督員との協議により処分先を変更する場合も、原則として特定事業場での処分とする。

3) 仮置き場の指定(記入例)

- ・場所 ： 〇〇市〇〇町〇〇番地

6章 地業工事

1. 一般事項

- ① 試験杭の位置及び本数は図示による。仕様は本杭と同じとする。
- ② 排水、排土等は産業廃棄物に該当するため、関係法令に基づき適正に処理すること。

2. 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等

① 材料は、市場品とする。

② 砂利及び砂地業

・砂利は、(切込砂利 ・ 切込砕石 ・ 再生クラッシュラン)とする。

種別	使用部位	厚さ	粒度範囲
切込砂利			
切込砕石	基礎下	50	C-40
再生クラッシュラン	土間下	100	RC-40

・締固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。

・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締固めを行う。

③ 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。

④ 捨コンクリートは、無筋コンクリート(スラブ15cm、設計基準強度18N/mm2)とし、厚さは 30、50 mmとする。

⑤ 床下防湿層は、ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上、重ね合せ及び基礎梁際ののみ込みは250mm、断熱材のある場合のみ込みは400mm以上とする。

⑥ 防湿層の位置は、土間スラブ又は土間コンクリートの直下とする。ただし、断熱材がある場合は、断熱材の直下とする。

3. 地盤改良

① 六価クロム溶出試験を(行) ・ 行わない)。

② 行った場合、土壤環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。

③ 六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12年3月31日 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。

7章 鉄筋工事

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D10～D16
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状: 寸法:100角 径:6φ	

2. 材料試験

材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 鉄筋の継手及び定着

① 鉄筋の継手は(重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手)とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。

② 鉄筋の継手の位置は図示による。

③ 結束線の端部は内側に折り曲げる。

④ 柱、梁の主筋は、(ガス圧接継手 ・ 機械式継手)とする。

⑤ 耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは()mmとする。

⑥ 先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。

⑦ スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。

ただし、地階を有しない1階土間を除く。

⑧ 鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。

⑨ 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

- ① 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
- ② 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。
- ③ 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。
- ④ 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図[1節－基礎及び基礎梁の配筋]～[7節－梁貫通孔その他配筋]による。

5. 配筋検査

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

6. あと施工アンカー工事(耐震改修工事に伴うものを除く)

- ① あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。
- ② 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。
- ③ 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。
- ④ 施工確認試験を(行う ・ 行わない)。 確認強度()kN 試験方法は標仕14.1.3(工)による。
- ⑤ あと施工アンカーは 金属系アンカー ・ 接着系アンカー)とする。
 - 金属系アンカー
 - 引張耐力()とする。
 - せん断耐力()とする。
 - アンカー本体の径()、埋込深さ()とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。
 - 接合筋の種類は()、径()、長さ()とする。
 - 接着系アンカー
 - 引張耐力(29.77kN)とする。
 - せん断耐力(20.84kN)とする。
 - アンカーの種類はカプセル型(ガラス製)とする。

8章 コンクリート工事

1. 一般事項

- ① コンクリートの種別
 - Ⅰ類(JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート)
 - Ⅱ類(JIS A 5308への適合したコンクリート)

コンクリートの種類	設計基準強度Fc(N/mm2)	調合管理強度Fn(N/mm2)	スラブ(cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量(t/m3)	適用箇所
普通コンクリート	21	21+S	18	有	－	2.3	倉庫基礎・擁壁
普通コンクリート	18	18	15	無	－	2.3	土間コンクリート・上記以外の小規模工作物等
普通コンクリート	18	18	15	無	－	2.3	捨てコンクリート

- ③ 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。

なお、構造体強度補正值(S)は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。

- ④ コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

- ・ 第4週強度確認

原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。

なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

- ⑤ レディミクストコンクリートの品質確保について
 - ・ 単位水量を含む正確な計画調合書を確認すること。
 - ・ 単位水量の測定は、150㎡に1回以上及び荷卸し時に品質の異常が認められた時に実施する。
 - ・ 単位水量を含む調合条件は、標仕による。
 - ・ 単位水量の管理目標値は次の通りとして施工する。

計画調合書の設計値との比較値	施工方法
±15kg/m ³ 以内	そのまま施工
±15～±20kg/m ³ の間	水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後設計値±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。
±20kg/m ³ を超える	生コンを打ち込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示する。その後全運搬車の測定を行い、設計値±20kg/m ³ 以内であることを確認する。さらに、設計値±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。

※不合格生コンは確実に持ち帰ったことを確認すること。

- ・ 単位水量管理についての記録は書面(計画調合書、製造管理記録、打込時の外気温、コンクリート温度等)と写真により確認する。受入検査とまとめて記録してもよい。

2. コンクリートの仕上がり

- ① コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3lによる。
- ② 合板せき板を用いる打放し上げの種別は(A) ・ (B) ・ (C)種とする。
- ③ コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5lによる。

3. 普通コンクリート

- ① セメントの種類は、(普通ポルトランドセメント ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種)とする。
 - ・ 高炉セメントB種適用箇所()
 - ・ フライアッシュセメントB種適用箇所()
- ② 骨材は、標仕6.3.1(2)による。
- ③ 細骨材としてフェロニッカルスラグ使用(できる ・ できない)。
- ④ 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。
- ⑤ コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4lによる。
- ⑥ 試験りは(行う ・ 行わない)。
- ⑦ 所要空気量は4.5%±1.5%とする。
- ⑧ 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

- 1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制
 - アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa2O(エヌエーツーオー)換算で3.0kg以下にする。
- 2) 抑制効果のある混合セメント等の使用
 - JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
- 3) 安全と認められる骨材の使用
 - 骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。
 - 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。
- ⑨ 混和材を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。

4. 打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継ぎ目地

- ① 打継ぎの位置
 - ・ 梁及びスラブ(スパンの中央又は端から1/4付近 ・ 図示による)
 - ・ 柱及び壁(スラブ、梁又は基礎の上端 ・ 図示による)
- ② コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3[目地寸法](1)(ア)による
- ③ ひび割れ誘発目地の位置(図示による ・)

5. レディミクストコンクリート工場の指定

工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

6. 型枠

- ① 型枠は、(県産木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。

型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
県産木製型枠	－	なし			
標仕6.8.2(2)(ア)	A種	なし			見えがかり部分(擁壁)
標仕6.8.2(2)(イ)	B種	なし	広葉樹	12mm	見えがかり部分(倉庫基礎)
標仕6.8.2(2)(イ)	C種	なし			
標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし	広葉樹	12mm	基礎・支柱基礎・柵

- ② スリーブの材種()

- ③ 打ち放し仕上げの打ち増し厚さは()mmとし、打ち増しの範囲は図示による。

- ④ 打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より 2mm程度、引込める。

7. 無筋コンクリート

- ① 無筋コンクリートは、次の場合に適用する。

- ・ 捨コンクリート
- ・ 補強筋を必要としないコンクリート

- ② 設計基準強度(18)N/mm² 、スラブ(15)cm

- ③ 適用箇所：

9章 鉄骨工事

1. 一般事項

- ① 製作工場は、国土交通大臣の認定による()グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。
- ② 鉄骨製作工場には施工管理技術者を(置く ・ 置かなくともよい)
- ③ 工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30～35×45cm)(H.4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。

2. 材料

- ① 鋼材は次による。

種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所
CGCC	JIS G3312	柱・梁・前桁・中桁
CGLCC	JIS G3322	後桁
SS400	JIS G3101	プレート・アンカープレート
STKM	JIS A5541	ターンバックル

- ② 高力ボルトは、(JIS形高力ボルト ・ トルシア形高力ボルト2種 ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト)とする。

径及び使用箇所は図示による。

規格番号等	規格名称等	セットの種類
建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア形高力ボルト	JSS II 09
JIS B 1186	JIS形高力ボルト	2種(F10T)
建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種(F8T)

- ③ 普通ボルト及びナットの材料等は(JIS付属品(JIS B 1180及びJIS B 1181) ・ JIS本体規格品(ISO規格))とする。

径は、()とし、使用箇所は図示による。

- ④ 構造用アンカーボルトの材質は(ABR400 ・ ABR490)とする。

- ⑤ 建方用アンカーボルトの材質は(SS400 ・ SS490)とする。

- ⑥ 溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。

- ⑦ ターンバックル

- ・ 胴の種類(割枠式 ・ パイプ式)

- ・ ボルトの種類(羽子板ボルト ・ 両ねじボルト ・ アイボルト)

- ・ ねじの呼び及びターンバックルの呼び長さは、(7φ用)×()mmとする。

- ⑧ 柱底均しモルタルを無収縮モルタルとする場合は次による。

- ・ セメントは、JIS R 5210による普通又は早強ポルトランドセメントとする。

- ・ 混和材は、セメント系膨張材(酸化カルシウム、カルシウム・サルファ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの)とする。

- ・ 砂、配合比等は、製造所の仕様による。

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

- ・無収縮モルタルの品質及び試験方法は、標仕 表7.2.5による。

10章 タイル工事

- 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地
- セメントモルタルによるタイル張り

施工箇所	形状/寸法 (mm)	吸水率による区分 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ類)	うわぐすり (施ゆう・無ゆう)	役物 (有・無)	色 (標準・特注)	再生材の 適用	耐凍害性 (有・無)	耐滑り性 (有・無)	備考
足洗い場	25mm角	Ⅰ類	施ゆう	有	標準	-	無	無	

- 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。
- タイルの製造所：原則、評価名簿による。評価名簿によらない場合は監督員の承諾を得ること。
- 見本焼きを(行う ・ 行わない)。
- 試験張りを(行う ・ 行わない)。
- 既製調合モルタルの製造所：評価名簿による。
- 保水材の混入量は、実績等の資料を提出したうえで、監督員の承認を得ること。

11章 屋根及びとい工事

- 一般事項
 - 屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。
 - 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。
 - 建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速V₀=(36)m/s 地表面粗度区分(Ⅰ ・ Ⅱ ・ Ⅲ ・ Ⅳ)
積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)

- 折板葺
 - 折板は、JIS A 6514(金属製折板屋根構成材)による。

施工箇所	材質	鋼板の厚さ (mm)	塗装面	形式	山高(mm)	山ピッチ (mm)	耐力	軒先面戸 の適用	裏打ち材 の有無
体育倉庫	塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板	0.6	片面	重ね形	88	200	2400N/m以上	-	有

- タイトフレームに使用する材料は、JIS G 3302による。
 - 断熱材(有り 厚さ mm、種別 、防火性能 時間 ・ (なし))
 - 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。また、タイトフレーム、けらば納めは屋根葺き工法に応じた専門業者の仕様による。
 - 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔、固定方法を施工計画書として提出する。
 - 耐雪性能に対応した工法の適用(有り ・ (無し))。

- とい
 - 材種(VP) 径(50)。
 - とい受金物 材種()形状(メーカーによる)取付間隔()。
 - 防露の施工箇所は図示により、図示のもの以外は標仕表13.5.3による。ロックウール又はグラスウール保温筒のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のロックウール又はグラスウール保温筒を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
 - 銅管製といの防露巻きは、図示による。それ以外の場合は、標仕表13.5.4により行う。
 - 硬質塩化ビニル雨どいの1本の長さは、10m以内とし、伸縮に対応する工法を選択すること。
 - ルーフトレンの種別()
 - ルーフトレンの製造所：評価名簿による。
 - ルーフトレン及びといは、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。
 - さがり止めは図面により、図示のもの以外は標仕13.5.3(1)(ア)(d)又は13.5.3(2)(イ)による。

12章 排水工事

- 排水管
排水管材料

材種	管の種類	呼び径	備考
硬質ポリ塩化ビニル管	VP	50・100・150・200	
硬質ポリ塩化ビニル管	VU	200	
遠心力鉄筋コンクリート管	HP	150・200	

- 側境の形状：図示
- 排水マスの種類：図示
- グレーチング

材質	用途	適用荷重	メインピッチ	亜鉛めっき付着量	上面形状	備考
ステンレス	溝ふた	T-2・14	細目	-	凹凸型	
ステンレス	U字溝用	歩行用・T-2・14・25	細目	-	凹凸型	

製造所：評価名簿による。

- 鋳鉄製マンホールふた

名称	種類	適用荷重	備考

製造所：評価名簿による。

- 砂の粒度試験は、(行う ・ 行わない)。

工事名：R 8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

- 街きよ、縁石、側溝
 - 砂利地業の厚さは、(100)mmとする。
 - コンクリート設計基準強度(18)N/mm²、スラブ(15)cm
 - 街きよ、縁石及び側溝

名称	形状	寸法	備考
U字側溝	240型	240型	
縁石	図示	図示	

13章 舗装工事

- 路床
 - 盛土材料((A) ・ (B) ・ C ・ D)種
 - 凍上抑制層材料()、凍上抑制層厚さ()
 - 透水性舗装フィルター材料()透水性舗装フィルター厚さ()
 - 路床安定処理材は()とし、厚さ()、CBR()
 - 六価クロム溶出試験を(行う ・ 行わない)。
行った場合、土壌環境基準以下であることを確認すると共に、試験結果(計量証明書)を監督員に提出するものとする。
六価クロム溶出試験は、「セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する当面の措置」(平成12.3.31 建設第258号)の「六価クロム溶出試験実施要領(案)」により実施する。土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合、試験の結果、六価クロムの溶出量が土壌環境基準を超えた場合等は、監督員と協議するものとする。
 - 路床土の支持力比(CBR)試験は(行う [乱した土 ・ 乱さない土] ・ 行わない)。
 - 路床締固め度試験は(行う ・ 行わない)。
 - 砂の粒度試験は(行う ・ 行わない)。
 - 現場CBR試験を(行う ・ 行わない)。

- 路盤
 - 路盤材料(再生クワツヤラン)、車道部の厚さ(150)mm
 - 締固め試験は(行う ・ 行わない)。
 - 路盤の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

- アスファルト舗装
 - | 舗装の種類 | 部位 | 舗装の厚さ(mm) |
|--------------|-------|-----------|
| アスファルト | 表層、基層 | 50mm |
| アスファルトオーバーレイ | 表層、基層 | 30mm |
 - 再生加熱アスファルト混合物を(使用する ・ 使用しない)。

舗装の種類	種類	備考
加熱アスファルト混合物		
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	
 - シールコートは(行う ・ 行わない)。
 - アスファルト混合物の抽出試験は(行) ・ 行わない)。
 - 切取り試験を(行) ・ 行わない)。
 - 表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。
 - 地域は(一般地域 ・ 寒冷地域)とする。
 - 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。

- コンクリート舗装
 - コンクリート設計基準強度(18)N/mm²、スラブ(15)cm、細骨材の最大寸法(20)
 - 表面の仕上げ(B種)

舗装の種類	部位	舗装の厚さ(mm)
普通コンクリート舗装	土間	150

- 目地材は注入の場合(低弾性タイプ ・ 高弾性タイプ)による。

- 目地

部位	目地の種類	目地の間隔
全て	Vカット	2000mm

- 溶接金網は使用(する ・ しない)。
- コンクリート版の厚さは、型枠据付後、水系又はレベルにより測定する。
- 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。
- 表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

- 砂利敷き
砂利敷きの種別は(A ・ (B))種とする。

- 区画線
 - 路面標示位置、間隔は図示による。
 - 材料、種類(溶融)、色(白)、塗布幅(150・300・450mm)、塗布厚さ(1.5mm)

工事名：R 8 宮繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

7. 排水の処理
舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。

14章 植栽工事

- 一般事項
 - ① 土壤の水素イオン濃度指数(pH)の試験は(行う ・ 行わない)。
 - ② 土壤の電気伝導度(EC)等の試験は(行う ・ 行わない)。
- 植栽基盤
 - ① 植栽基盤整備工法は(A ・ B ・ C ・ D)種とする。
 - ② 土壤改良材は(適用する ・ 適用しない)。
材料()、使用量()
 - ③ 有効土層の面積及び厚さは図示による。
 - ④ 排水設備は(暗渠 ・ 開渠 ・ 排水層 ・ 縦穴排水)を設ける。
- 植樹
 - ① 樹木の樹種、寸法、株立数及び刈込みものは図示による。
 - ② 植え込み用土は(現場発生土 ・ 客土)とする。客土は()とする。
 - ③ 支柱丸太及び添え木丸太は、加圧式防腐処理丸太材(ACQ処理)とする。
 - ④ 支柱の形式は(添え柱形 ・ 鳥居形 ・ ハツ掛け形 ・ 布掛け形 ・ ワイヤ掛け形 ・ 地下埋設形)とする。
 - ⑤ 幹巻き用材料は、(幹巻き用テープ ・ わら及びこも)とする。
 - ⑥ 新植樹木の枯補償期間は、引渡の日から(1 年)とする。
 - ⑦ 移植樹木の枯損処置期間は、引渡の日から(年)とする。

15章 困障工事

- フェンス
 - ① フェンスの種類(ビニル被覆エキスパンドフェンス ・ 樹脂塗装メッシュフェンス ・ 鋼管フェンス ・ アルミフェンス)
 - ② 高さ(図示)
 - ③ 詳細は共通詳細図による。

2. 防球ネット

- ① プレストレスコンクリートくいとび鋼くい地業

くいの種類	プレストレスコンクリートくい(PHC)	鋼くい
規格・材質など	13-19-10	
断面寸法	-	
継手	なし	あり(・溶接式・)

② コンクリートボールの種類

呼び名 13-19-10 継手なし

規格 ・JIS規格品 ・JIS規格同等品

⑨ 装柱金具の塗装は溶融亜鉛めっきとする

④ 亜鉛めっき鋼より線はJIS G3537 1種A型とする

⑤ ネットの種類 高対候性ポリオレフィン繊維ネット

目合い ・45mm ・40mm ・37.5mm

線径 ・1.9mm ・1.6mm 1.3mm

16章 解体施工

1. 一般事項

- ① 空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。
- ② 建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。
- ③ 解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合
は速やかに清掃すること。
- ④ 解体は全て分別解体により行い、次により工事写真撮影すること。
 - 1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面
 - 2) 内装材を分別して集積したところ(特にせつこうボードは他のボードと区別すること)
 - 3) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと)
 - 4) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)

2. 工事の範囲

構造物の地中部の取り壊しは特記なき限りベース下端捨てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。

3. 構内舗装等

- ① 樹木等の伐採抜根及び移設 方法(図示)
- ② 舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。

4. 地下埋設物・埋設配管等

解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。

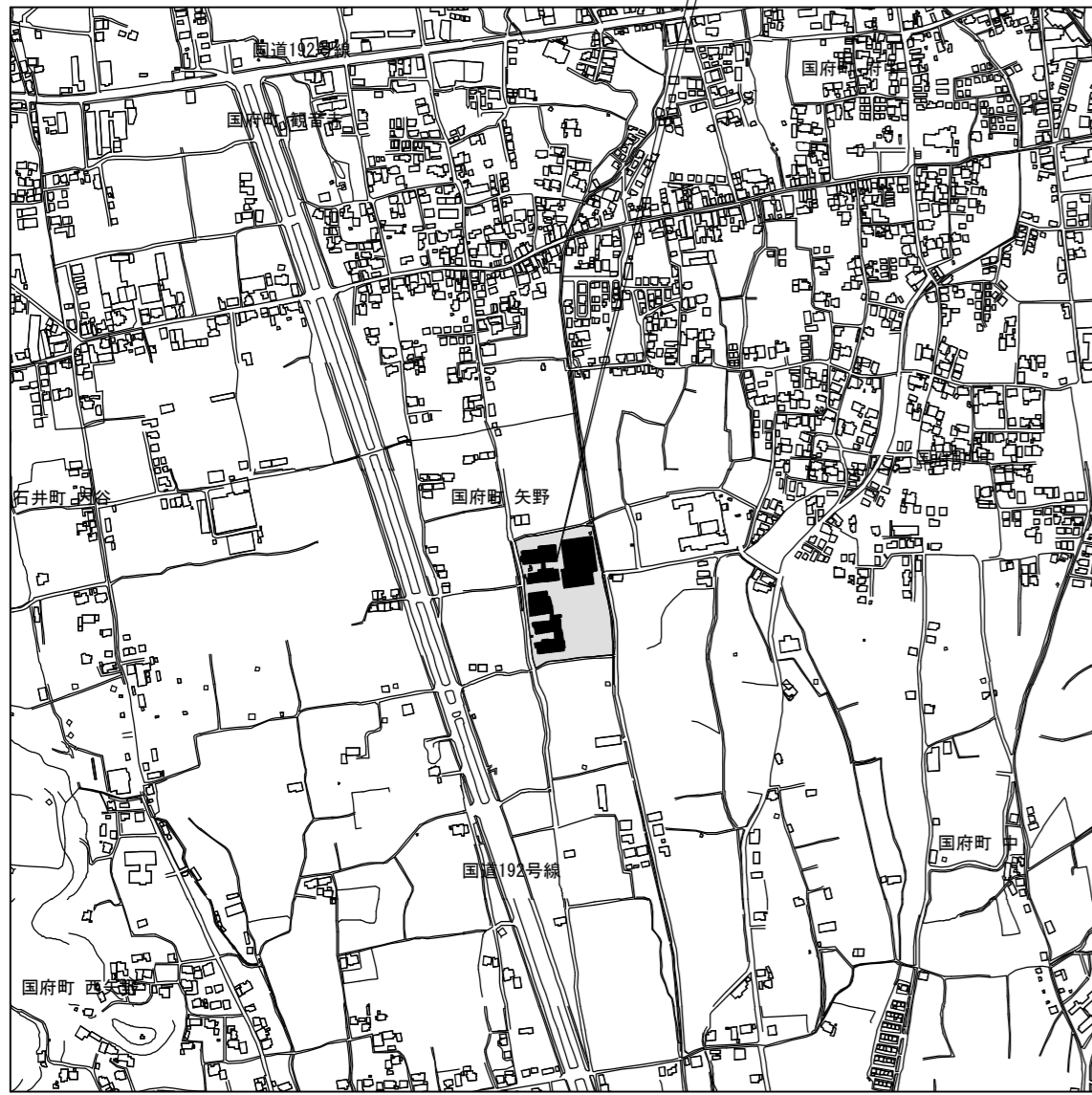
5. 整地・埋戻し・盛土

埋戻しは、(購入土 ・ クラシタラン ・ 再生クラッシュヤラン ・ 現場発生土 ・ 他工事の現場発生土)とする。

新設(新築)工事 工事概要				
記号	凡例	工事種目名称	数量等	備考
Ⓐ		体育倉庫：鉄骨造、平屋建 床面積=30.80㎡	1か所	
Ⓑ		アスファルト舗装	4,645.27㎡	別途工事
Ⓒ		コンクリート舗装	30.53㎡	別途工事
Ⓓ		クレイ舗装(グラウンド整備)	3,528.69㎡	別途工事
Ⓔ		真砂土敷き	141.48㎡	別途工事
Ⓕ		砕石敷き	154.28㎡	別途工事
Ⓖ		地先境界ブロック(120×120×600)	21.26m	
Ⓗ		花壇縁石ブロック(120×150×600) 植栽 サクラ(ソメイヨシノ)H2.0m×1本鳥居型支柱共	11.91m	体育倉庫東
Ⓘ		タイヤ止め(40/120×150×2000×600)	146か所	別途工事
Ⓝ-1		U字側溝 W240 (蓋共) 鉄筋コンクリートU型用蓋	204.45m	蓋のみ新設： 10.07m
Ⓝ-2		U字側溝 W240 (蓋共) 鉄筋コンクリートU型(呼び名240)、グレーチング蓋	214.03m	蓋耐荷重は A-23図参照
Ⓝ-3		U字側溝 W240 (蓋なし) 鉄筋コンクリートU型(呼び名240)	59.73m	
Ⓝ-4		U字側溝 W240 (蓋共) 鉄筋コンクリートU型(呼び名240)、ゴム蓋	107.02m	
Ⓝ-5		現場打ち側溝 W400×H400×L600 (蓋共) 鉄筋コンクリート蓋	0.60m	
Ⓚ		足洗い場 鉄筋コンクリート躯体L=1,800 D=1,510 H=1,120	1か所	
Ⓛ		砂場 3.0×10.0m、周囲、鉄筋コンクリート製砂場枠、洗砂敷	1か所	
Ⓜ		アコーディオン門扉(7尺製、片引き) 有効W=5,920 H=1,400、コンクリート基礎共	1か所	
Ⓝ		2連スライド門扉(7尺製、片引き) 有効W=4,000 H=1,400、コンクリート基礎共	1か所	
Ⓞ		かまどベンチ D=335 L=1,400 H=410、コンクリート基礎	3か所	
Ⓟ		集水樹(雨水) 現場打ち樹 塩ビ製小口径樹	38か所 6か所	サイズは雨水樹 リスト参照
Ⓠ		排水管(雨水) VP50φ VP100φ VP150φ VP200φ VU200φ HP100φ HP200φ	3.77m 5.87m 133.29m 100.96m 65.70m 8.51m 44.93m	
Ⓡ		既存縦樋接続(U字側溝・樹)、新規排水管接続(U字側溝・樹) コア抜き、補修	4か所 14か所	縦樋 排水管
Ⓢ		グラウンドライン用ネット(カーボン製、ポリエチレン製φ76φ) 120m×4m、50m直線3m×4m 40m×20mネット×2 ヲフホース位置	73か所	想定競技 サッカー、ドッジボール ラグビー テニス サッカー、バスケットボール
Ⓣ		グラウンド排水敷設 暗渠管75φ 暗渠管100φ	406.2m 69.4m	
Ⓤ		防球ネット新設 グラウンド南・東側：H=10m	113.60m	
Ⓥ		カーブミラー新設 グラウンド南西側フェンス内側、基礎共	1か所	
Ⓦ		裏門扉改修 壁天端コンクリート補修・モルタル補修、壁面：下地調整・複層塗材E	1式	

新設(新築)工事 工事概要				
記号	凡例	工事種目名称	数量等	備考
ⓧ-1		フェンス・フェンスドア新設：グラウンド北西側 1. ネットフェンスH=2,000+L型基礎 2. ネットフェンスドア：両開き W=2,000、H=2,185+独立基礎 3. ネットフェンスドア：両開き W=3,000、H=2,285+独立基礎 4. ネットフェンスドア：片開き W=1,000、H=2,000+独立基礎	116.00m 1か所 1か所 1か所	
ⓧ-2		フェンス新設：グラウンド東側 1. メッシュフェンスH=1,500+擁壁新設	75.35m	
ⓧ-3		フェンス新設：高等部棟・中学部棟・グランド棟西側 1. メッシュフェンスH=1,500+独立基礎、既存擁壁補修の上DP塗	90.60m 128.88m	フェンス 擁壁
ⓧ-4		フェンス新設：中学部棟北側 貯水槽部 1. メッシュフェンスH=1,800+独立基礎1箇所、既存支柱一部使用	3.24m	
ⓧ-5		フェンス・フェンスドア新設：寄宿舎南側 階段部 1. ネットフェンス H=2,000+L型基礎 2. ネットフェンスドア：片開き W=1,000、H=2,000+独立基礎 ※ コンクリート階段及び土間新設	2.40m 1か所	
ⓧ-6		フェンス・フェンスドア新設：高等部及び校舎北側 1. ネットフェンス H=1,500+既存基礎7抜き補修 2. ネットフェンスドア：片開き W=1,000、H=1,500+既存基礎7抜き補修	76.55m 1か所	
ⓧ-7		フェンス新設：寄宿舎棟西側 1. ネットフェンス H=1,200+既存基礎7抜き補修	2.00m	
ⓧ-8		フェンス再取付：寄宿舎南側 1. ネットフェンス H=2,150+擁壁嵩上げコンクリートH200	3.04m	
ⓧ-9		フェンス新設：グラウンド南側 1. ネットフェンスH=1,500+擁壁新設	56.59m	
ⓧ-10		フェンス新設：裏門 1. 格子フェンス H=1,500+既存基礎7抜き補修	1式	
Ⓨ-1		駐車場区画線引き：一般区画線(車線共) 白線 W=150	412.97m	別途工事
Ⓨ-2		横断歩道表示線引き：中学部棟南、寄宿舎棟北東側 白線 W=450、L=2000 4本	2か所	別途工事
Ⓨ-3		横断歩道表示線引き：寄宿舎棟北東側、校舎棟南側 白線 W=450、L=3000 10本(寄宿舎)、32本(校舎棟)	1か所 1か所	別途工事
Ⓨ-4		停止線線引き 白線 W=300、L=5000	3か所	別途工事
Ⓨ-5		停止線線引き 白線 W=300、L=3000	2か所	別途工事
Ⓨ-6		パーキングパーミット表示：校舎棟南西、グランド棟東 1. セプラ表示、白線W=150 2. 車椅子マーク表示シート(1.35m×1.35m) ※表示内容は協議の上決定する 3. 立看板(5か所)	6か所	別途工事
Ⓩ		既存貯水槽水洗いの上防染塗装	1か所	中学部棟北西

解体撤去工事 工事概要				
記号	凡例	工事種目名称	数量等	備考
Ⓐ		消火ポンプ室(寄宿舎棟南)：CB造 平屋建て床面積=12.56㎡ ・砕石まで撤去、埋戻し(A種)。	1棟	
Ⓑ		消火ポンプ室1・温室・消火ポンプ室2(高等部棟南西) 1. 消火ポンプ室1：CB造平屋建て 床面積=6.93㎡ ・地下水層壁は、GL-500まで撤去、埋戻し(A種)、床底コア抜き4か所。 2. 温室：アルミ製フレーム+ガラス張平屋建て床面積=3.47㎡ 3. 消火ポンプ室2：CB造平屋建て 床面積=6.64㎡	1棟 1棟 1棟	
Ⓒ		車庫(寄宿舎棟南)：鉄骨造平屋建て 床面積=12.56㎡ ・鉄筋コンクリート独立基礎、コンクリート土間共撤去	1棟	
Ⓓ		オイルタンク(グランド棟北)：鉄筋コンクリート槽(6.816×2.640) ・地下部壁は、GL-500まで撤去、埋戻し(A種)、床底コア抜き4か所。 ・タンク撤去の上砂充填。 案内板：鉄骨フレーム(W980×H860)・コンクリート基礎共撤去	1か所 1か所	
Ⓔ		アスファルト舗装 ・再生アスファルト混合物t50撤去、再生クワッパランt150残置	1135.74㎡	
Ⓕ		コンクリート舗装 ・鉄筋コンクリートt150撤去、再生クワッパランt100残置	14.38㎡	
Ⓖ		アスファルトオーバーレイ+コンクリート舗装 ・アスファルトt30、ビツスラブコンクリートt150残置	5.27㎡	
Ⓗ		緑石(コンクリート製150×150×600) ・敷きモルタルt20、捨てコンクリートt100撤去、砕石t100残置	37.19m	
①-1		現場打ち側溝(鉄筋コンクリートW=460、H=350~740) コンクリート蓋共 ・捨てコンクリートt50撤去、砕石t120残置	107.12m	
①-2		側溝立上り(鉄筋コンクリート W=100、H=510~550) ※ 中学部棟北東	4.95m	
①-3		U字側溝 W240 (蓋共) 鉄筋コンクリートU型(呼び名240)、鉄筋コンクリートU型用蓋 ・捨てコンクリートt30撤去、砕石t100残置	147.50m	
Ⓝ		鉄筋コンクリート擁壁一部撤去(t-210、H1500)、門扉共 ・カッターにて切断	9.68m	
Ⓚ		配管基礎撤去(350φ×H600(高さは想定)) 配管基礎撤去(350φ×H50はつりの上モルタル補修) 設備基礎撤去(550φ×H70はつりの上モルタル補修)	10か所 7か所 1か所	独立基礎 犬走り 犬走り
Ⓛ-1		フェンス撤去：敷地周囲 ・ネットフェンス H=1,200のみ撤去+既存基礎残置	11.70m	
Ⓛ-2		フェンス撤去：中学部棟北西側 ・ネットフェンス H=1,800のみ撤去+通し基礎共撤去	22.00m	
Ⓛ-3		フェンス撤去：中学部棟北西側 ・ネットフェンス H=1,800撤去+既存独立基礎共撤去	7.04m	
Ⓛ-4		フェンス撤去：寄宿舎南東部 ・ネットフェンス H=2,000撤去	14.25m	
Ⓛ-5		フェンス撤去：グラウンド南西側 ・ネットフェンス H=2,150のみ撤去(一部支柱残置)、下部0Bt150×H200撤去	25.43m	
Ⓛ-6		フェンス撤去：敷地西側 ・ネットフェンス H=1,200撤去+既存基礎上部からH620撤去	92.60m	
Ⓛ-7		擁壁撤去：敷地南東側 1. ネットフェンス H=1,200撤去+既存擁壁撤去 2. ネットフェンス H=2,000撤去+既存擁壁撤去	58.90m 37.67m	
Ⓜ		雨水樹 RC集水樹・ポリプロピレン樹・塩ビ製小口径樹	18か所	サイズは雨水樹 撤去リスト参照
Ⓝ		排水管(雨水) VP150φ VP200φ	113.72m 6.65m	
Ⓞ		中学部棟南側階段撤去	1式	
Ⓟ		植栽撤去 伐採 切株伐採	58本 1本 17本	グランド棟西 寄宿舎棟南西



附近見取図 1/10000

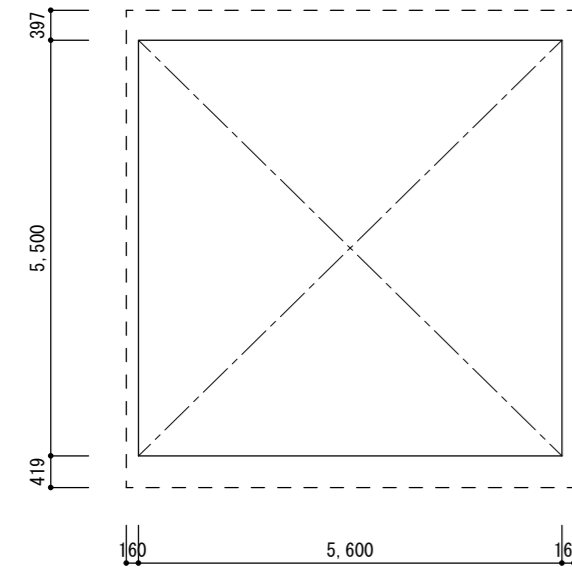


配置図 1/500



■全体面積算定表 (敷地面積 : 17,336.55+1,323.63=18,660.18㎡)

記号	用途	構造	階数	建築面積(m2)	延べ面積(m2)	備考
A	高等部棟	RC+S	3	999.64	2,523.63	
B	中学部棟	RC	3	428.92	1,331.79	
C	管理棟	RC	3	(764.68)	(1,674.17)	解体済(別途工事)
D	ダイバーシティ棟	RC	3	665.00	1,445.00	
E	小学部棟	RC	2	(1,201.64)	(1,728.14)	解体(別途工事)
F	寄宿舎棟	RC	2	1,139.24	1,967.80	
G	渡り廊下	RC	2	40.27	80.54	
H	新校舎棟	RC	4	2,909.69	9,993.04	体育館新築工事での面積算入
I	渡り廊下棟	S	3	41.77	83.54	新校舎-中学部棟間
J	体育館棟	S	3	856.57	1,810.18	
K	渡り廊下棟	S	3	32.93	65.86	新校舎-体育館棟間
L	バス車庫	S	1	(109.80)	(109.80)	解体済(別途工事)
	その他			77.48	200.86	今回解体建物以外
	その他			(136.28)	(102.31)	今回解体建物
既設建物(解体建物除く) 計				7,191.51	19,502.24	今回解体建物
計画建物1	体育倉庫	S	1	30.80	30.80	
新築建物 計				30.80	30.80	
合計				7,222.31	19,533.04	

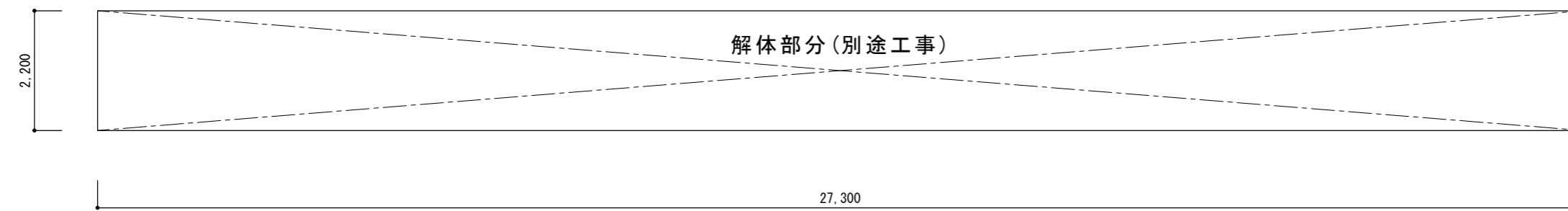


■面積算定表【体育倉庫】(単位:㎡)

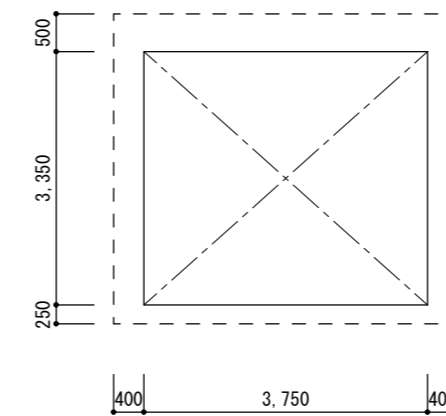
1階	5,600 × 5,500	30.80
小計		30.80
延べ床面積	1階床面積	30.80
建築面積	建築面積	30.80

■面積算定表【解体建物】(単位:㎡)

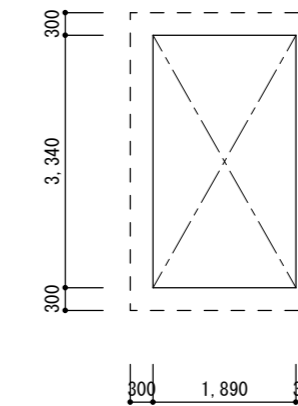
ホッパ室(寄宿舎)	1階	3,750 × 3,350	12.56
	地階	3,750 × 3,350	12.56
ホッパ室1(貯水槽廻り)	1階	1,890 × 3,340	6.31
	地階	4,050 × 3,340	13.53
ホッパ室2(貯水槽廻り)	1階	2,950 × 2,250	6.34
	車庫	9,000 × 5,000	45.00
渡り廊下(一部)	1階	27,300 × 2,200	60.06
ゴミ庫	1階	4,590 × 1,310	6.01
小計			162.37
延べ床面積			102.31
建築面積			136.28



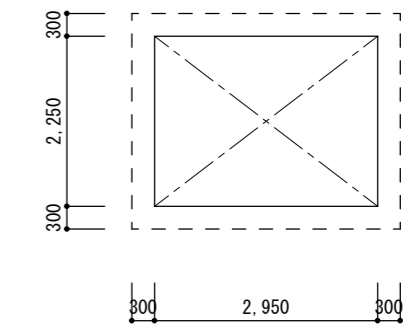
渡り廊下求積図 1/100



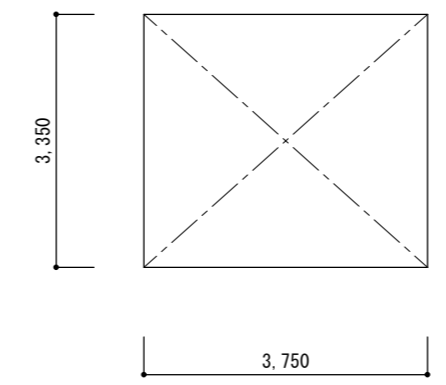
ホッパ室(寄宿舎)求積図 1/100



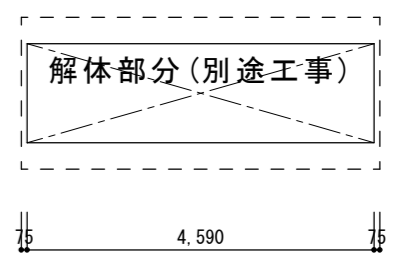
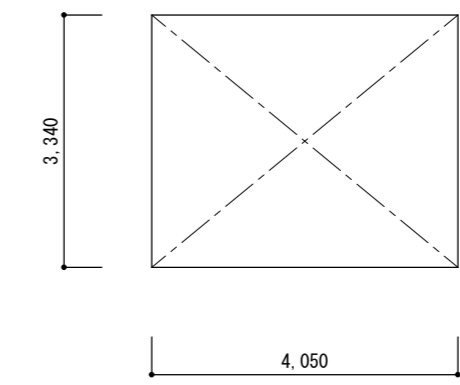
ホッパ室1(貯水槽廻り)求積図 1/100



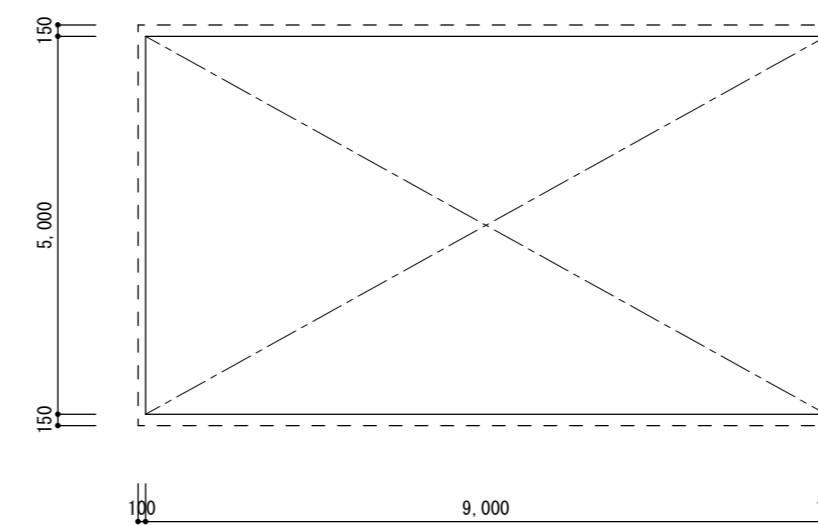
ホッパ室2(貯水槽廻り)求積図 1/100



車庫求積図 1/100



ゴミ庫求積図 1/100



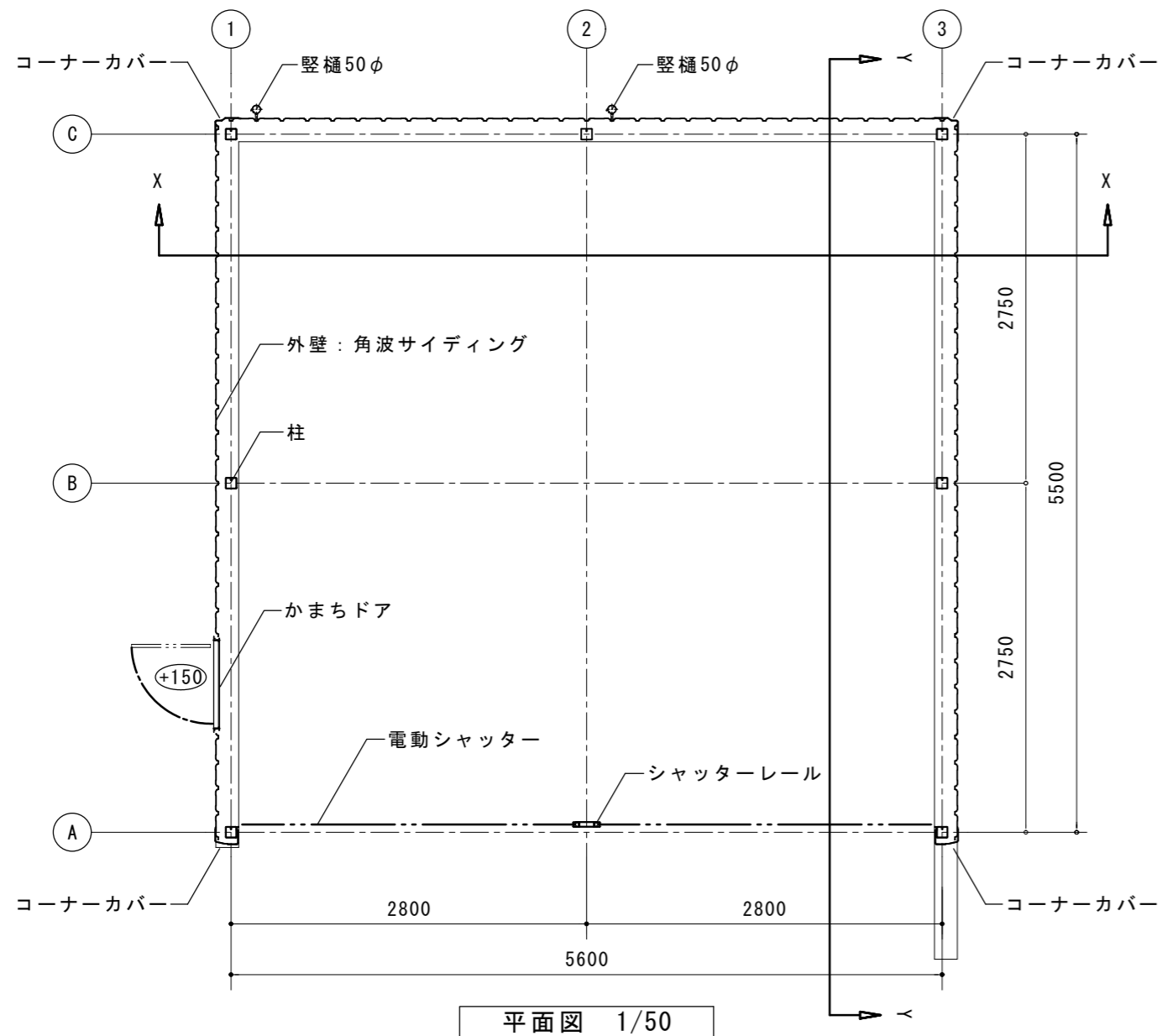
車庫求積図 1/100

●工事名 R8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事
●図面名 求積図・求積表・AVSチェックリスト

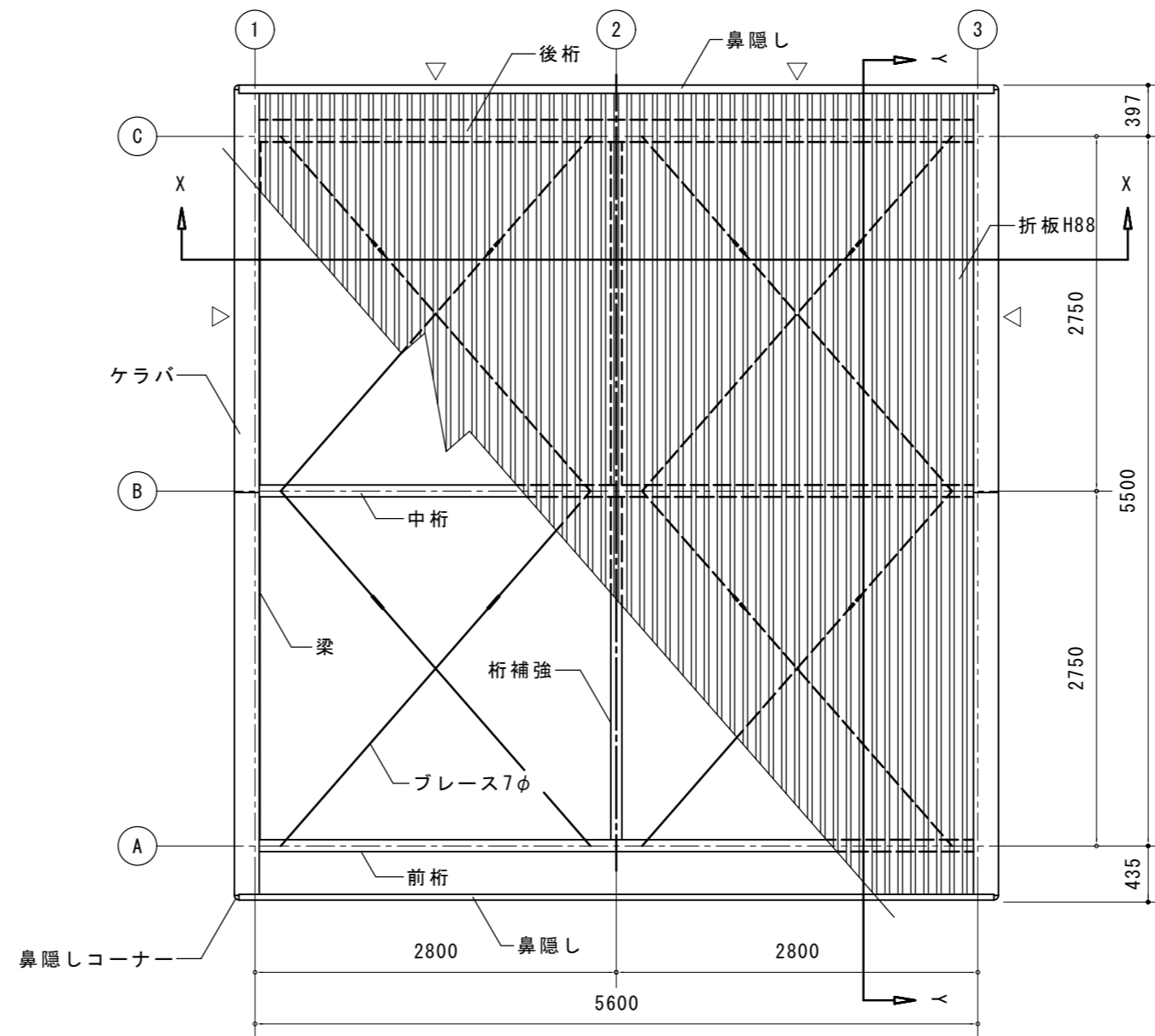
●図面番号 A-03
●縮尺 A2=1/100
A3=71%

株式会社 宮建築設計
MIYAMA 会社
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

徳島県県土整備部営繕課

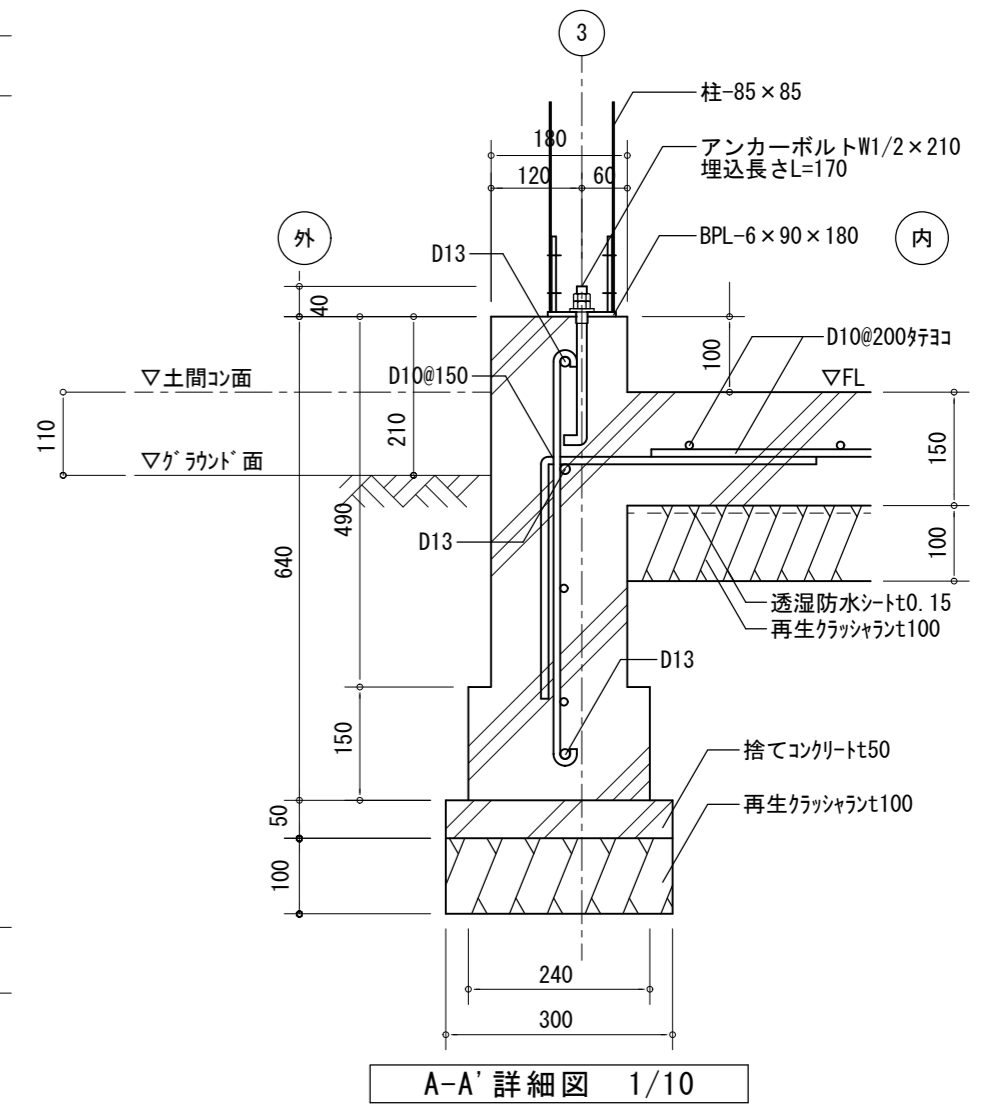


平面図 1/50

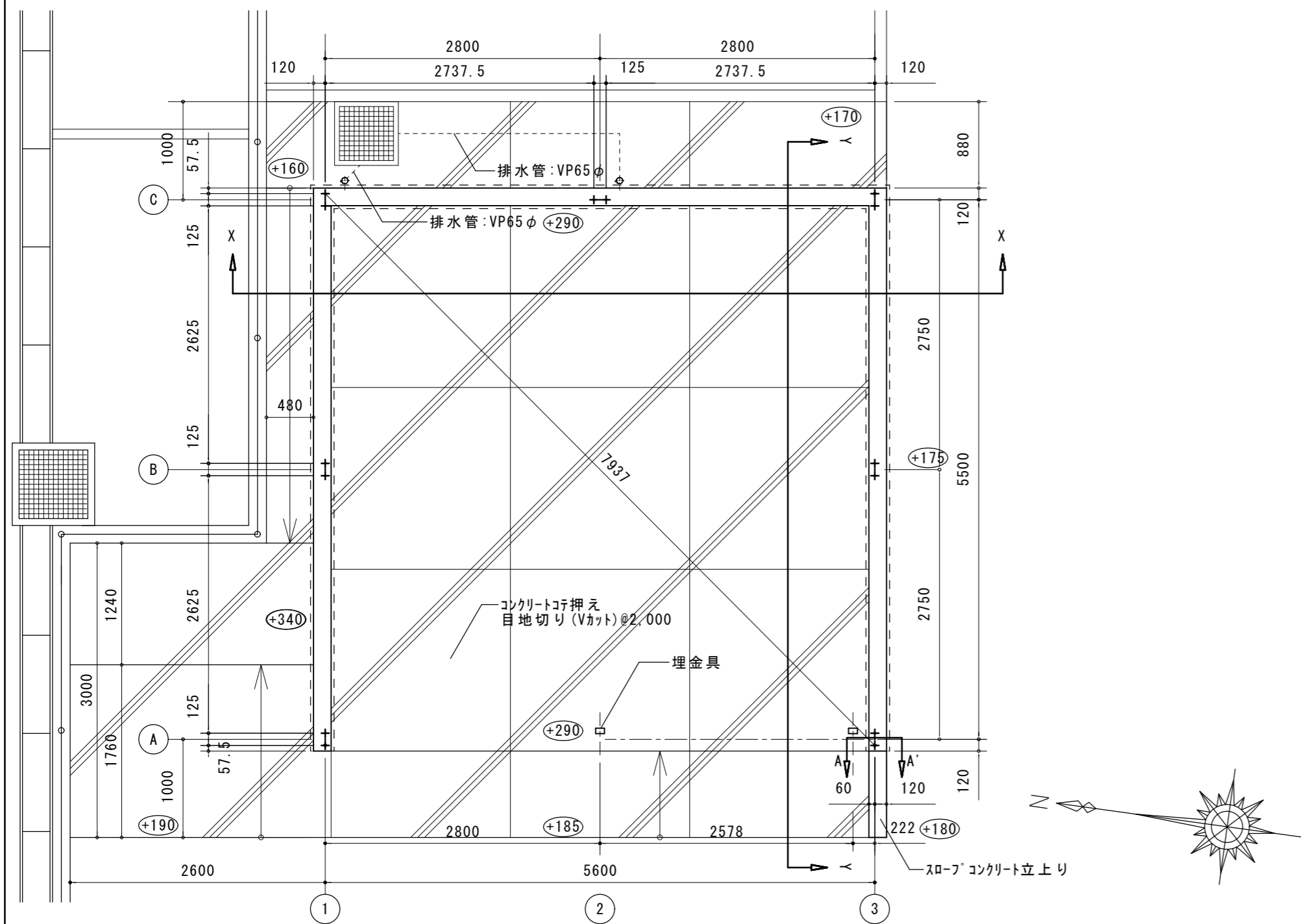


小屋伏図 1/50

▷ は、ブレース7φとする。



A-A' 詳細図 1/10



基礎伏図 1/50 (***) : 設計GLからの高さを示す

建築面積	30.8㎡	(間口柱芯寸法) × (奥行柱芯寸法)
------	-------	---------------------

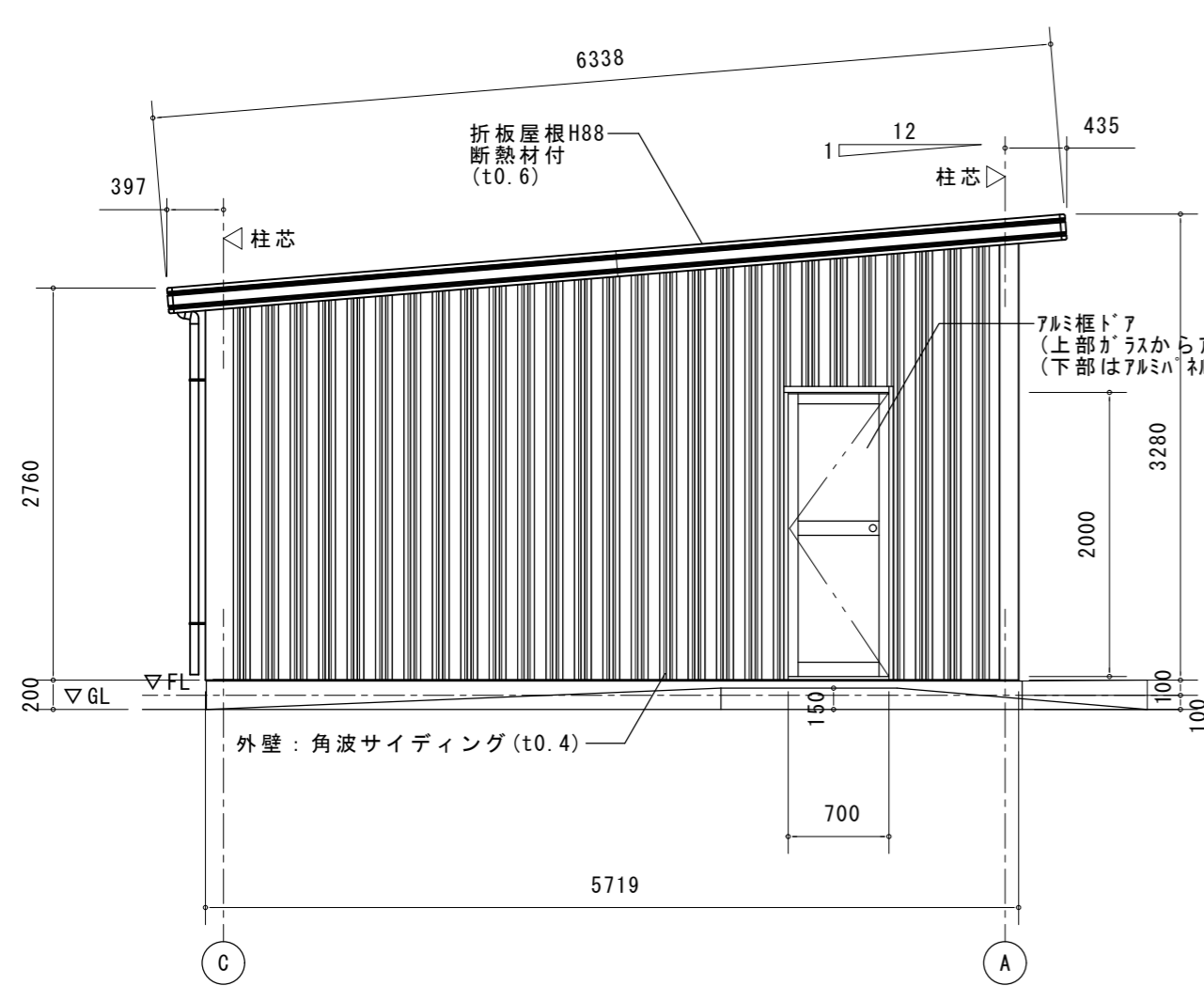
構造耐力上主要な部分の部材

部材表	形状	板厚	使用材料	有効細長比
柱	□ — 85 x 85	1.6mm	JIS G3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 CGCC	102
梁	□ — 100 x 50	1.6mm	JIS G3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 CGCC	-
前桁	□ — 280 x 92 x 25	2.3mm	JIS G3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 CGCC	-
中桁	□ — 280 x 92 x 25	2.3mm	JIS G3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 CGCC	-
後桁	□ — 230 x 150 x 35	1.2mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 CGLCC	-
ブレース	—	7.0φ	JIS G3101 一般構造用圧延鋼材 SS400	-
ターンバックル	—	7.0φ用	JIS A5541 建築用ターンバックル胴 STKM	-
アンカープレート	—	6.0mm	JIS G3101 一般構造用圧延鋼材 SS400	-

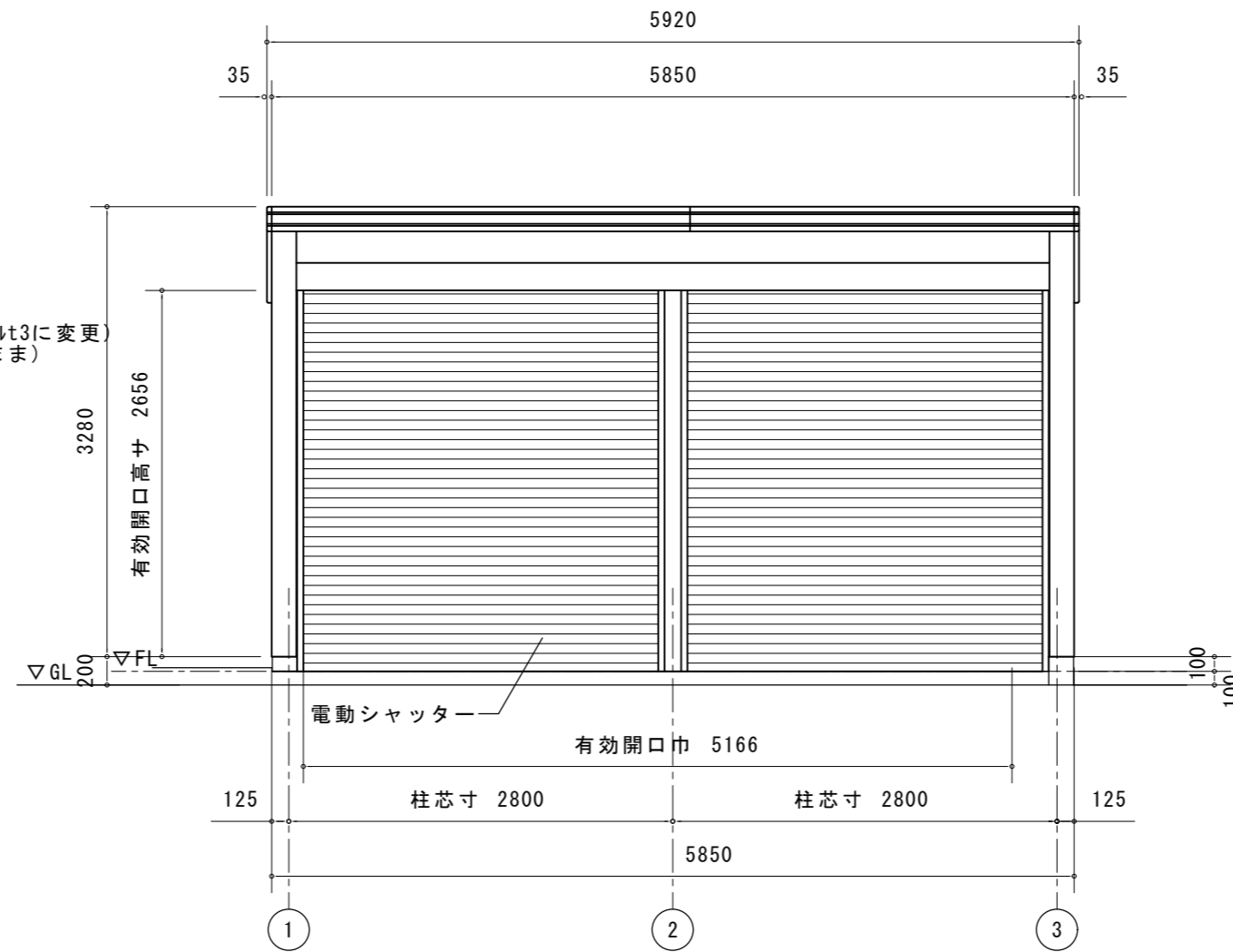
構造耐力上主要な部分以外の部材

部材表	形状	板厚	使用材料
胴縁	□ — 54 x 33 x 10	1.6mm	JIS G3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 CGCC
屋根	折板屋根H88 4mm発泡ポリエチレン貼り	0.6mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 CGLCC
壁	角波サイディング	0.4mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 CGLCC
鼻隠し・ケラバ	-	0.6mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 CGLCC
桁補強(前)	-	1.6mm	JIS G3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板 CGCC
桁補強(後)	-	1.0mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 CGLCC
シャッター	-	0.5mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 CGLCC
前板(H)	-	1.0mm	JIS G3322 塗装溶融55%アルミニウム-亜鉛合金めっき鋼板 CGLCC
トイ	塩ビ製 角樋	-	-

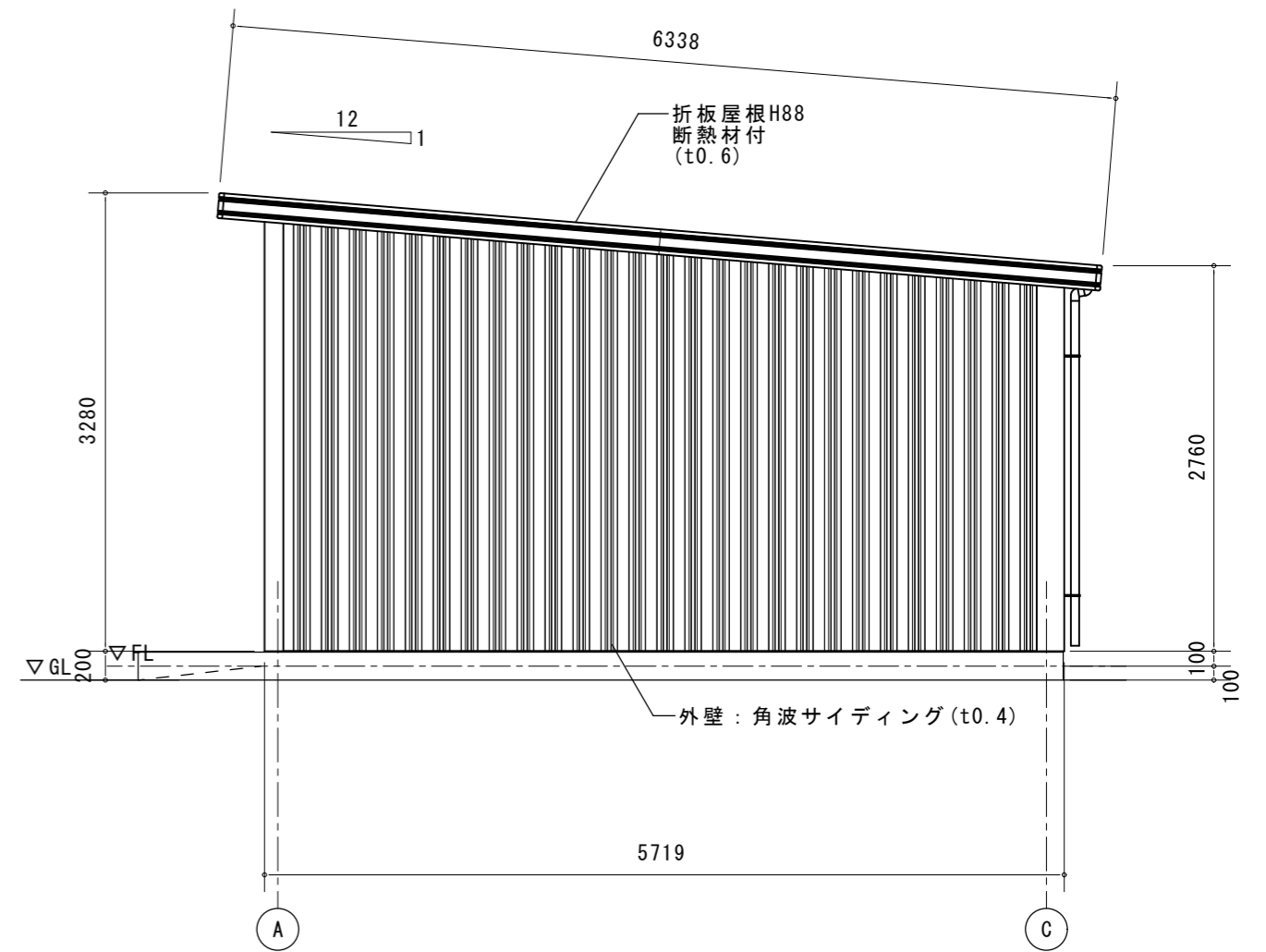
※上部構造：鉄骨造、下部構造：コンクリート基礎については、構造計算を行い、安全であることを確かめている



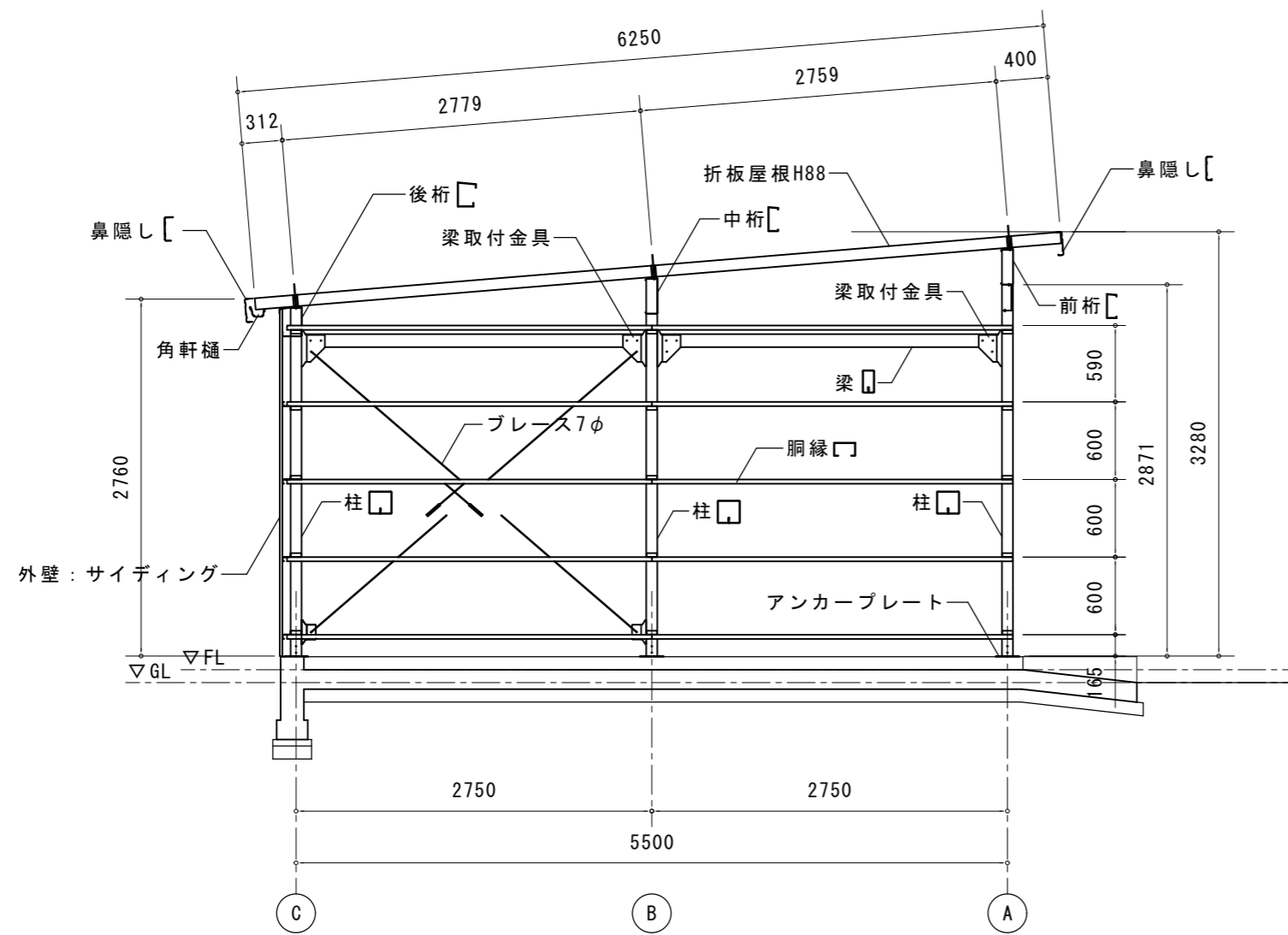
北面立面図 1/50
▽GL: 設計GL+190を示す
▽FL: 設計GL+290を示す



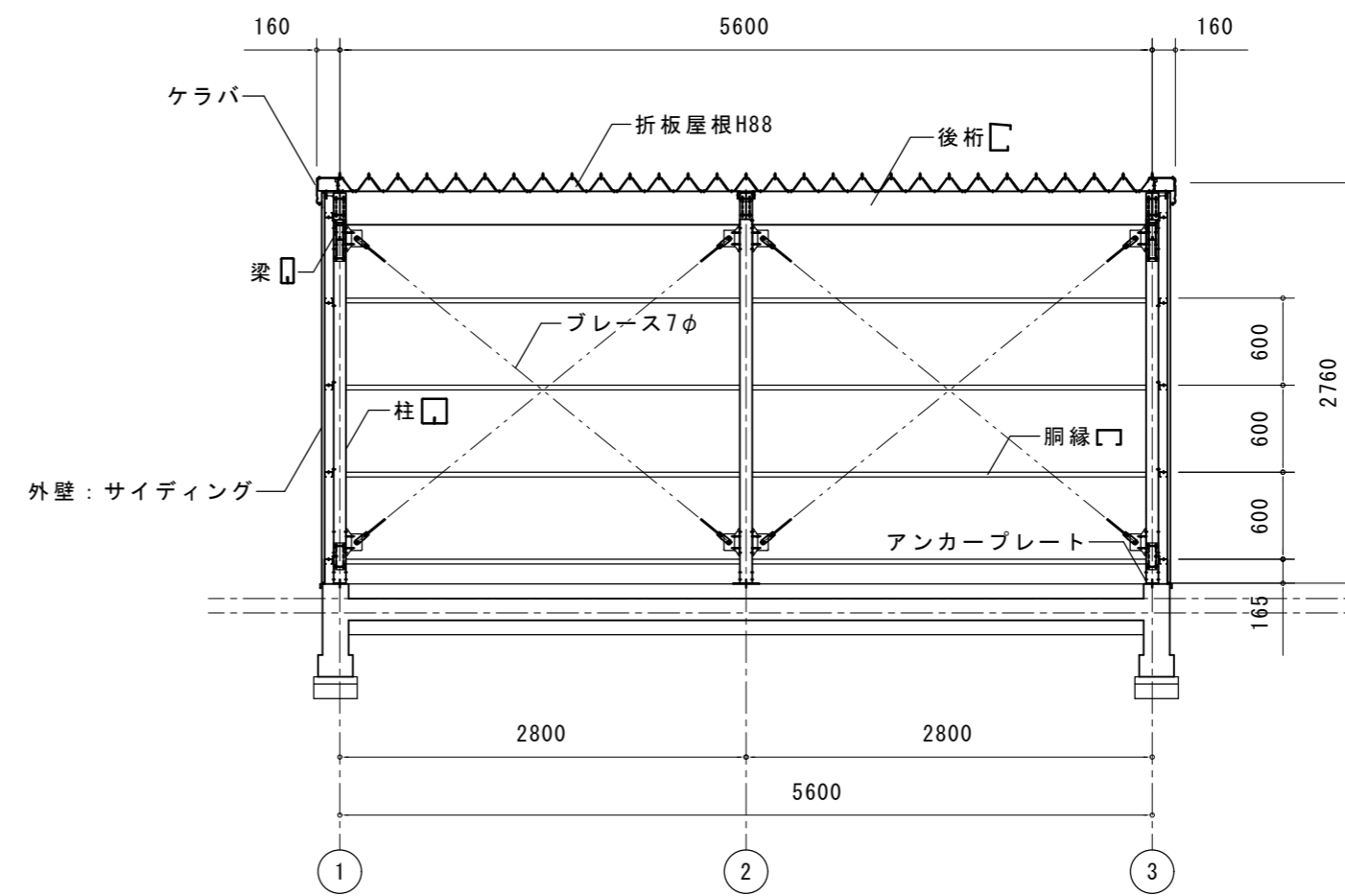
西面立面図 1/50
▽GL: 設計GL+190を示す
▽FL: 設計GL+290を示す



南面立面図 1/50
▽GL: 設計GL+190を示す
▽FL: 設計GL+290を示す



Y-Y断面図 1/50
▽GL: 設計GL+190を示す
▽FL: 設計GL+290を示す



X-X断面図 1/50
▽GL: 設計GL+190を示す
▽FL: 設計GL+290を示す

徳島県県土整備部営繕課

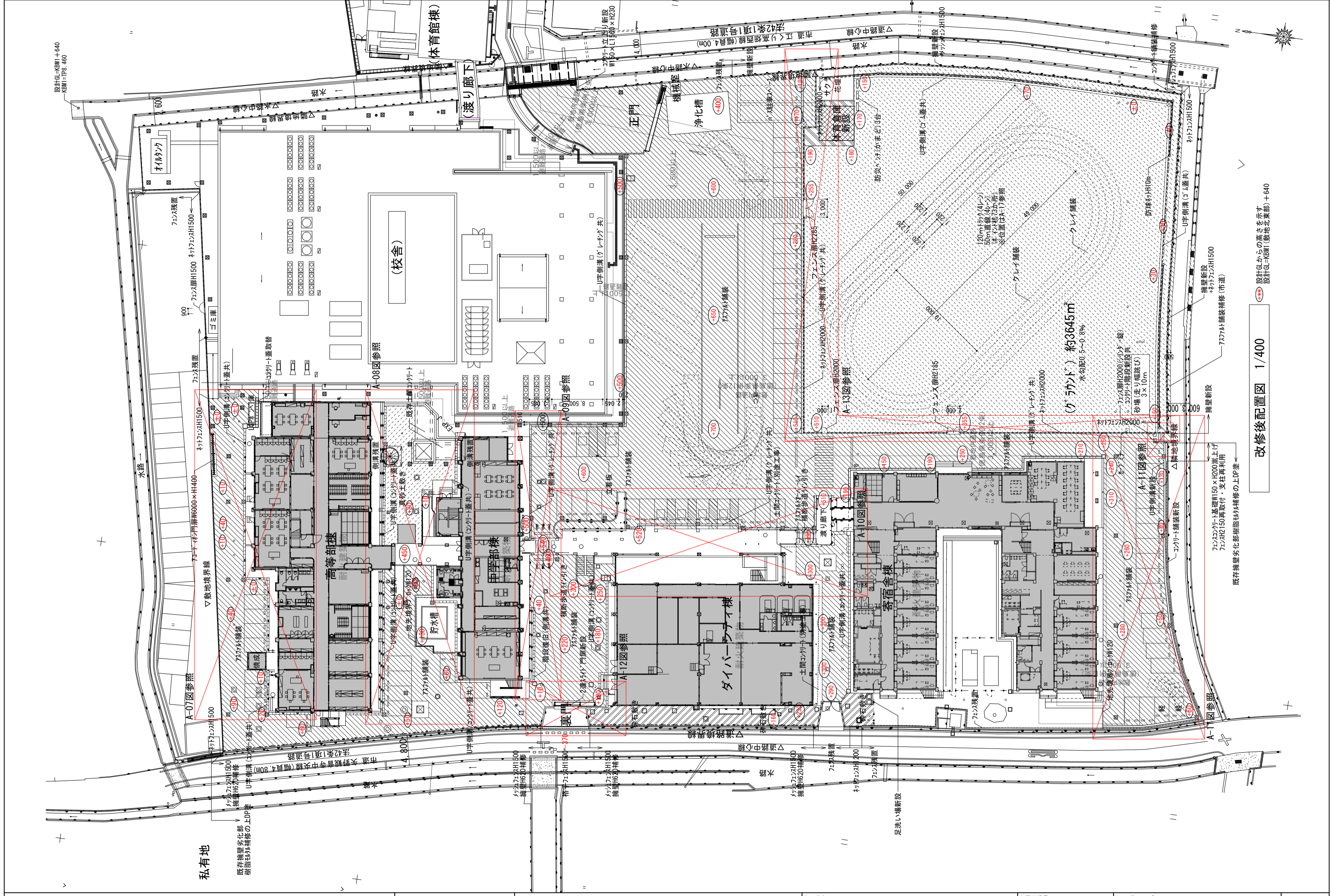
●工事名 R8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

●図面番号 A-05

株式会社 宮建築設計
MIYAMA 会社
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505(代)

●図面名 【体育倉庫】 立面図・断面図

●縮尺 A2=1/50
A3=71%



改修後配置図 1/400

設計員からの書きを示す
設計図(敷地北東部)+640

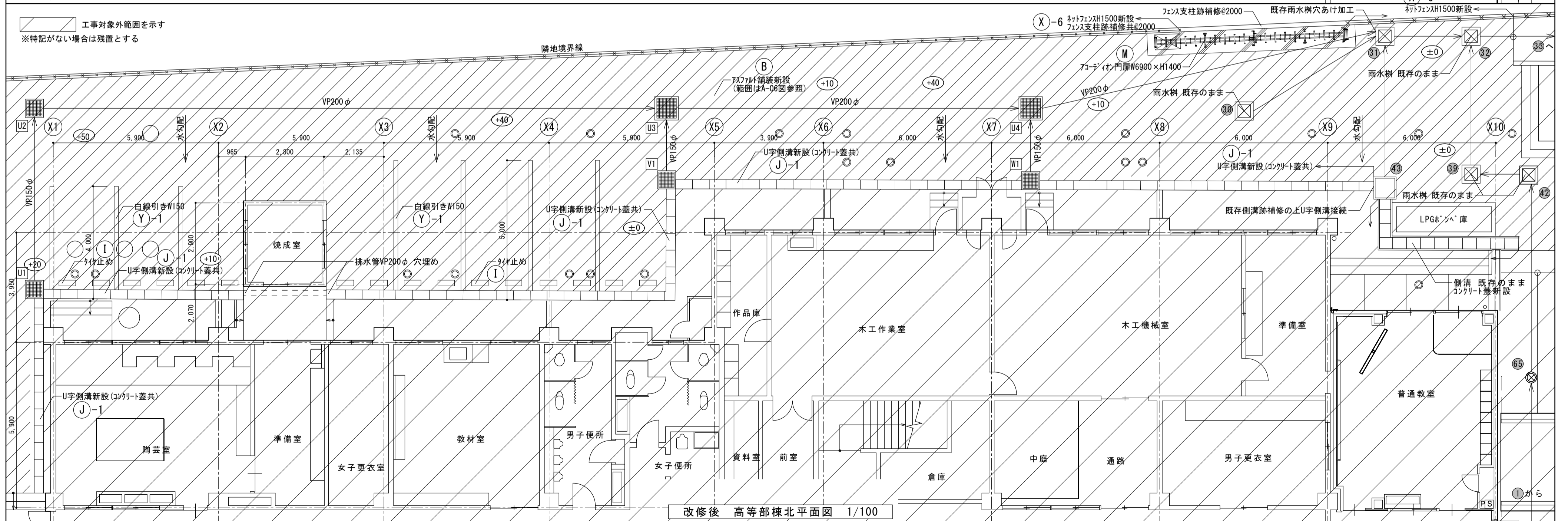
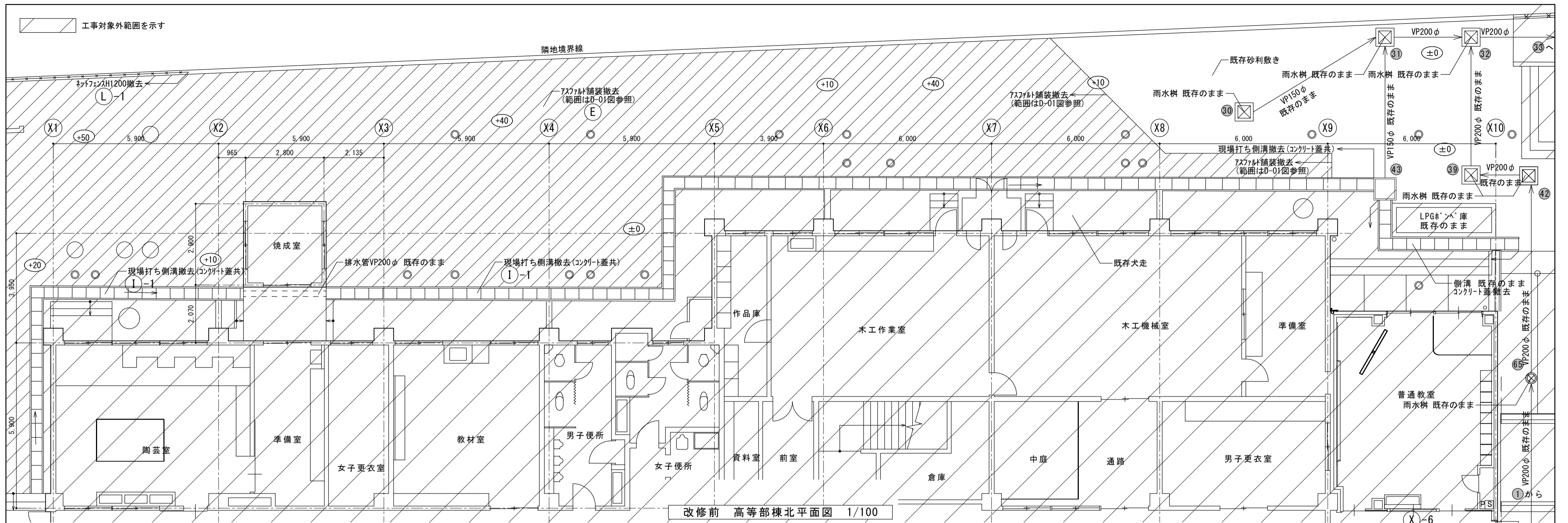
私有地

徳島県土木整備部管轄課

●工事名 R8 8階 国府支援学校 徳・国府 外構工事
●図面名 改修後配置図

●図面番号 A-06
●縮尺 A2=1/400
A3=71/96

株式会社 宮建築設計
MIYA 会社
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)



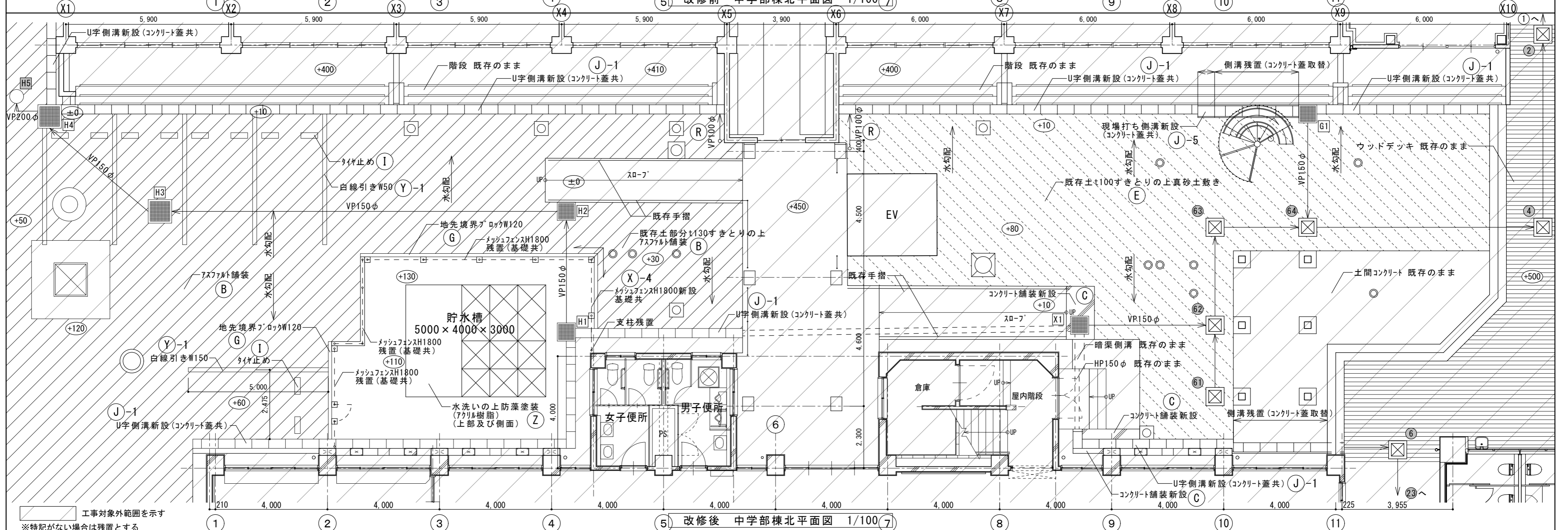
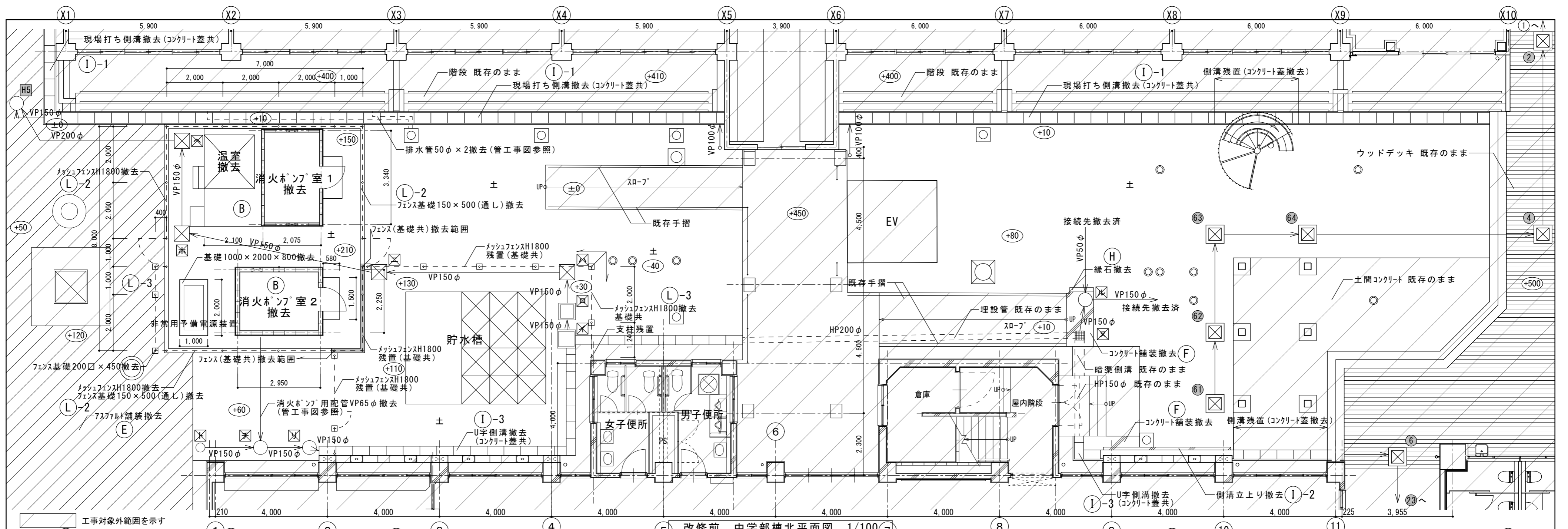
- ✖ 撤去樹を示す
- ** 新設樹を示す
- 既存または改修樹を示す

徳島県土整備部営繕課

● 工事名 R8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事
● 図面名 改修前後高等部棟北平面図

● 図面番号 A-07
● 縮尺 A2=1/100 A3=NON

株式会社 宮建築設計
MIYA 会社
管理建築士 1級 333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL(089)625-5505(代)



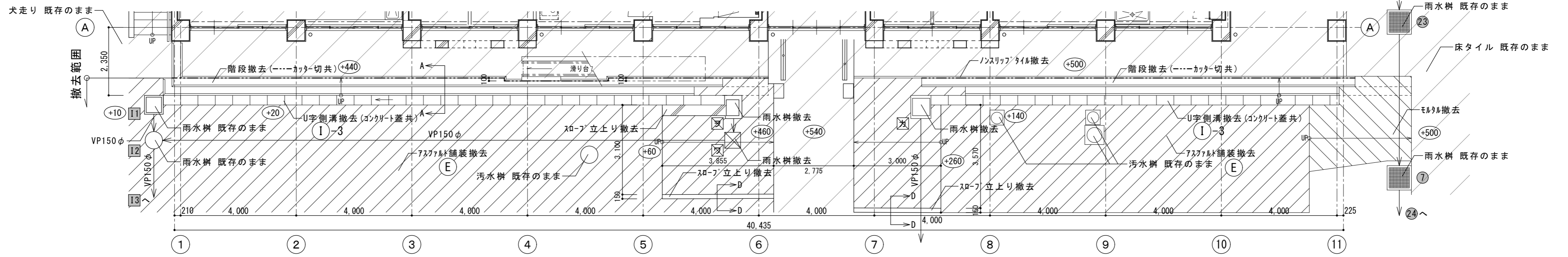
- ✖ 撤去樹を示す
- ** 新設樹を示す
- 既存または改修樹を示す

徳島県県土整備部営繕課

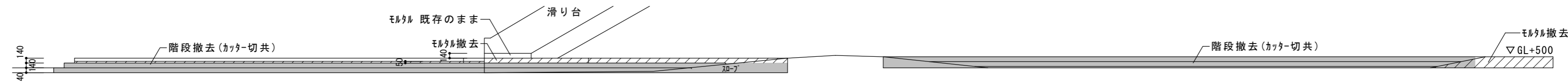
● 工事名 R8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事
● 図面名 改修前後 中学部棟北平面図

● 図面番号 A-08
● 縮尺 A2=1/100
A3=71%

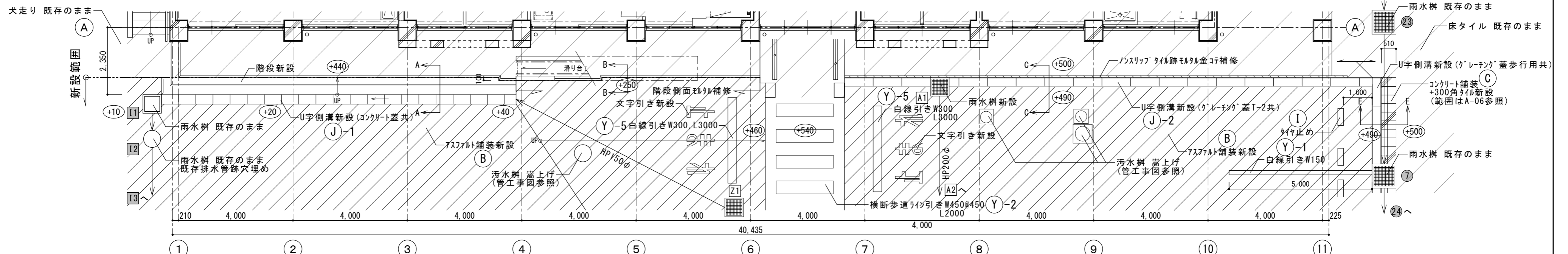
株式会社 宮建築設計
MIYA 会社
管理建築士 1級 333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第 11050号
徳島市福島一丁目 5番 6号 TEL (088) 625-5505(代)



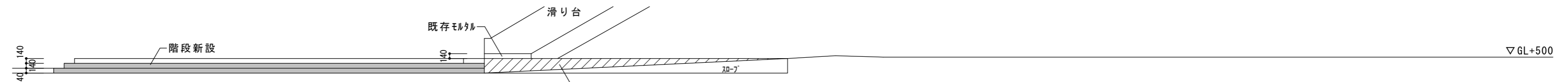
改修前 1階平面図 1/100



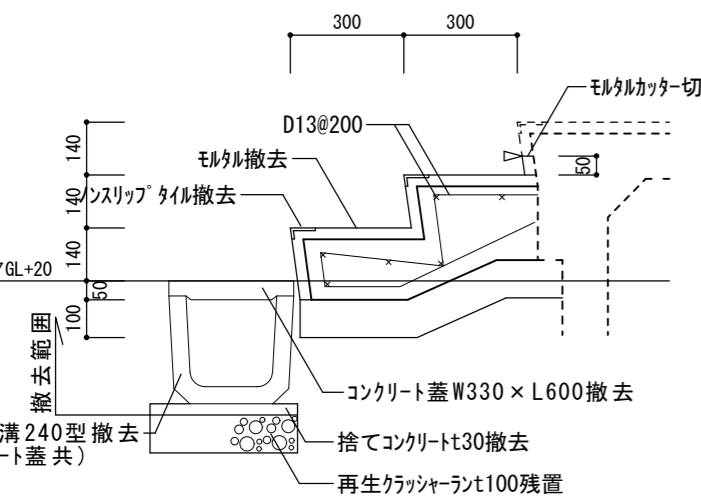
改修前 正面図 1/100



改修後 1階平面図 1/100

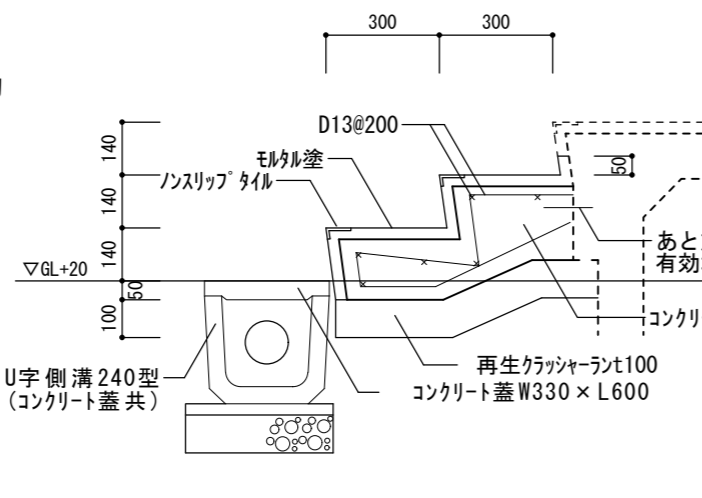


改修後 正面図 1/100



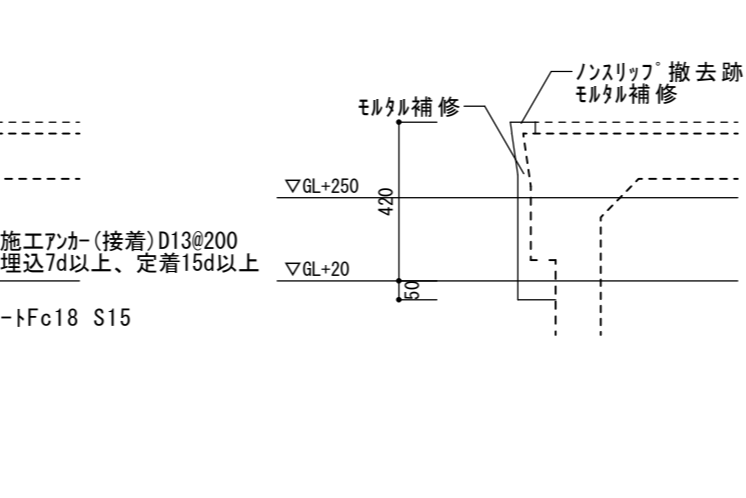
階段撤去詳細図 (A-A断面) 1/20

点線: 既存階段を示す



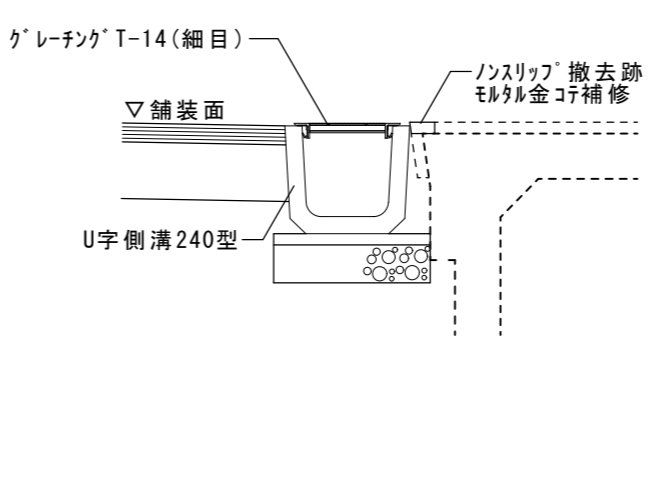
階段新設詳細図 (A-A断面) 1/20

点線: 既存階段を示す



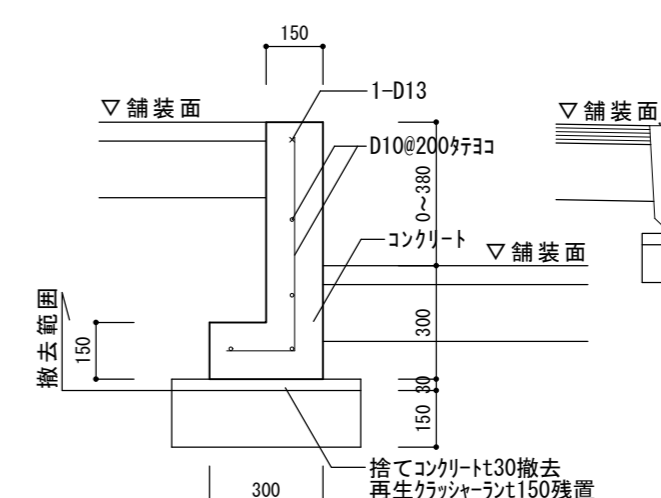
階段側面モルタル補修詳細図 (B-B断面) 1/20

点線: 既存階段を示す



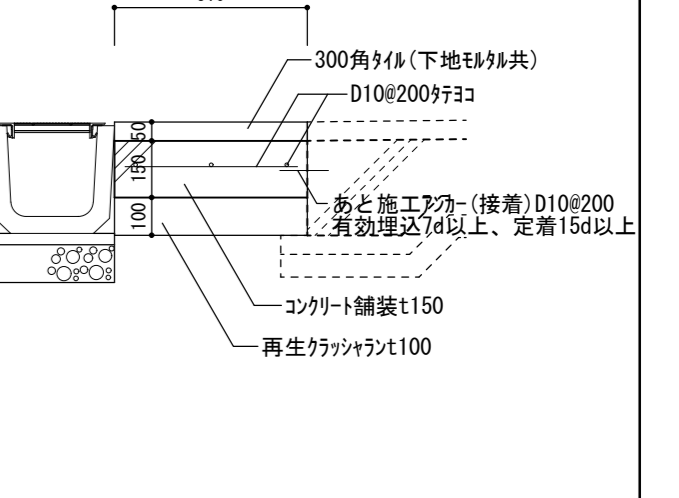
東階段補修詳細図 (C-C断面) 1/20

点線: 既存階段を示す



スロ-フ立上り撤去詳細図 (D-D断面) 1/20

点線: 既存階段を示す



タイル舗装詳細図 (E-E断面) 1/20

点線: 既存階段を示す

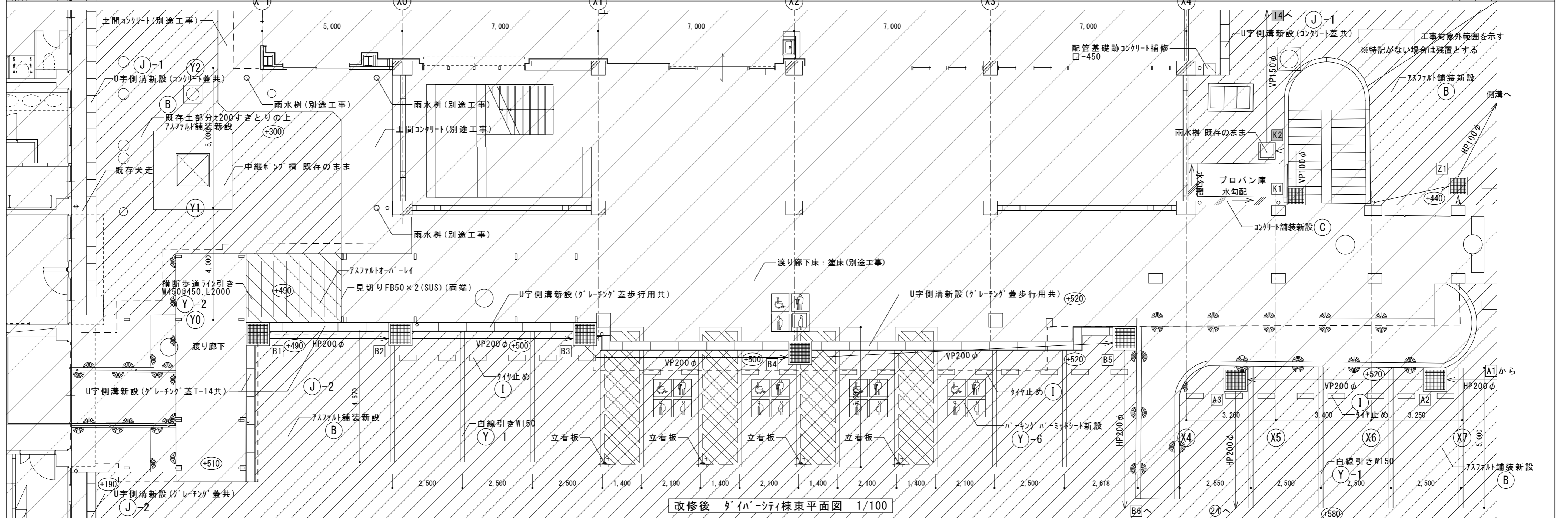
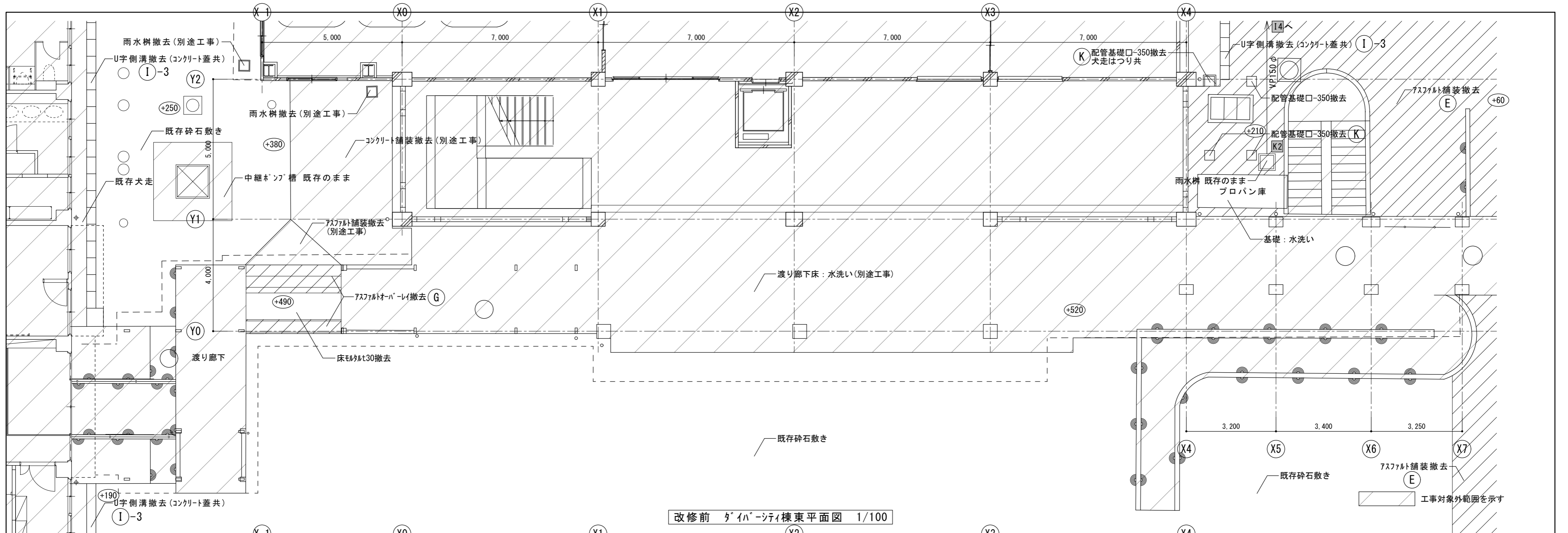
- ✖ 撤去樹を示す
- ** 新設樹を示す
- 既存または改修樹を示す

徳島県土整備部管轄課

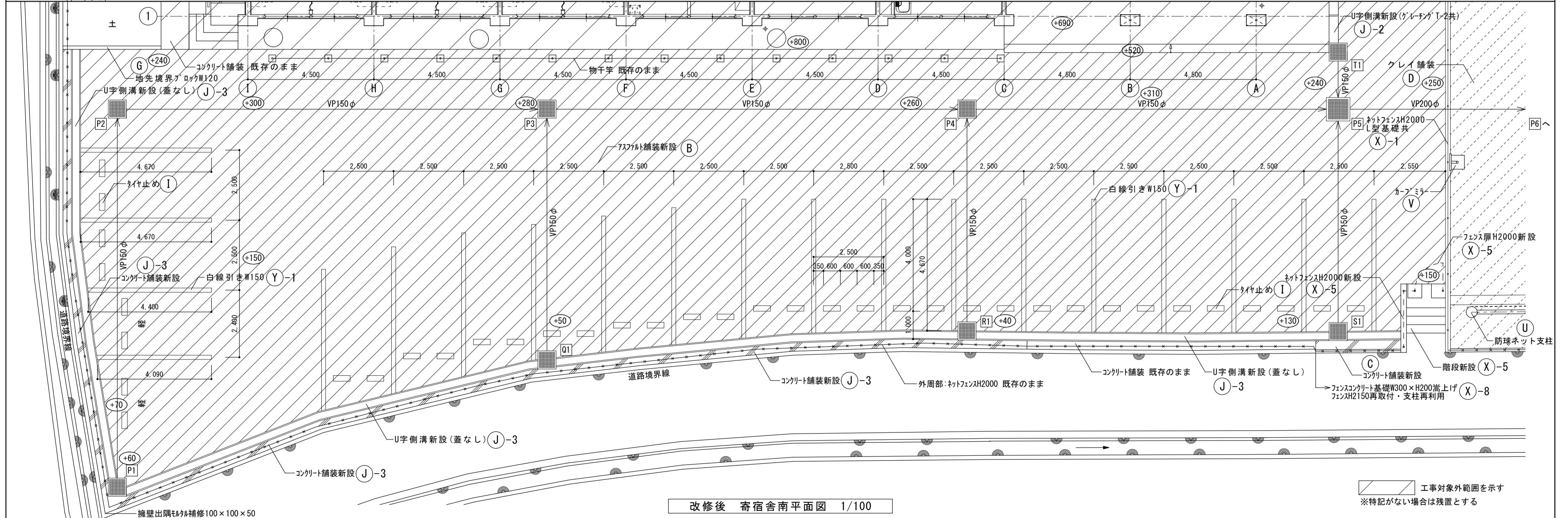
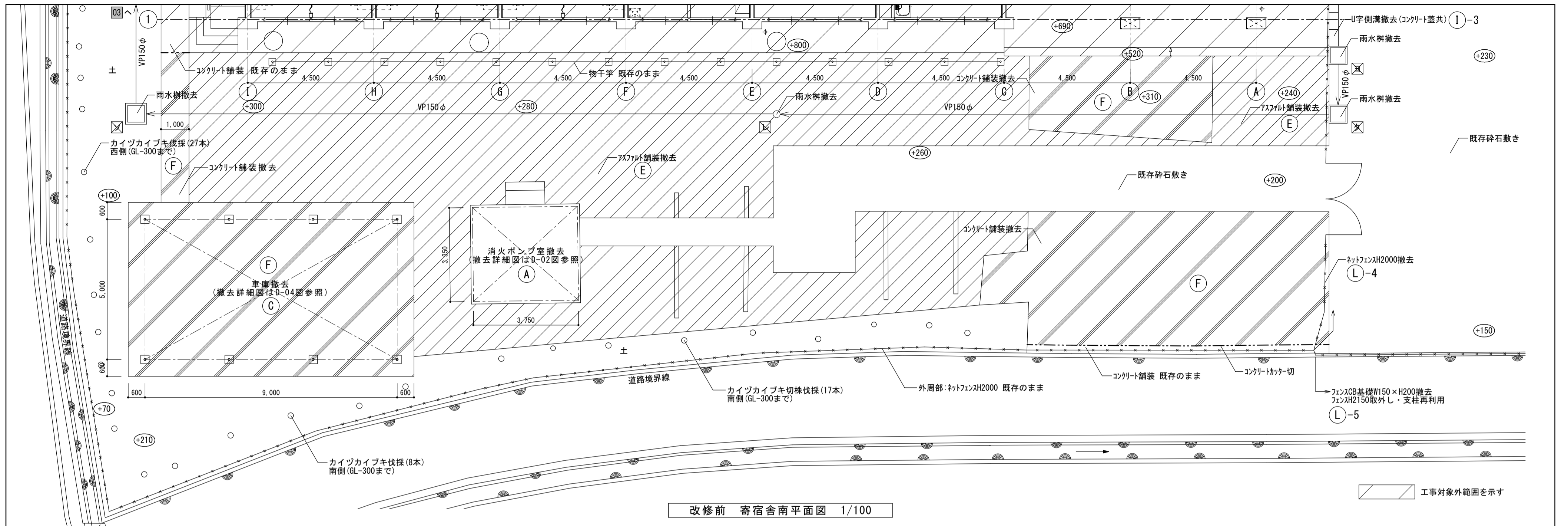
● 工事名 R8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事
● 図面名 改修前後 中学部棟南平面図・詳細図

● 図面番号 A-09
● 縮尺 A2=1/20, 1/100
A3=71%

株式会社 宮建築設計
M I Y A 会社
管理建築士 1級 333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第 11050号
徳島市福島一丁目 5番 6号 TEL (088) 625-5505 (代)

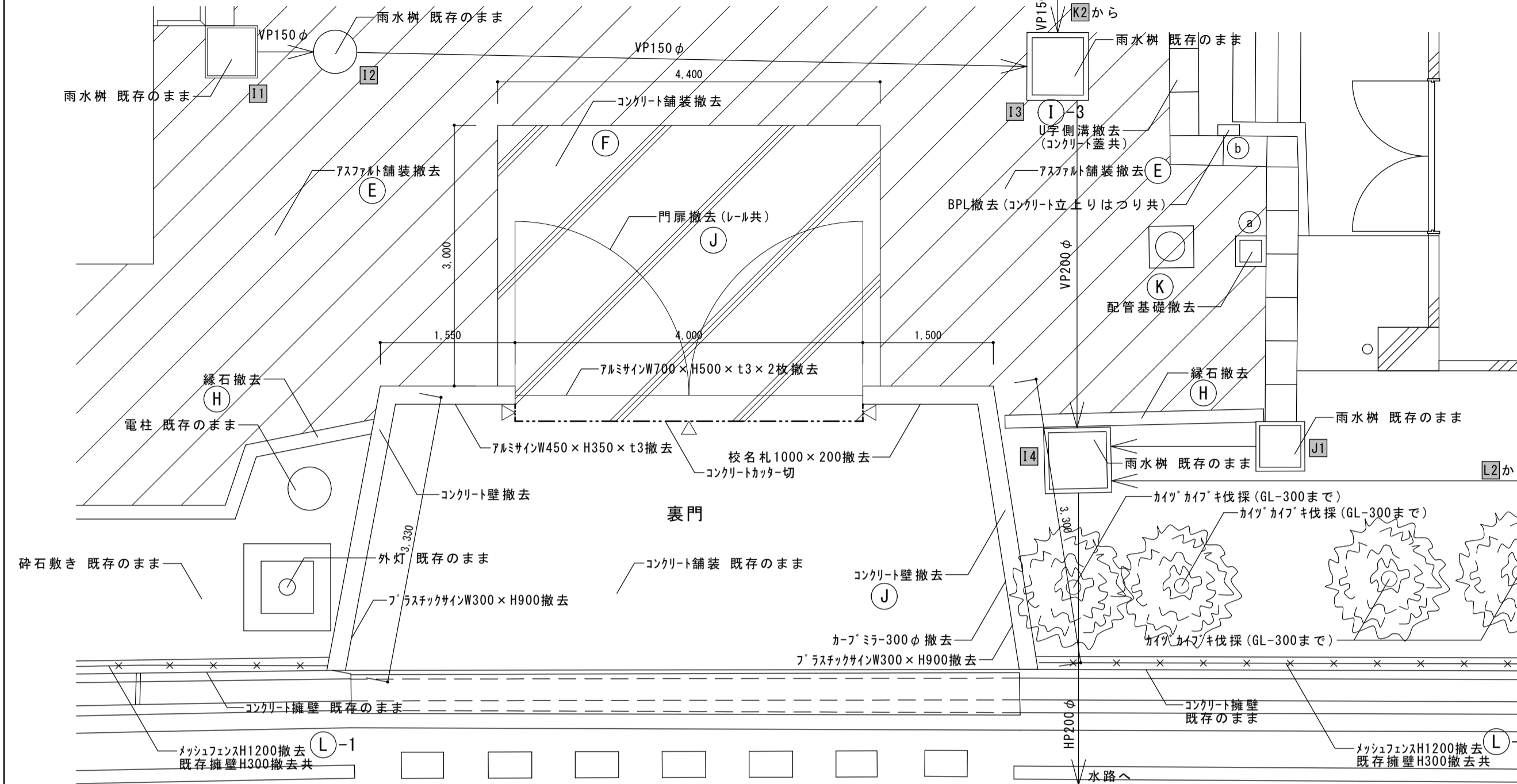


<ul style="list-style-type: none"> ✖ 撤去樹を示す ** 新設樹を示す ● 既存または改修樹を示す 	徳島県県土整備部営繕課	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事名 R8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事 ● 図面名 改修前後タイパシティ棟東平面図 	<ul style="list-style-type: none"> ● 図面番号 A-10 ● 縮尺 A2=1/100 A3=71% 	株式会社 宮建築設計 MIYA 会社 管理建築士 1級 333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (089) 625-5505(代)
--	-------------	---	---	--

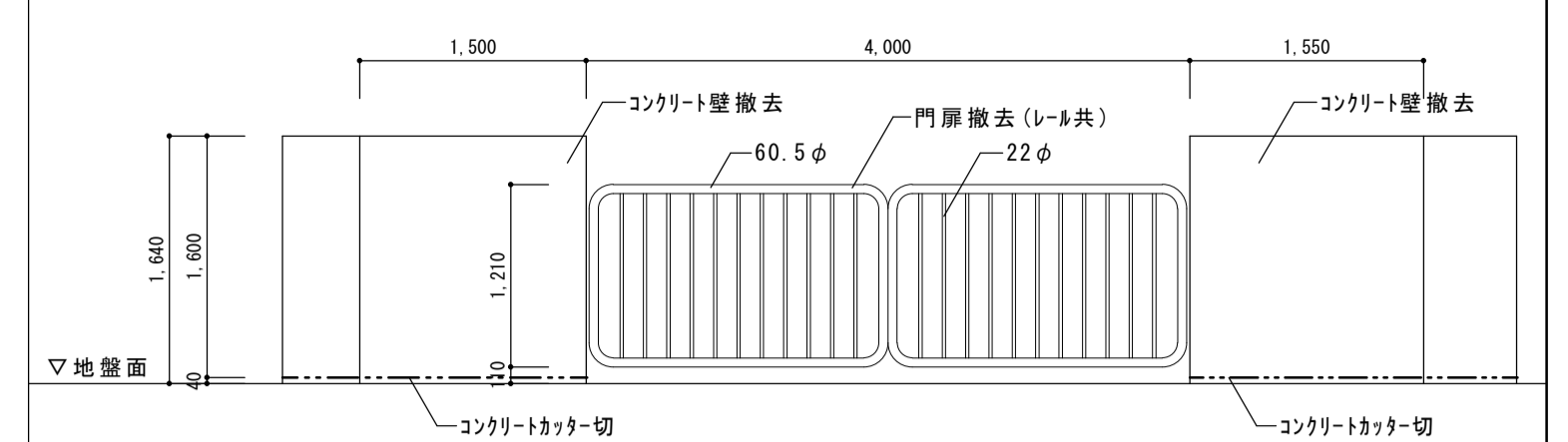


<ul style="list-style-type: none"> ✖ 撤去樹を示す ** 新設樹を示す ● 既存または改修樹を示す 	徳島県土木整備部営繕課	● 工事名 R8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事 ● 図面名 改修前後寄宿舎南平面図	● 図面番号 A-11 ● 縮尺 A2=1/100 A3=71%	株式会社 宮建築設計 MIYAMA 会社 管理建築士 1級 333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(089)255-5505(代)
--	-------------	---	--	--

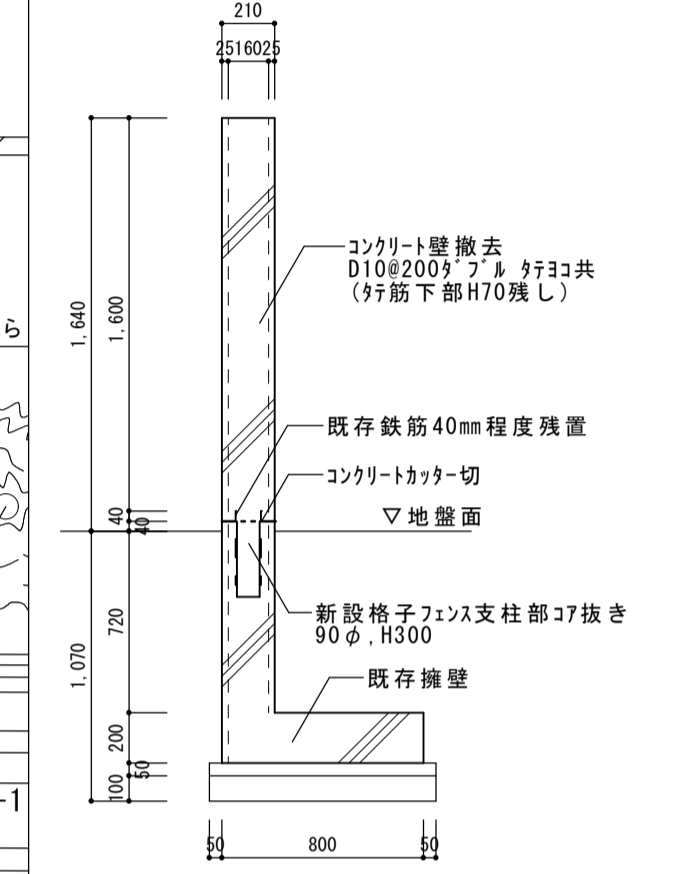
改修前 裏門廻り平面詳細図 1/50



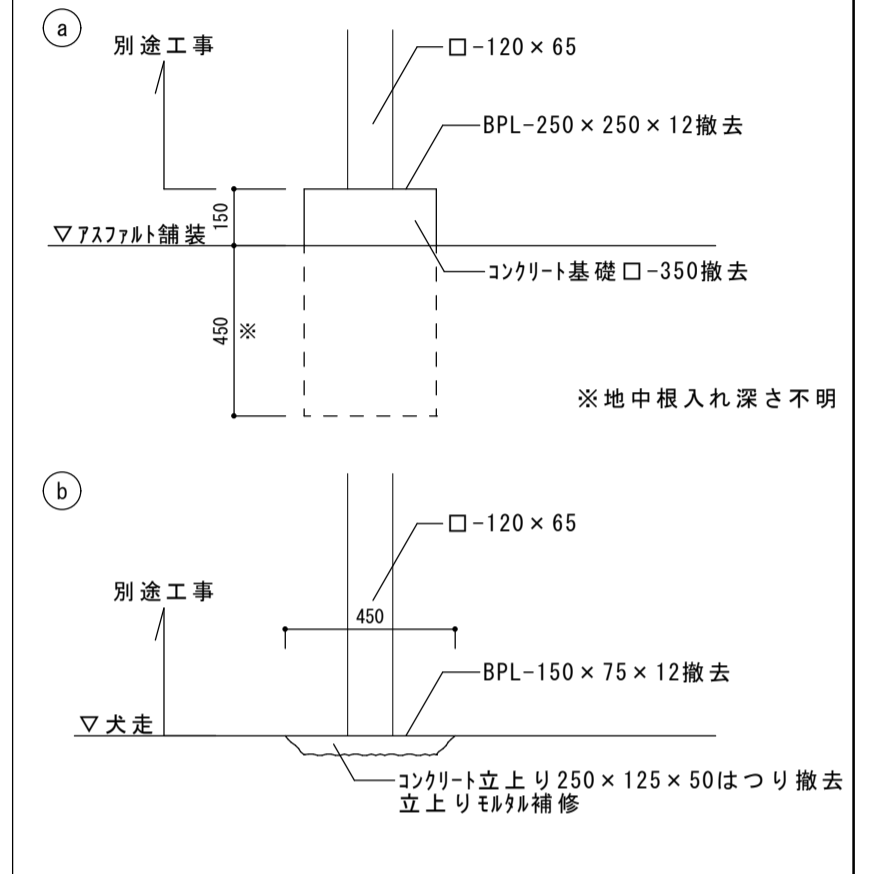
改修前 裏門廻り正面図 1/50



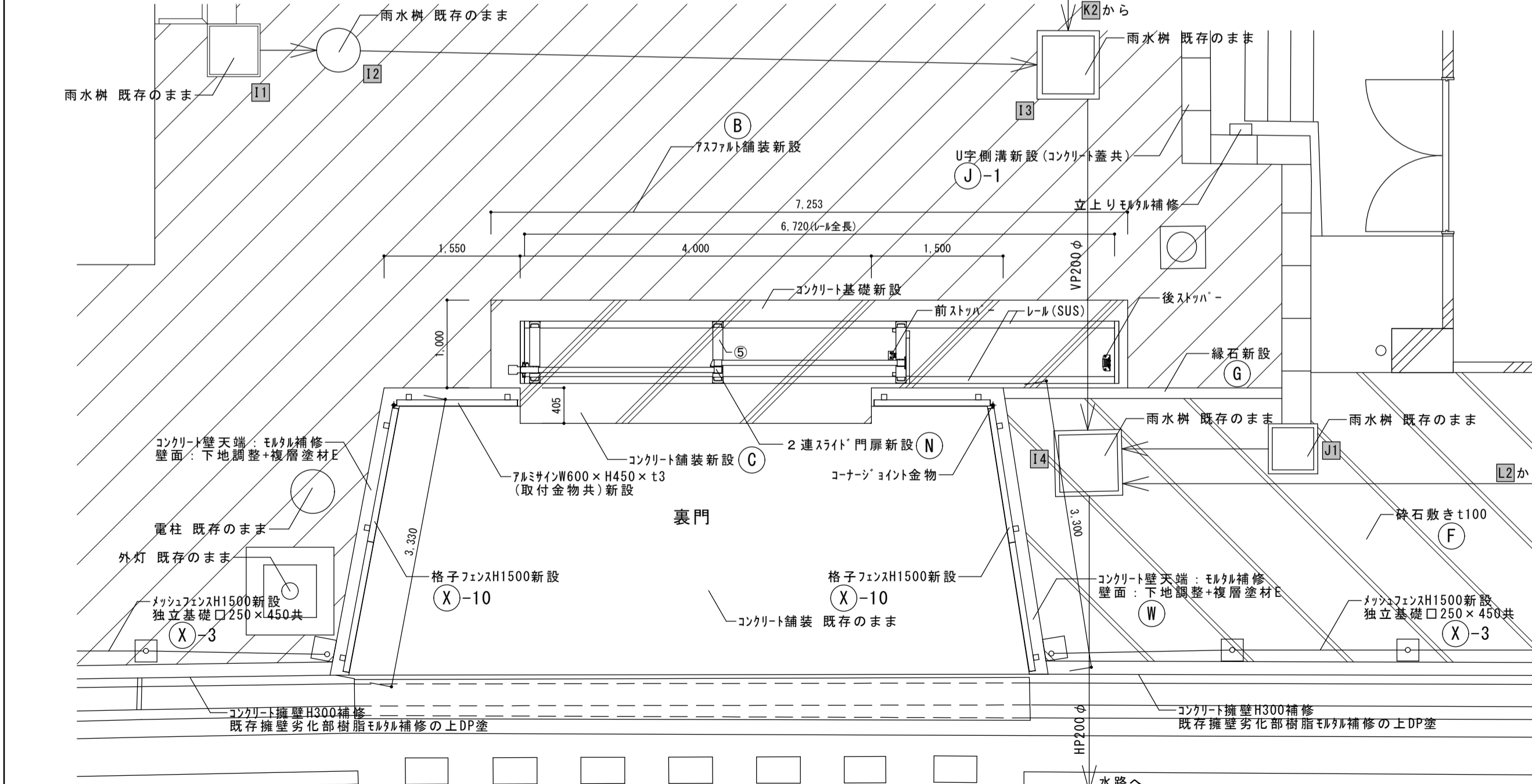
改修前 擁壁詳細図 1/30



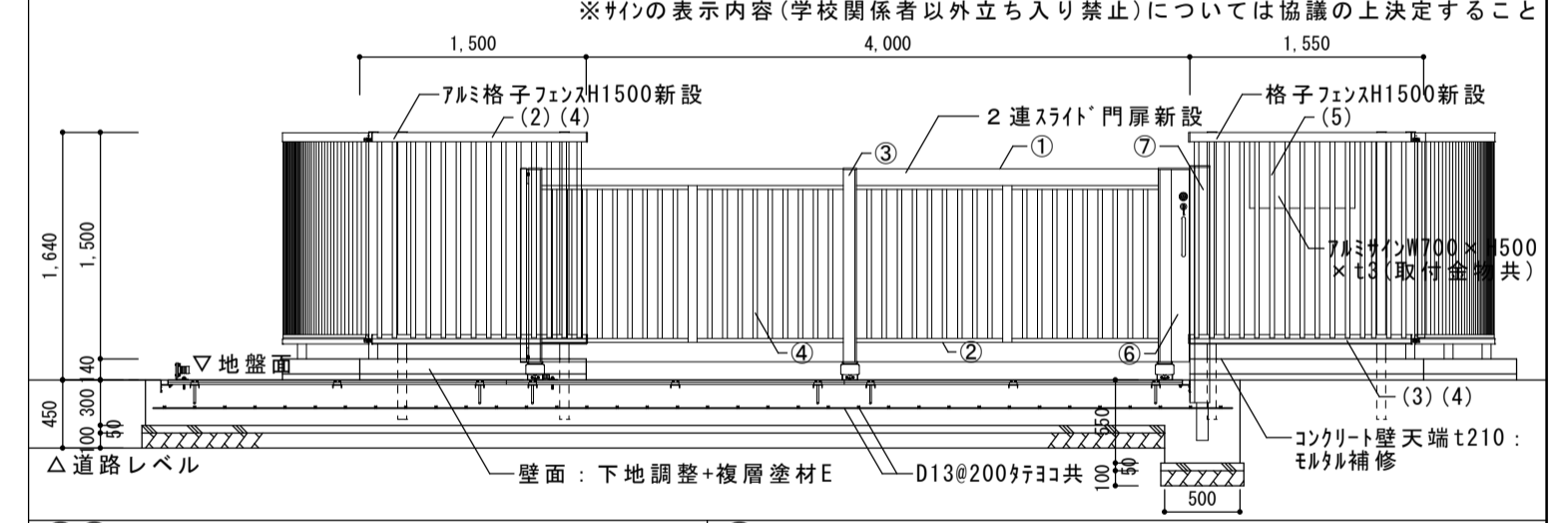
配管基礎撤去詳細図 1/20



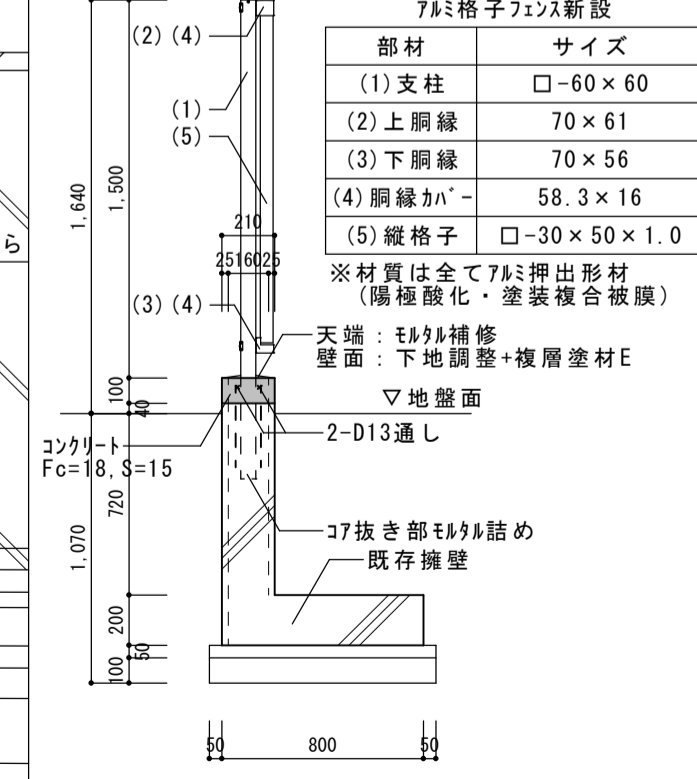
改修後 裏門廻り平面詳細図 1/50



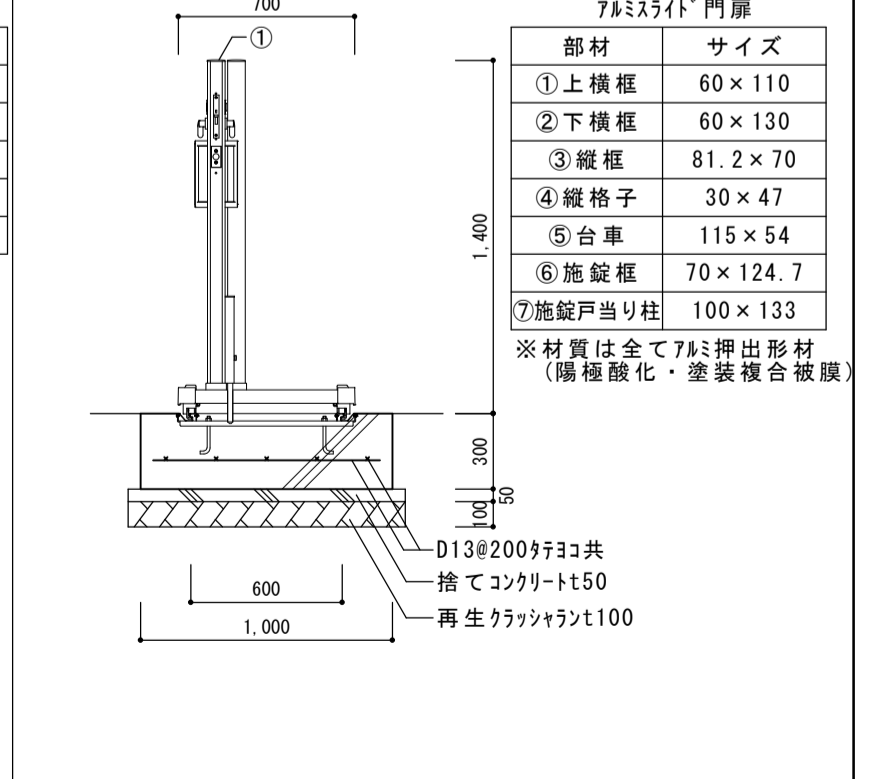
改修後 裏門廻り正面図 1/50



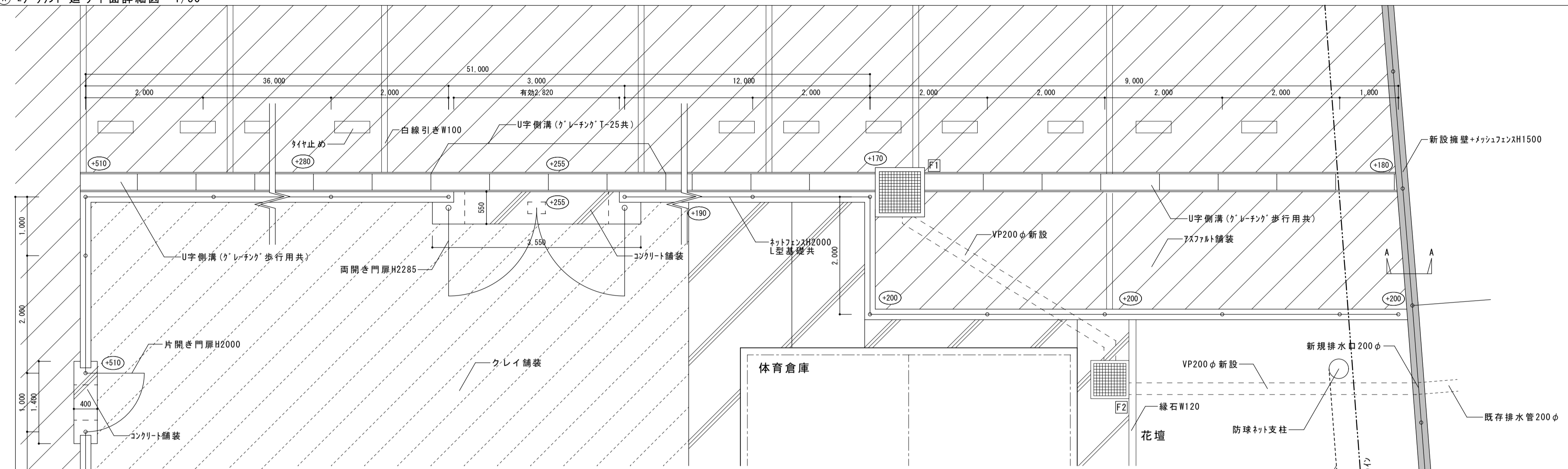
改修後 擁壁詳細図 1/30



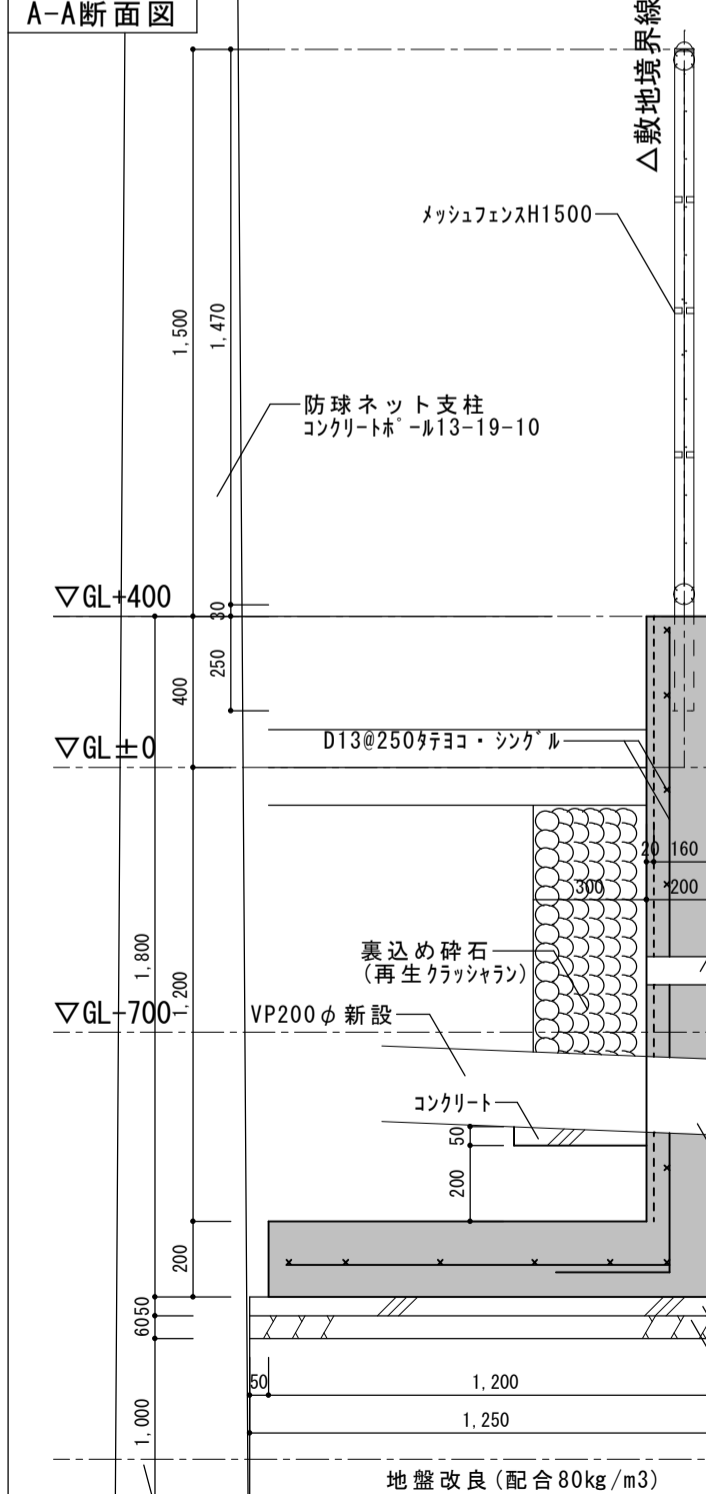
2連スライド門扉詳細図 1/30



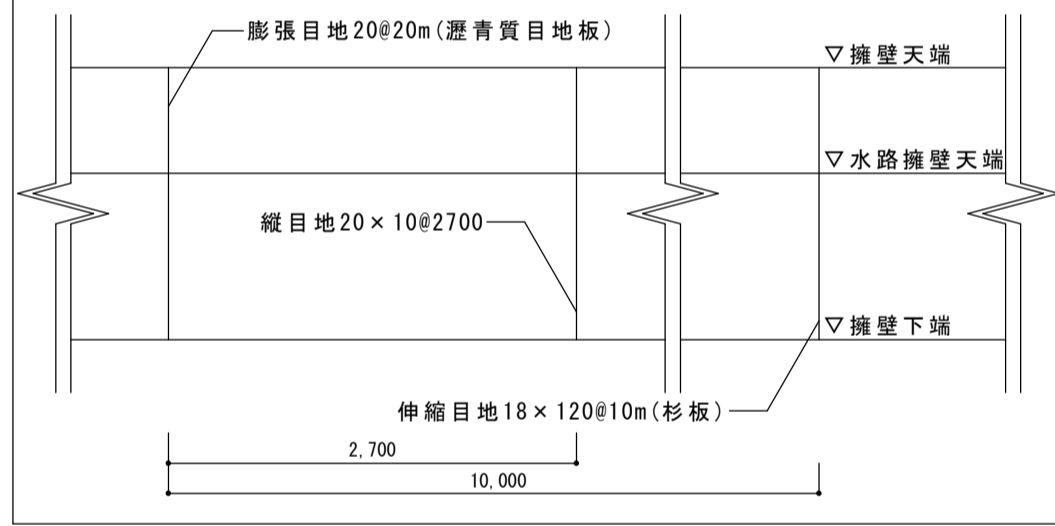
(X)-1 (X)-2カメラ回り平面詳細図 1/50



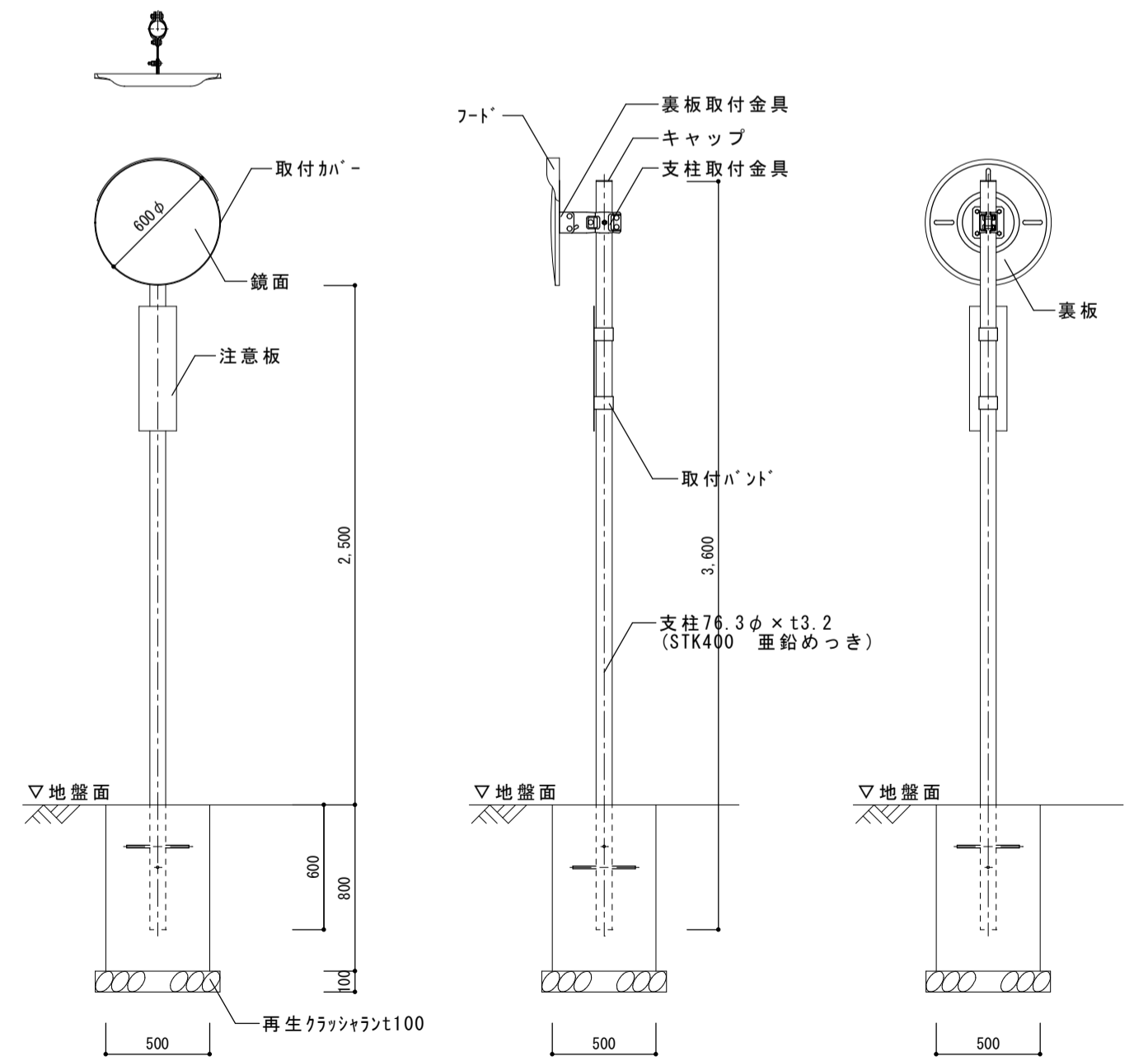
(X)-2 メッシュフェンス詳細図 (新設擁壁 (東側)) 1/20



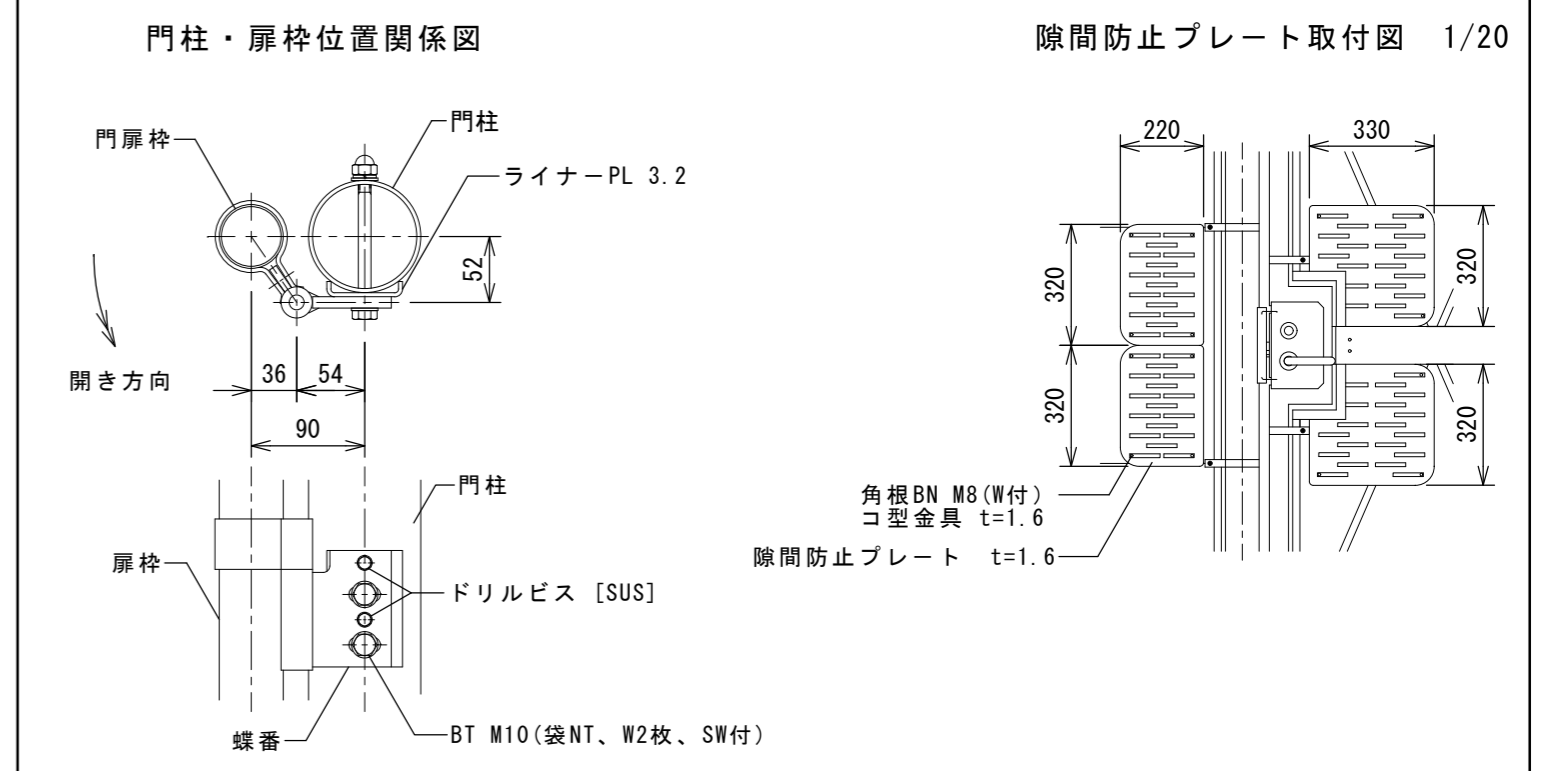
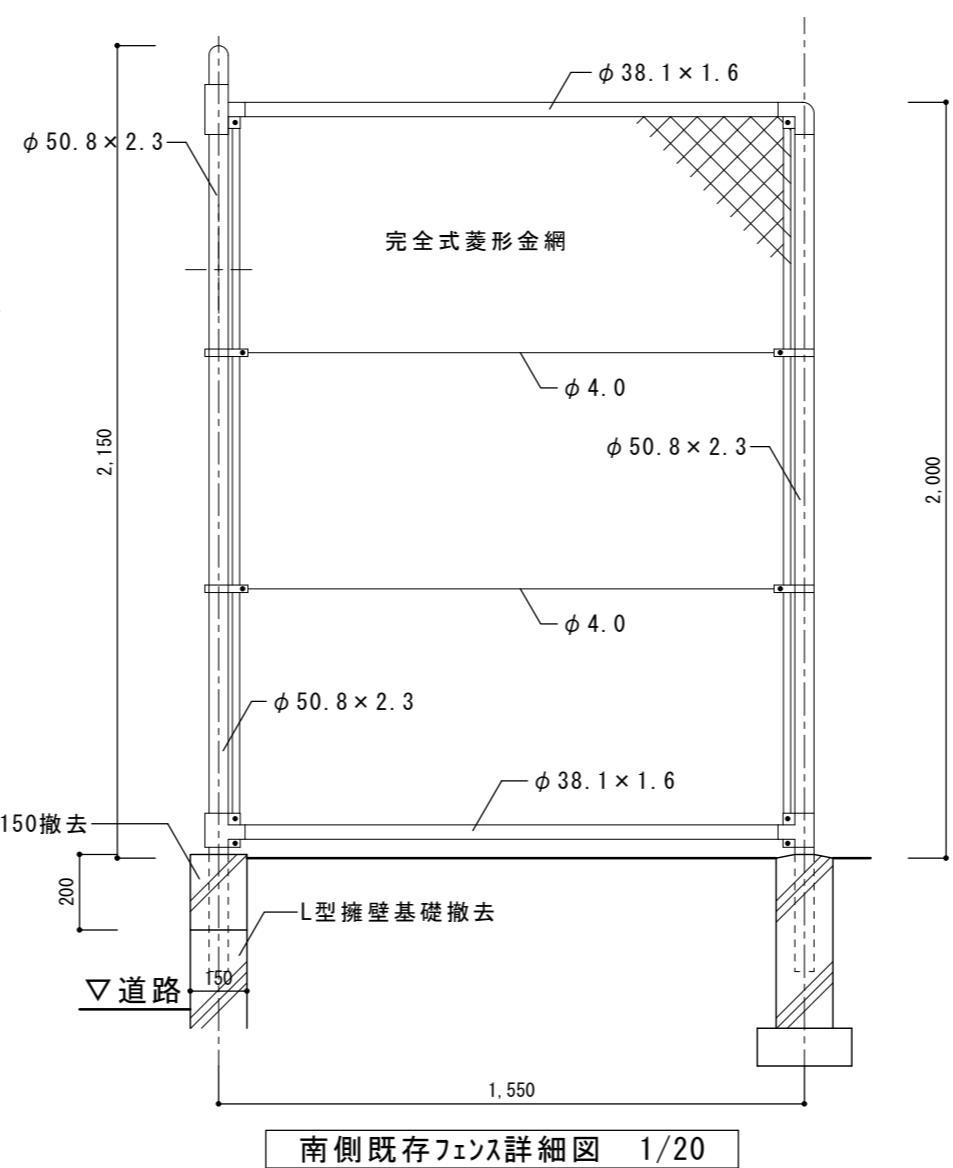
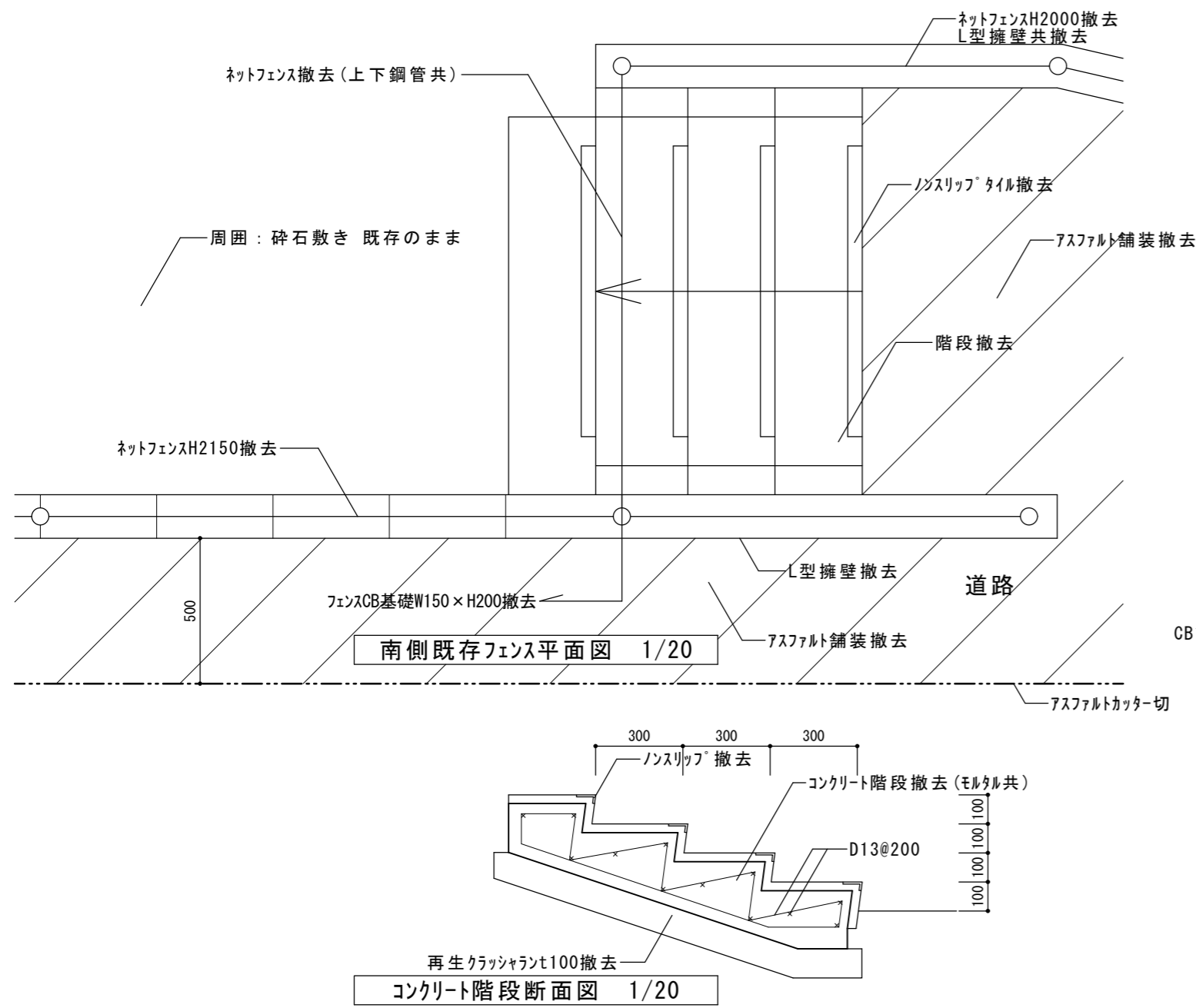
擁壁立面図 1/50



(W)カメラ詳細図 (参考図) 1/30

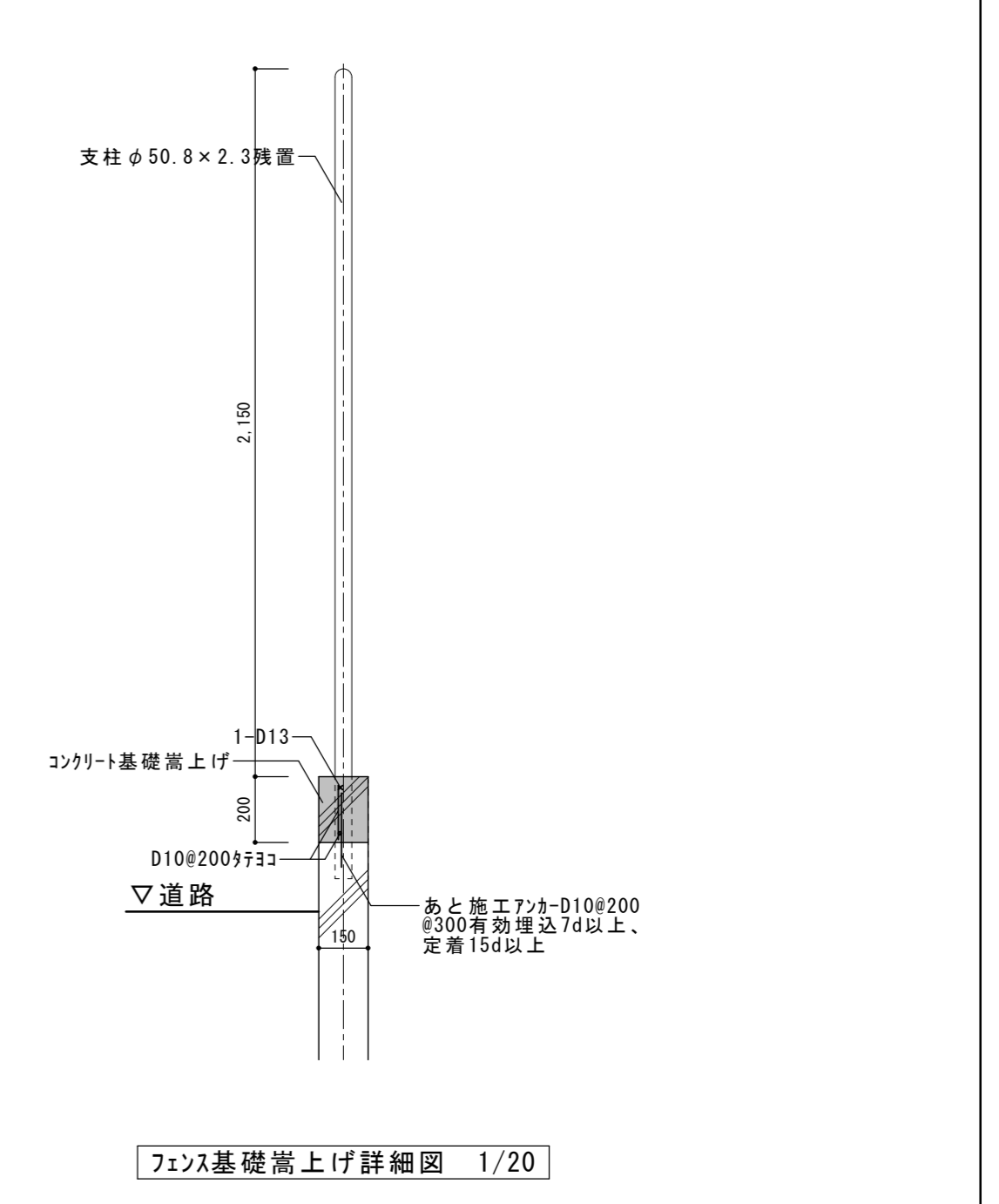
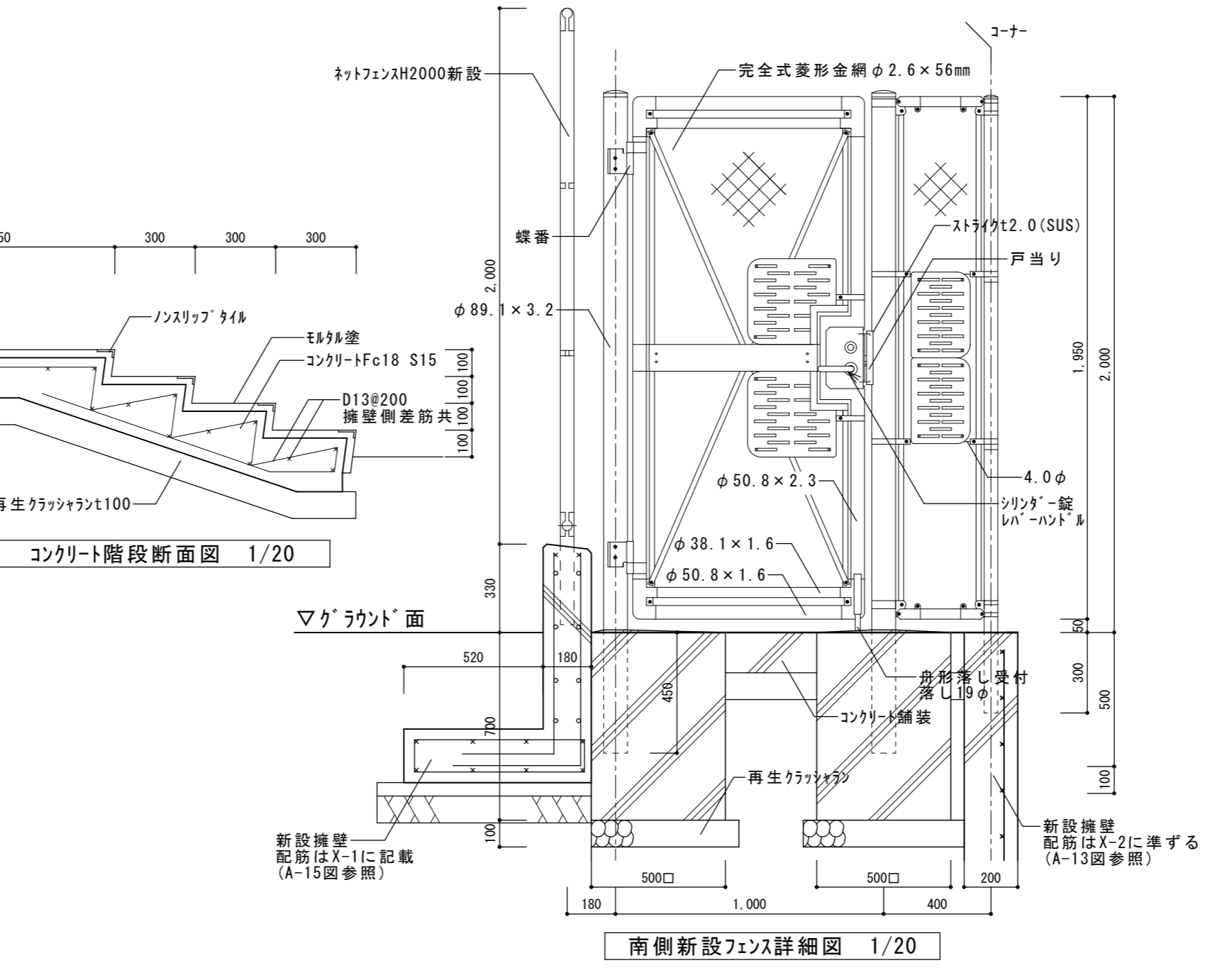
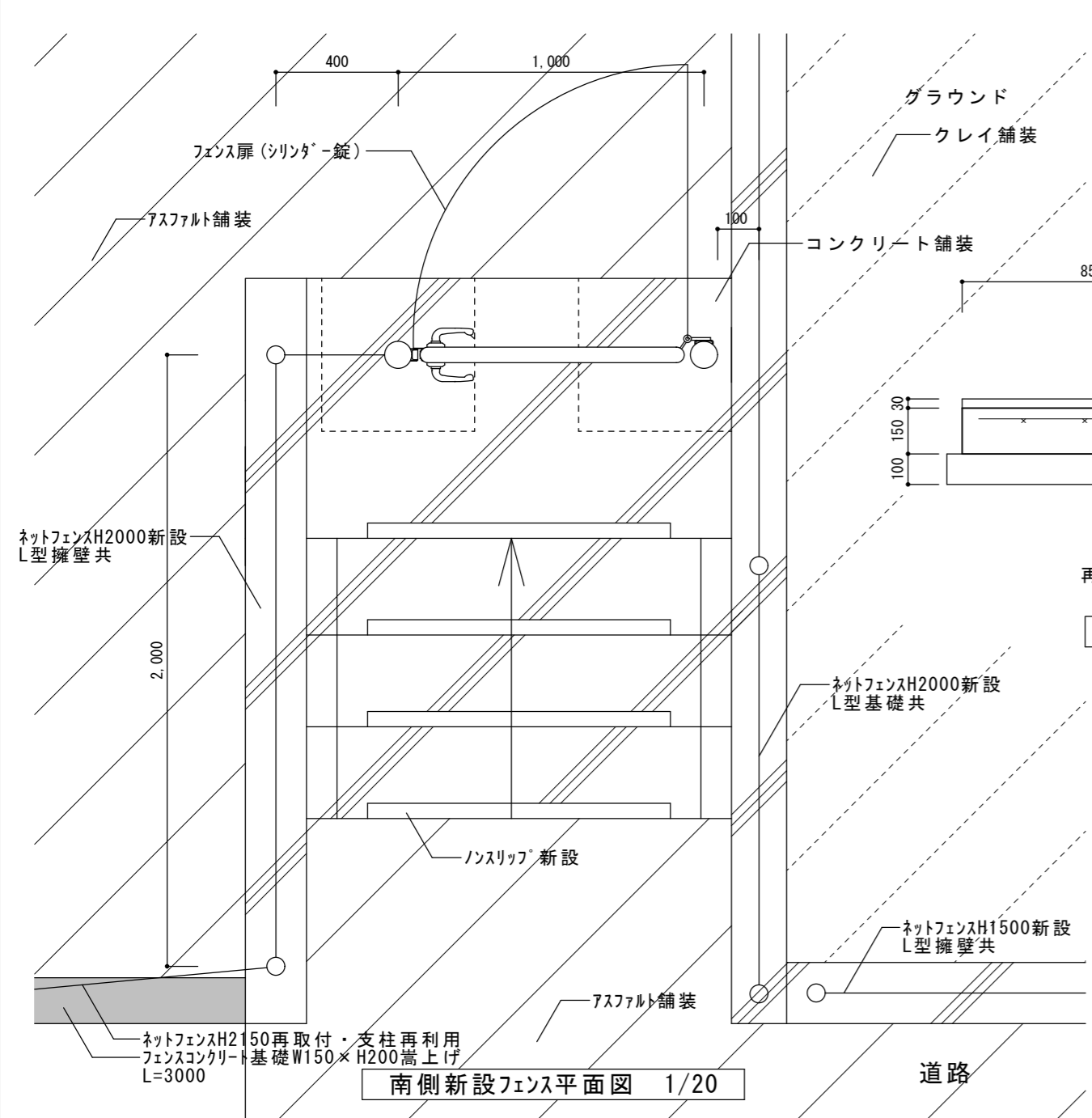


道路

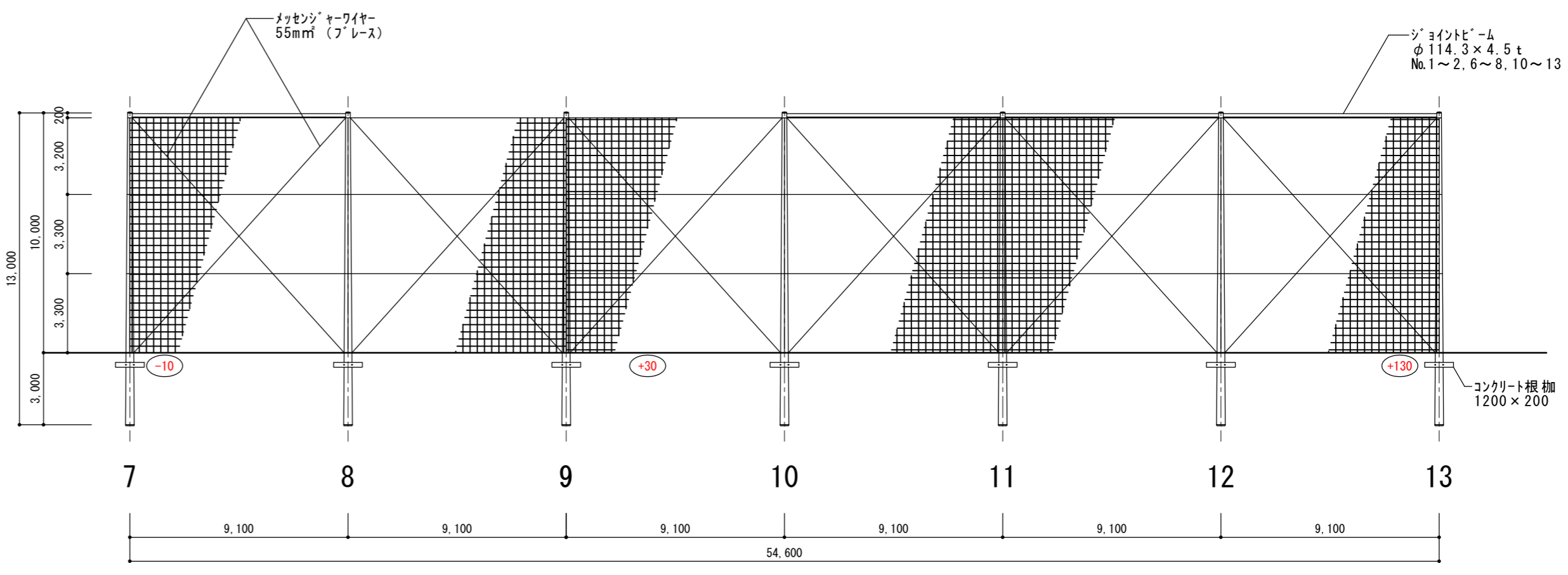
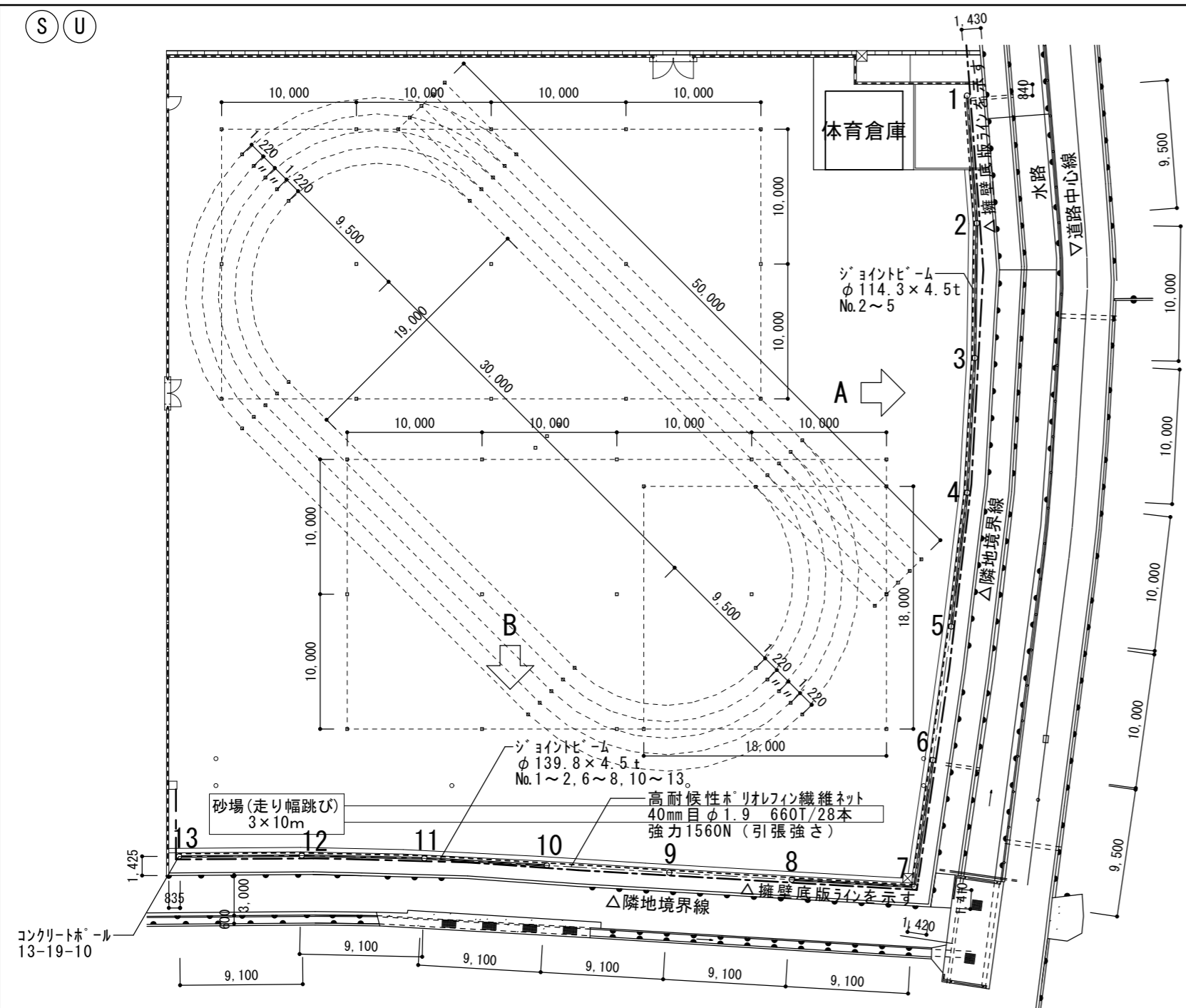


設計条件
風荷重・・・建築基準法・同施行令(平成12年6月)に基づく
風圧力に依る。
基準風速・・・3.6m/sec
地表面粗度区分・・・Ⅲ

備考
1. 外装は金網類及びシリンダー錠類、特記部を除く他は熔融亜鉛めっきのみとする。
2. 本門扉に取付け可能なシリンダー錠及びレバーハンドルは厚厚4.0mm、バックセット及びケース深さは枠パイプ深さ110mmに納まる規格とする。但し、電気錠など一部の規格を除く。
3. シリンダー錠のキーシステムにより、金網隙間から開錠される恐れがある場合は、隙間防止プレートを位置調整して取り付けのこと。
4. シリンダー錠、レバーハンドル、ストライク、蝶番(門柱側)、隙間防止プレートは現地で本門扉に取付けるものとする。
5. 本図門扉は片側180°開きとする。



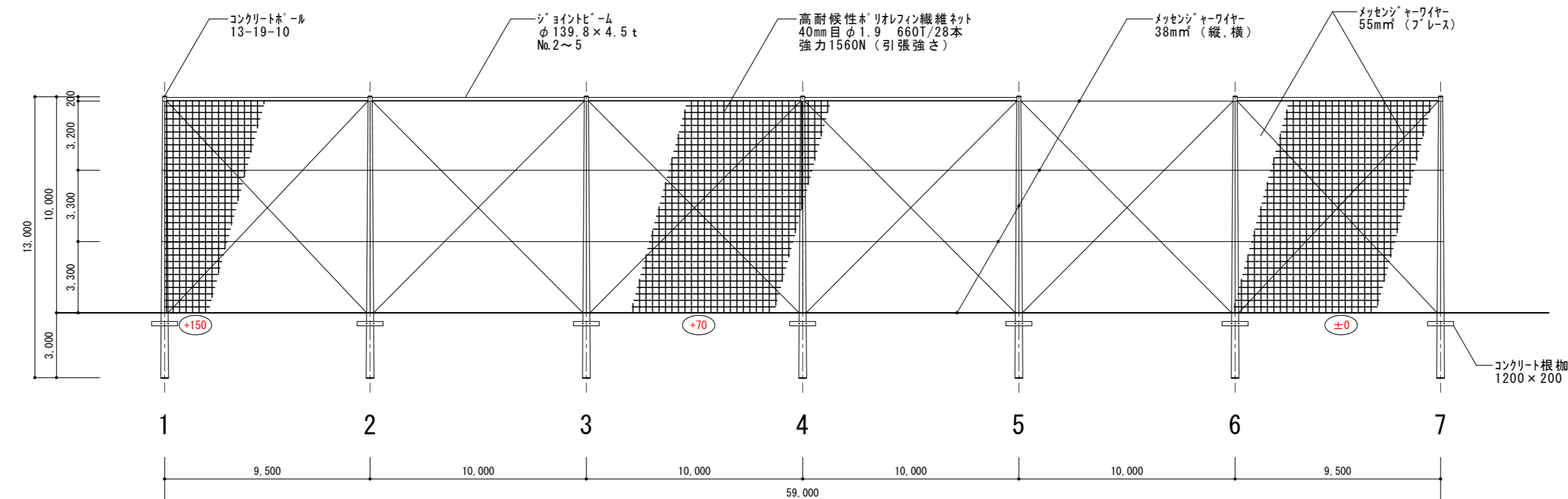
S U



B展開図 1/200

防球ネット・ポイント杭配置図 1/400

● トラクトライン用ポイント杭(73か所)を示す
 ※位置は学校と協議の上決定すること
 ※コンクリート根柢は既存構造物基礎と干渉しない位置に設置すること
 ※図中寸法はコンクリート根柢からの寸法を示す

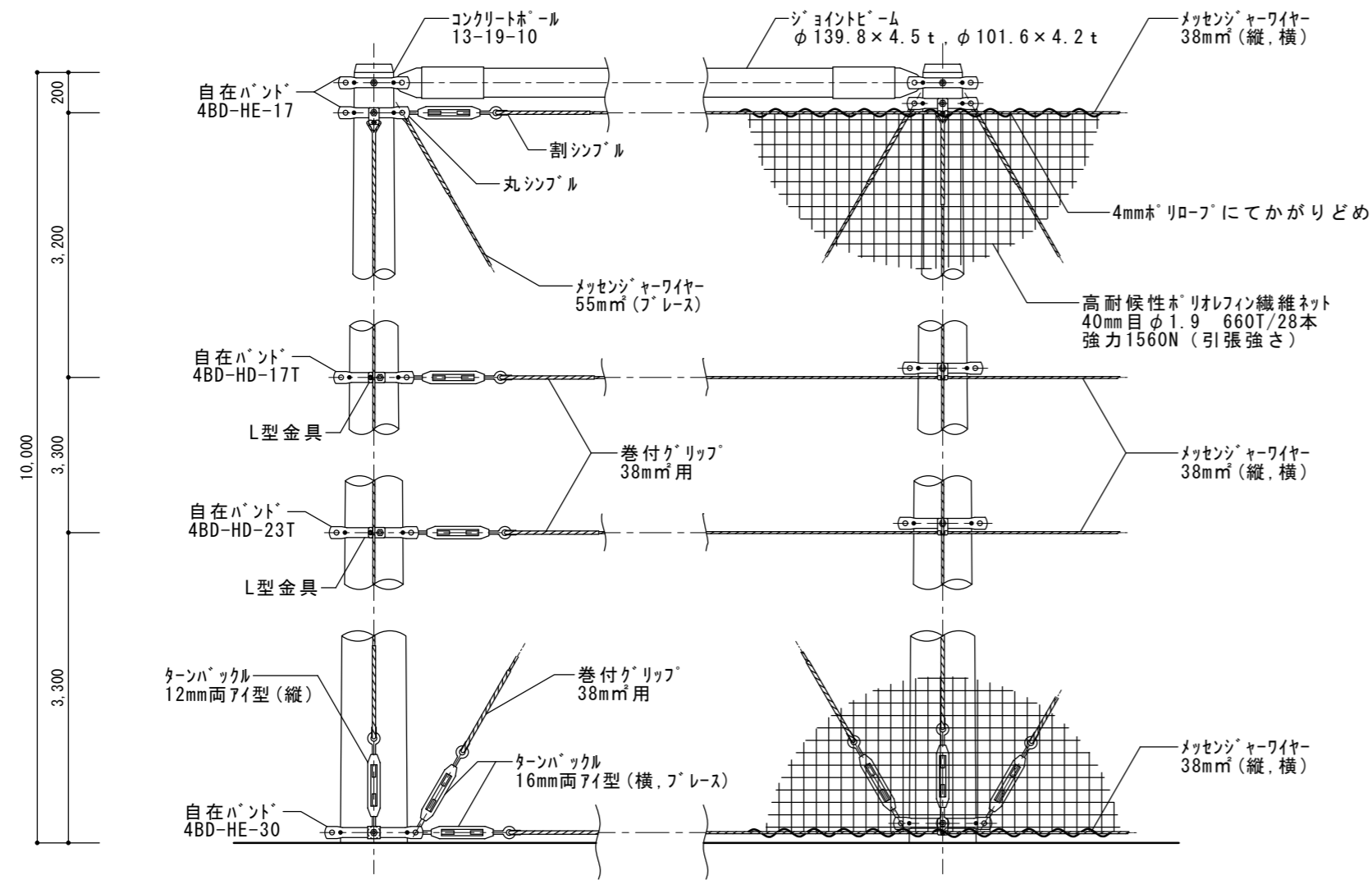


A展開図 1/200

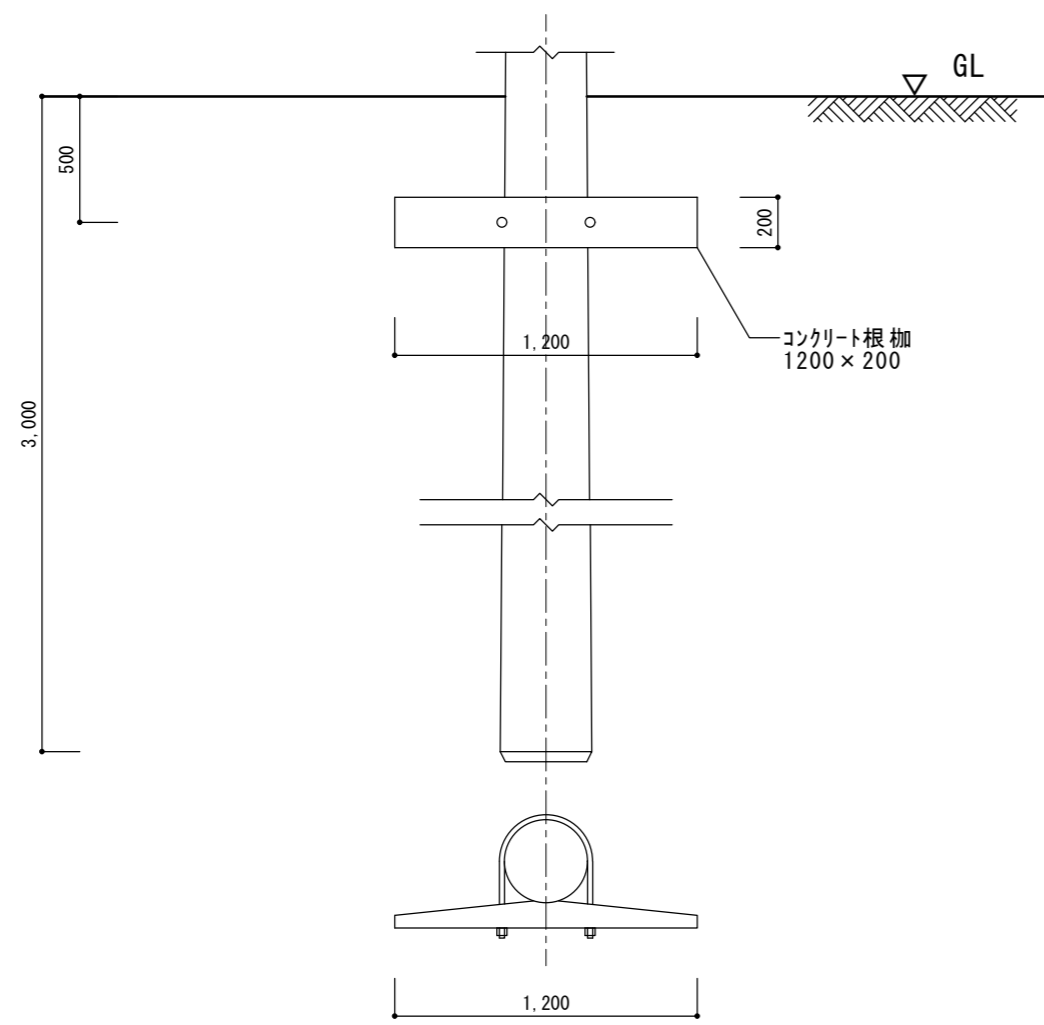
防球ネット仕様材料一覧

名称	摘要	数量
コンクリート根柢	13-19-10	13本
コンクリート根柢及びバンド	1200×200	13組
ジョイントビーム	φ114.3×t4.5×9.1m~9.5m	6本
ジョイントビーム	φ139.8×t4.5×10m	3本
自在バンド	4BD-HE-17	26個
自在バンド	4BD-HE-30	14個
自在バンド	4BD-HD-17T	13個
自在バンド	4BD-HD-23T	13個
L型金具		49個
メッセンジャーワイヤー	38mm2	611m
メッセンジャーワイヤー	55mm2	343m
巻付ゲリッパ	38mm2用	46個
巻付ゲリッパ	55mm2用	24個
ターンバックル	12mm-両7イ	14個
ターンバックル	16mm-両7イ	37個
割シングル		24個
割シングル		33個
シャックル	16mm	4個
高耐候性ポリフィン繊維ネット	40mm目 φ1.9	1083㎡
ポリローフ	4mm	1455m
ポリローフ	6mm	140m

U



ネット取付詳細図 1/30



基礎詳細図 1/30

徳島県土整備部営繕課

●工事名 R8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事

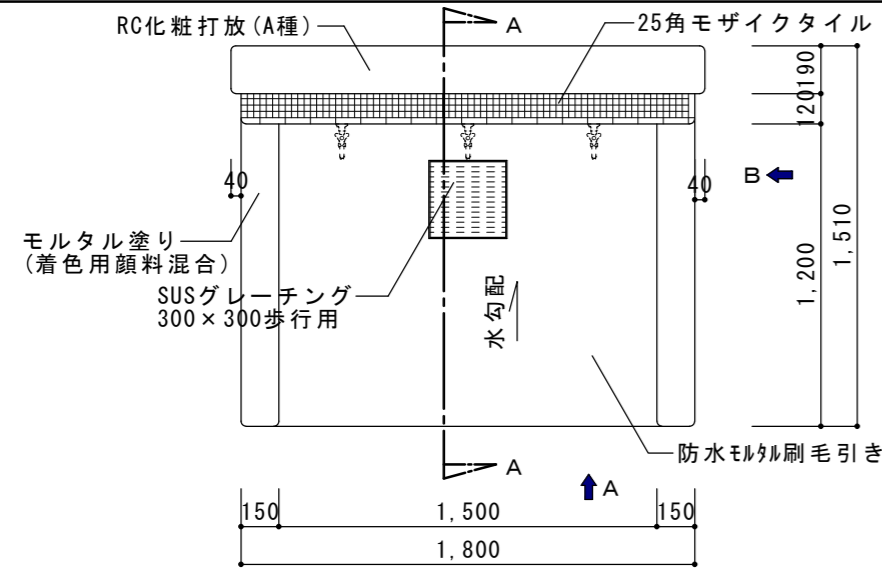
●図面番号 A-18

●図面名 防球ネット詳細図 (参考図)

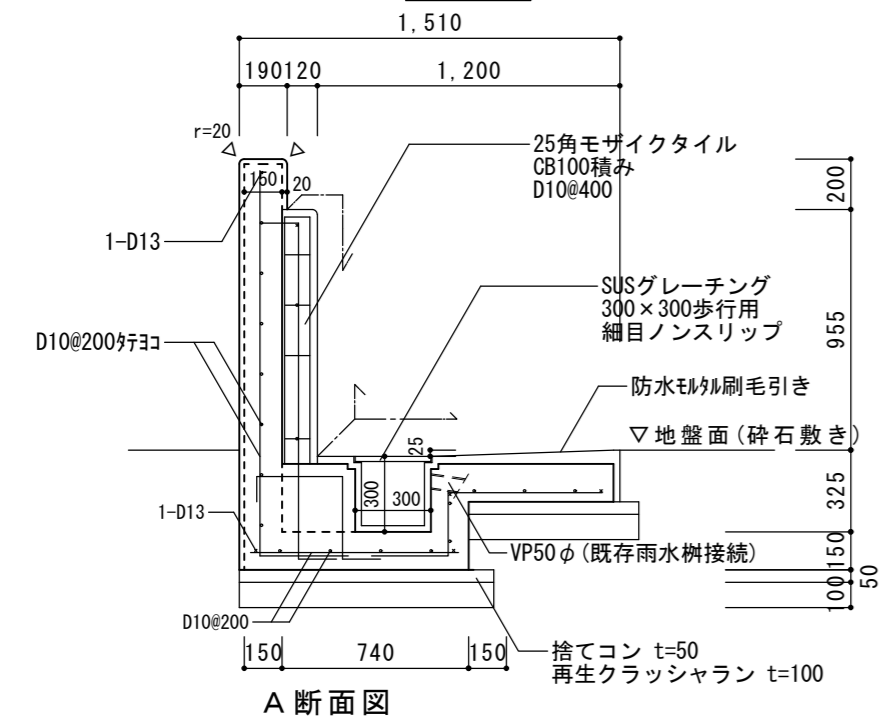
●縮尺 A2=1/30 A3=71%

株式会社 宮建築設計
MIYAYA 会社
管理建築士 1級333707号 清水 康代
1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505(代)

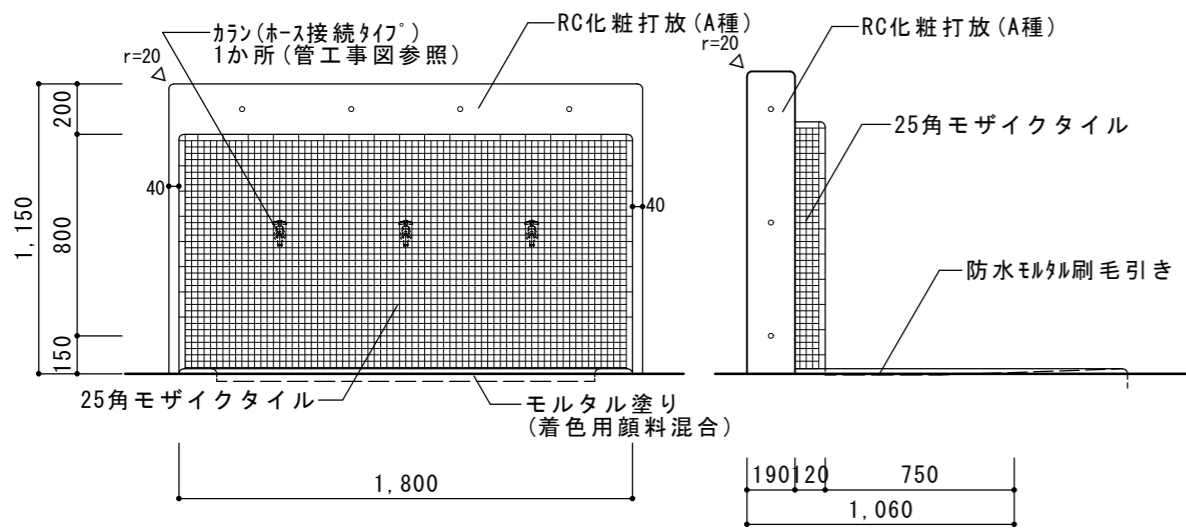
② アスファルト舗装	1/10	③ コンクリート舗装	1/10	④ クレイ舗装	1/10	⑤ 真砂土敷き	1/10
⑥ 碎石敷き	1/10	⑦ 地先境界ブロック	1/10	⑧ 花壇縁石詳細図	1/10	⑨ タイ止め	1/10
U字側溝詳細図 (一般部)	1/10	⑩-3 寄宿舎南既存フェンス廻り詳細図	1/10	U字側溝詳細図 (中学部棟北東)	1/10	⑩-4 U字側溝詳細図 (グラウンド)	1/10
グラウンド 出入口詳細図	1/10	⑪ 縦樋接続詳細図	1/10	⑫(X)-3 樹・擁壁補修及びコア抜き詳細図 (西側擁壁)	1/20		
<p>※ () 寸法はW2000フェンスを示す ※ < > 寸法はW1000フェンスを示す</p>	<p>徳島県東土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事 ●図面名 外構詳細図 (1) ●図面番号 A-19 ●縮尺 A2=1/10, 1/20 A3=71%</p> <p>株式会社 宮建築設計 M I Y A 会社 管理建築士 1級 333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第 11050号 徳島市福島一丁目 5番 6号 TEL (088) 625-5505 (代)</p>					



平面図

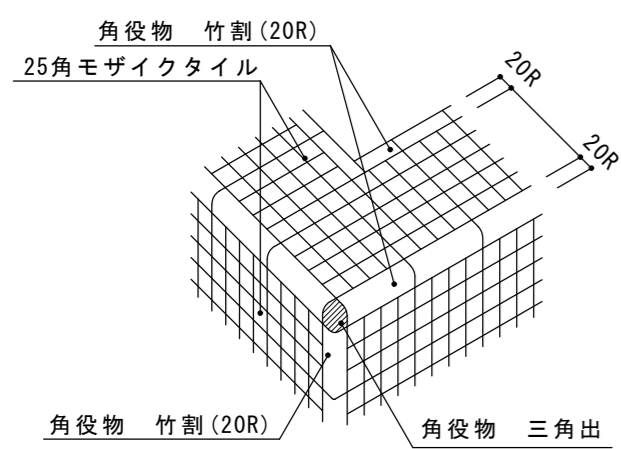


A断面図

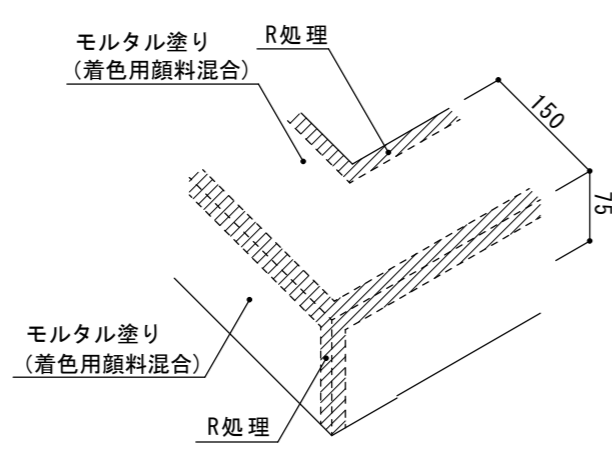


A 矢視姿図

B 矢視姿図

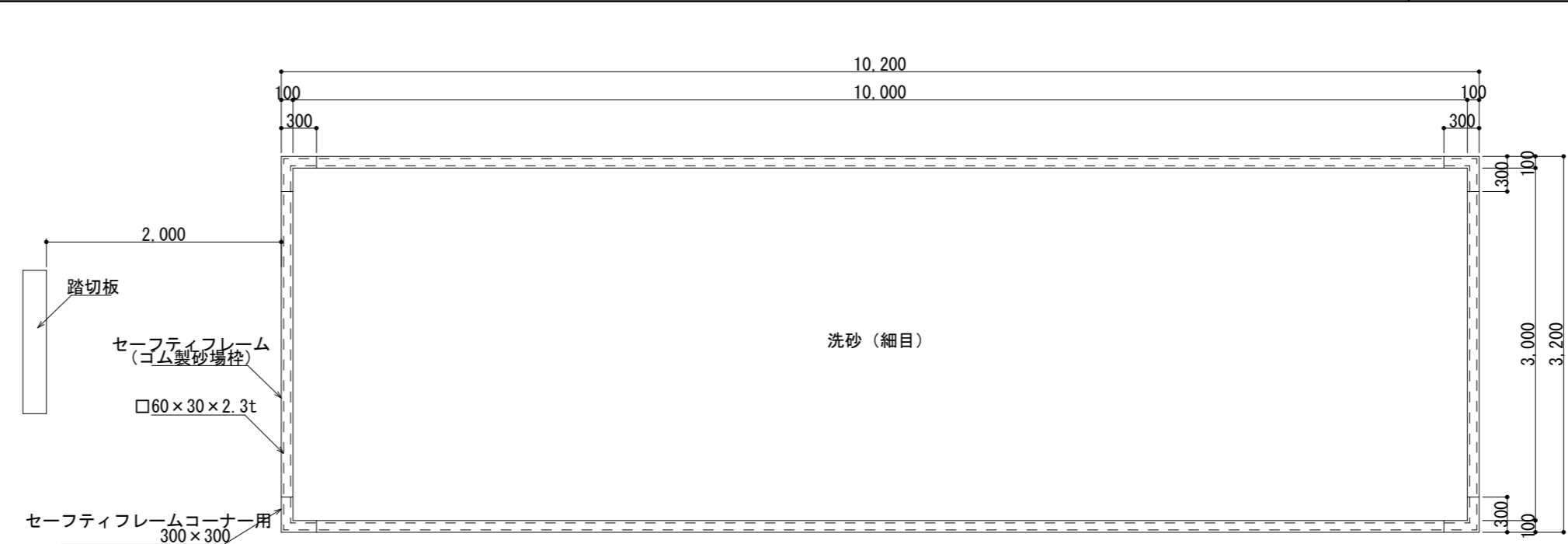


モザイクタイル (透視図) 1/10

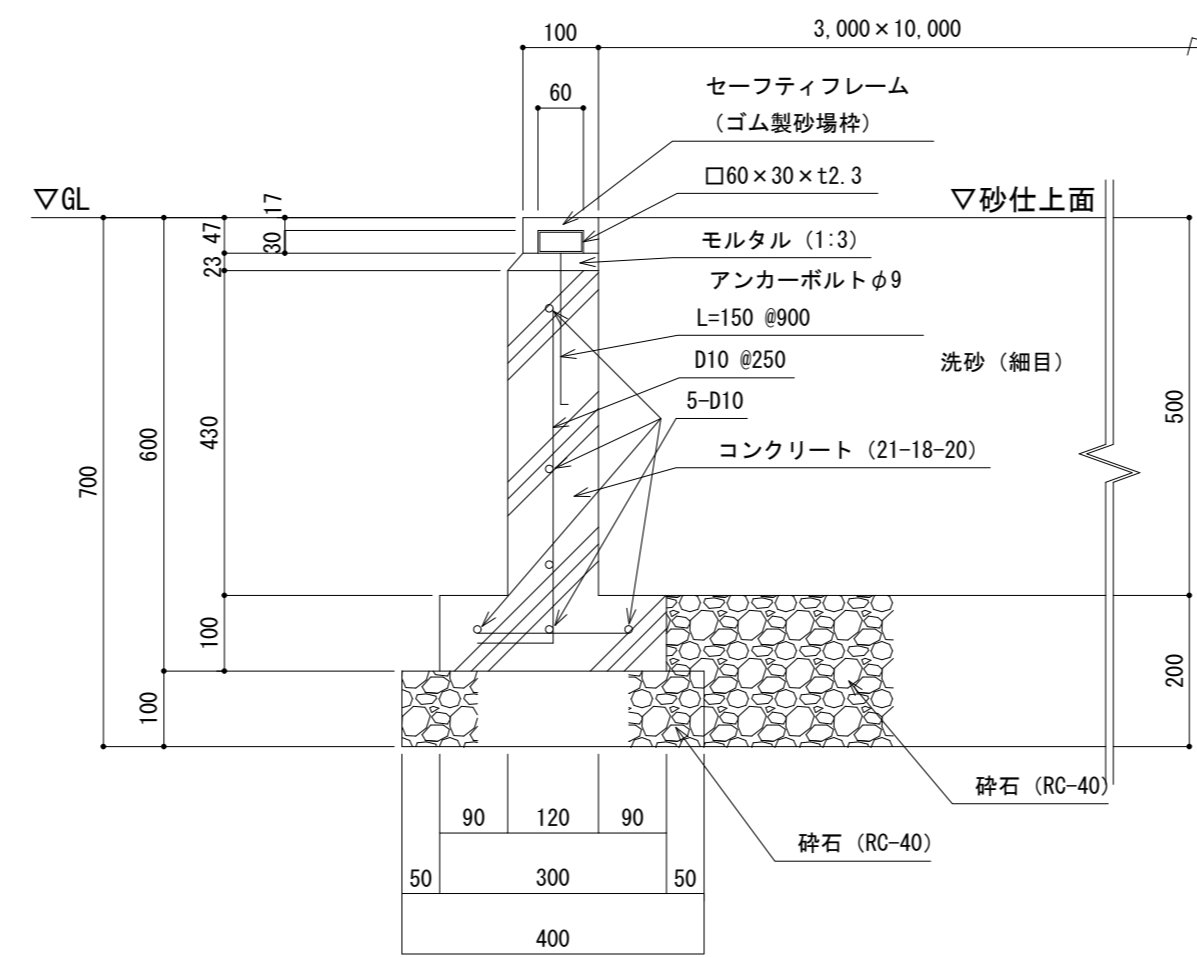


モルタル塗り部 (透視図) 1/10

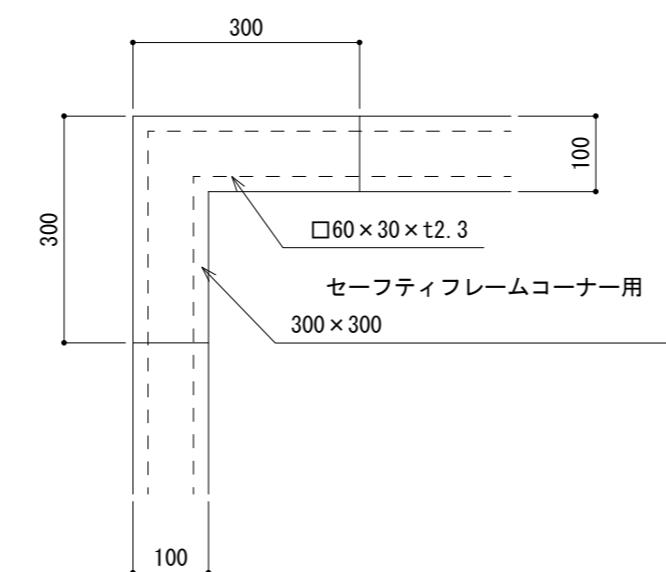
躯体コン Fc=18N/mm² S=18cm 強度補正 無
捨てコン Fc=18N/mm² S=15cm 強度補正 無
※RC立ち上がり部分：特殊混和剤シリカホホワイト添加
添加量：セメント量の5%
※鉄筋 SD295
※基礎下端の転圧を充分に行うこと



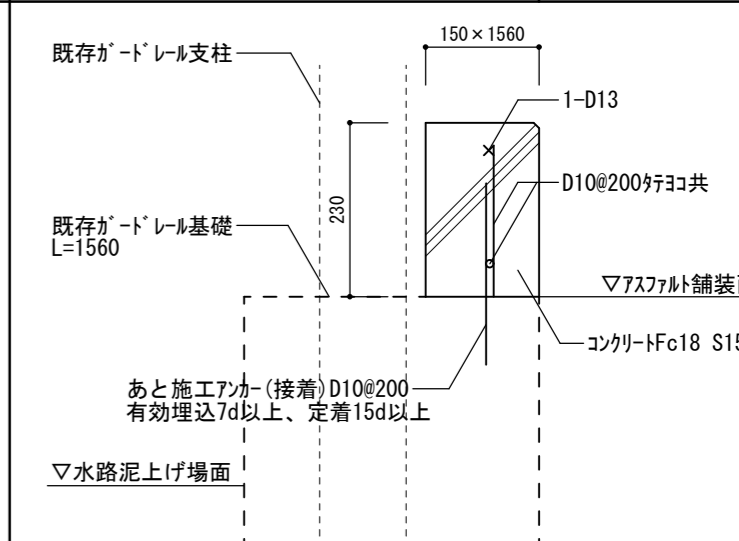
砂場平面図 1/50



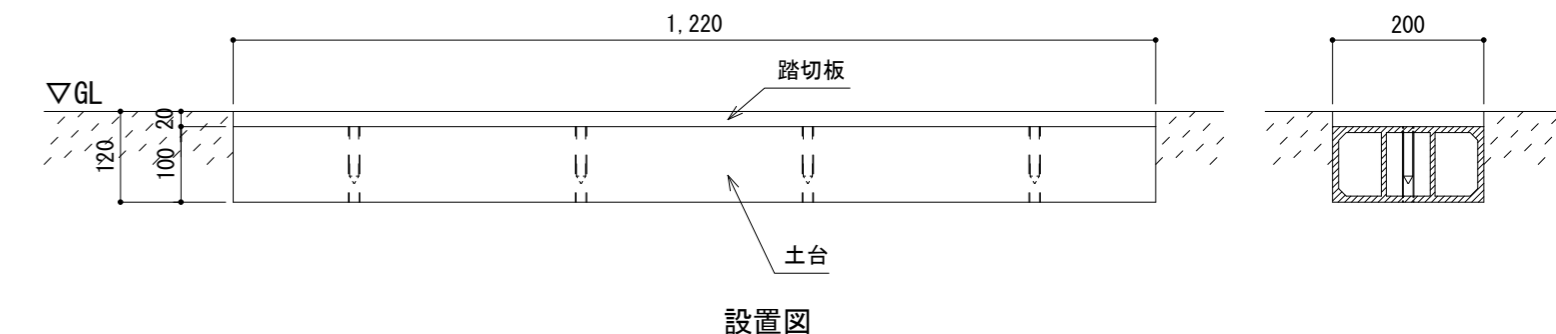
砂場断面図 1/10



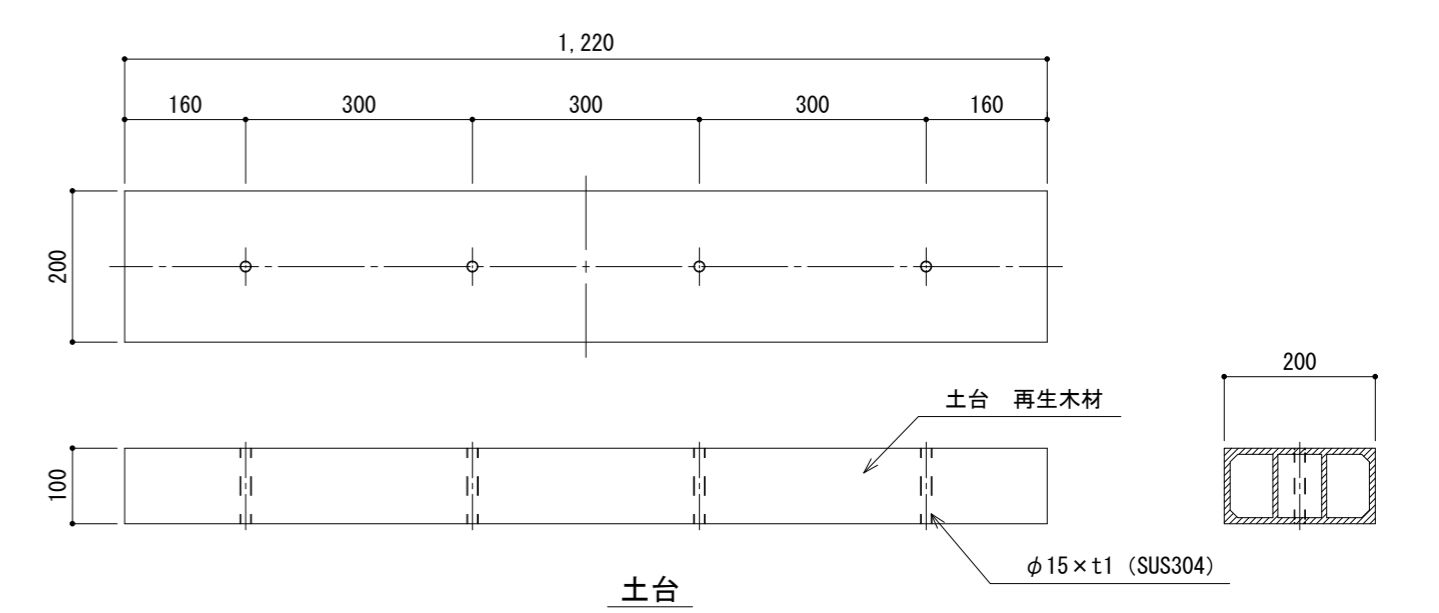
コーナー部詳細図 1/10



踏切板詳細図 1/10

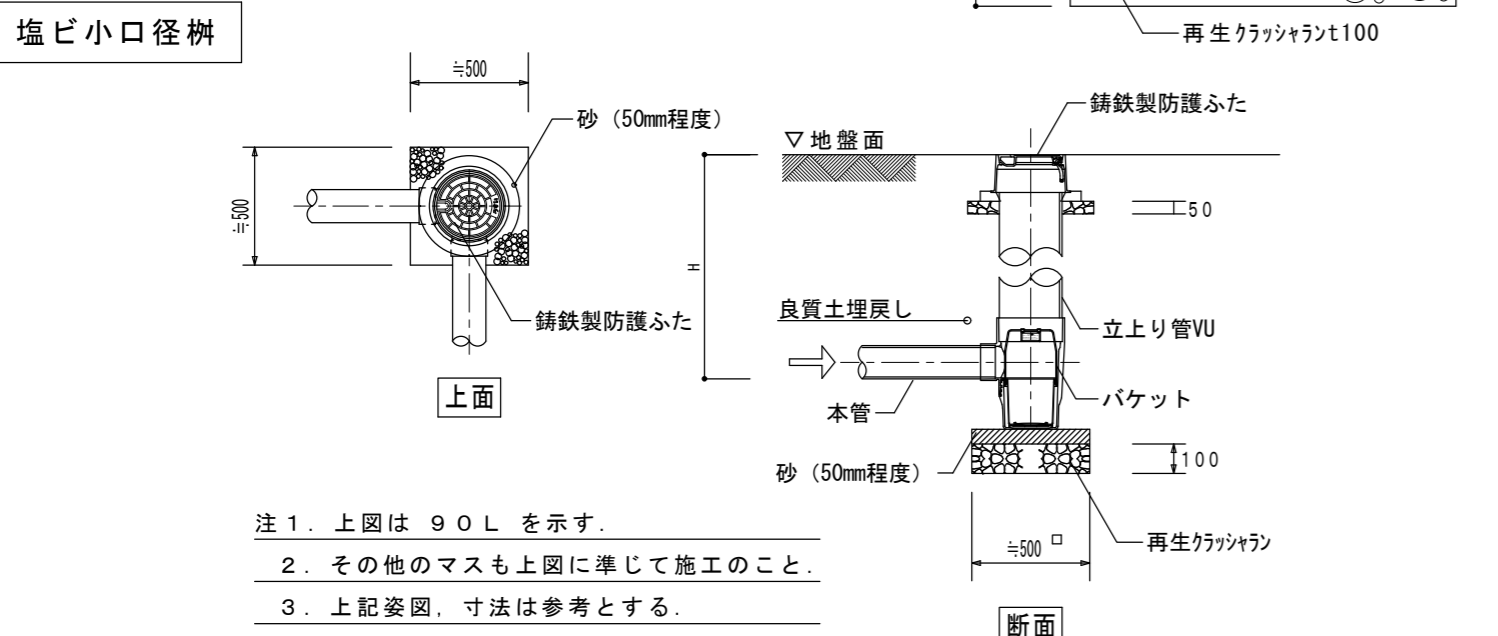
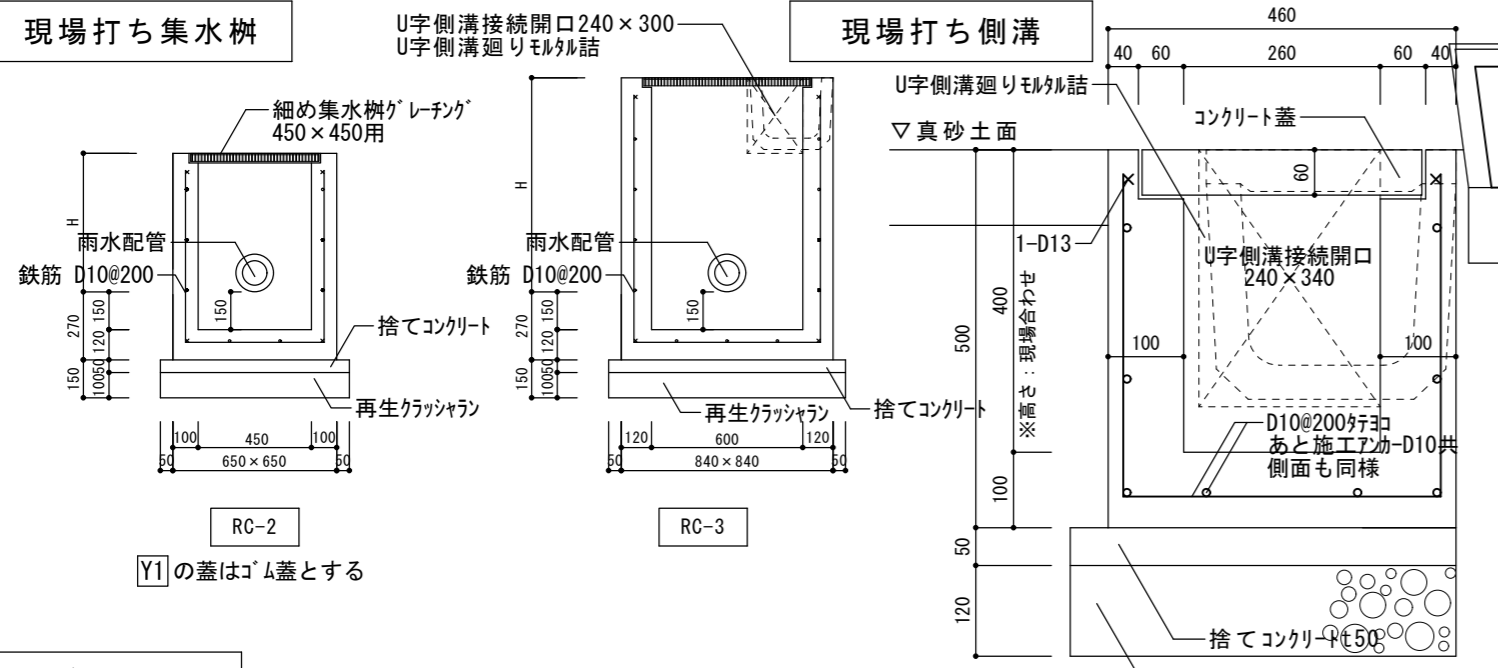


踏切板

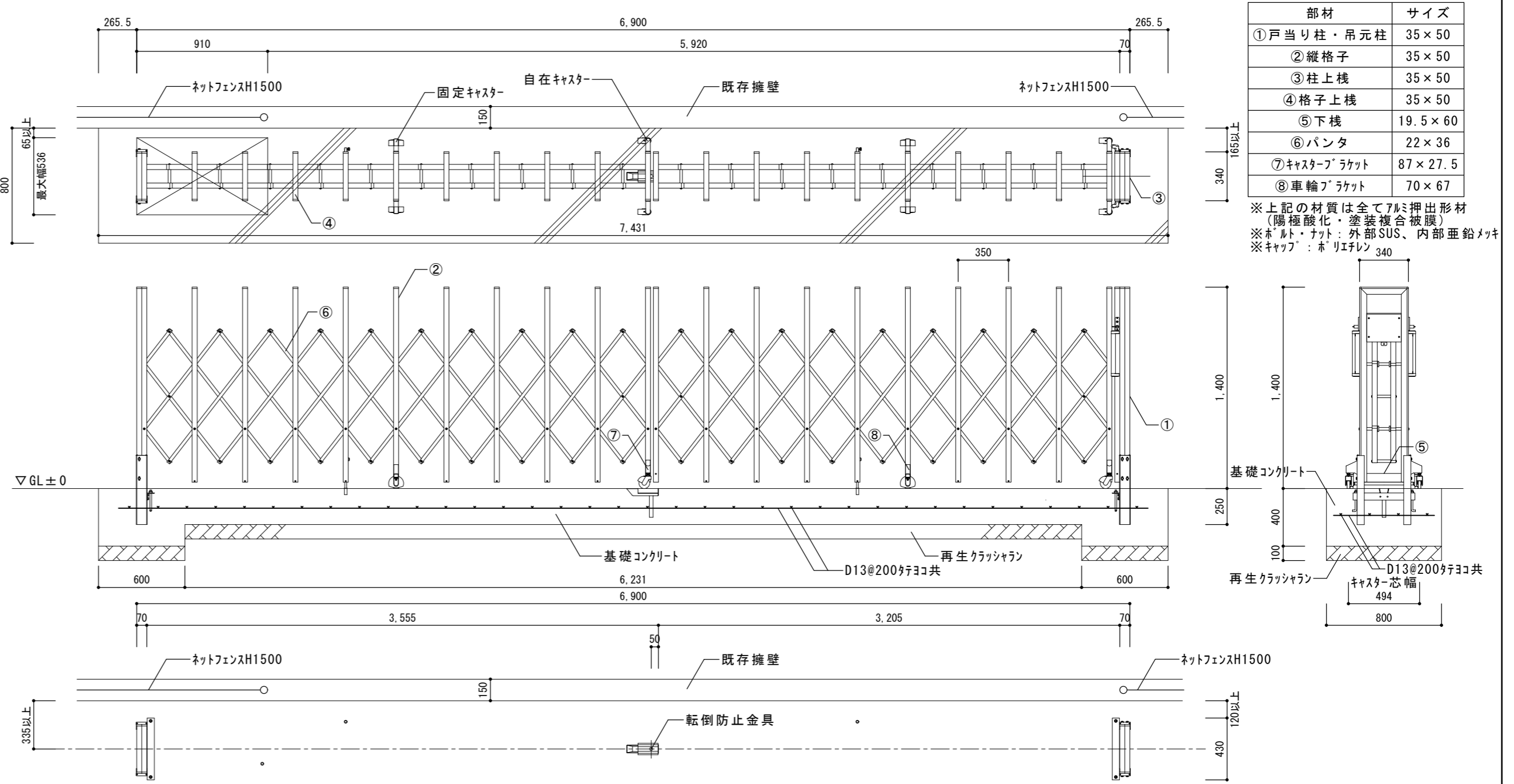


土台

※H寸法は雨水樹リスト参照

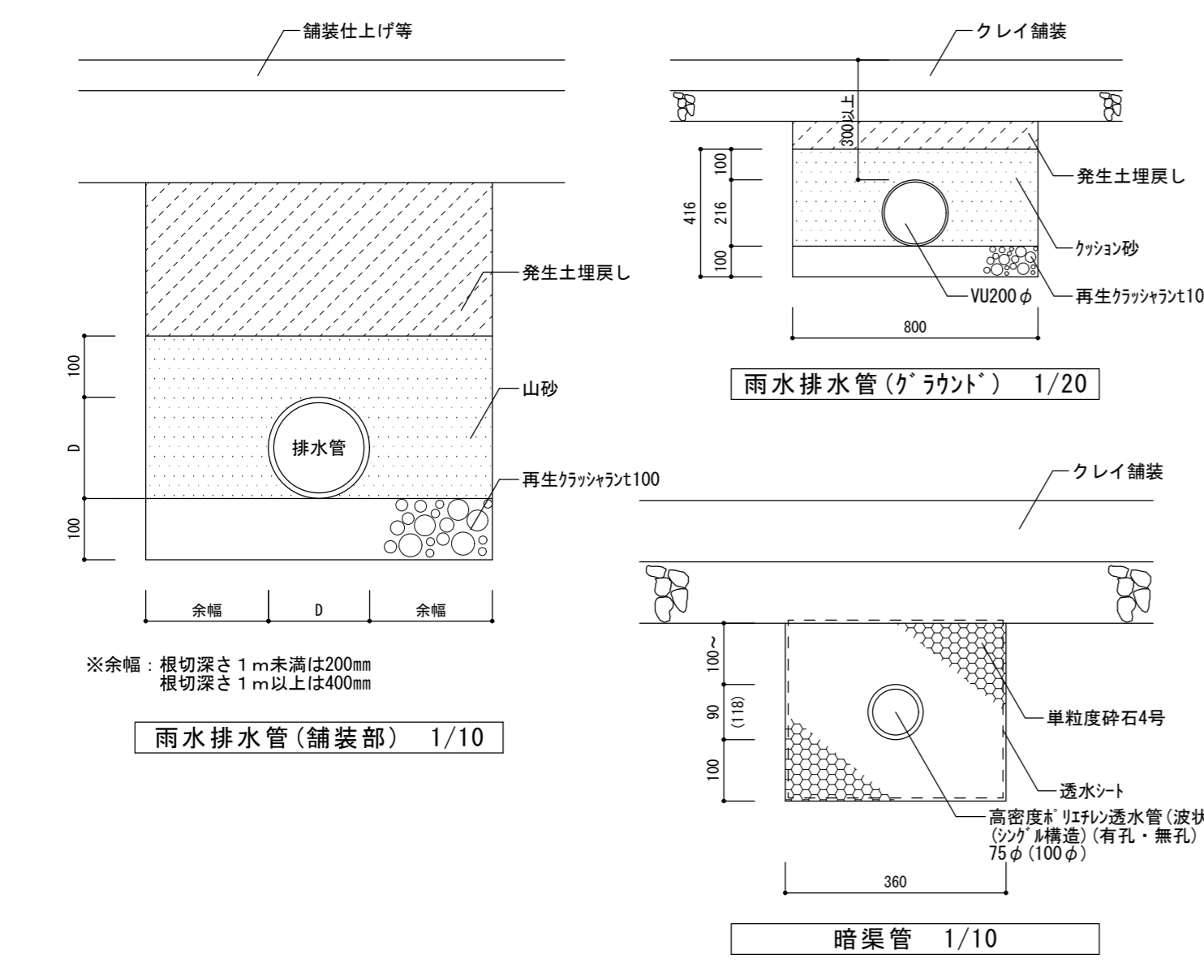


1. 上図は 90L を示す。
2. その他のマスも上図に準じて施工のこと。
3. 上記姿図、寸法は参考とする。



部材	サイズ
①戸当り柱・吊元柱	35×50
②縦格子	35×50
③柱上棧	35×50
④格子上棧	35×50
⑤下棧	19.5×60
⑥パンタ	22×36
⑦キャスターブラケット	87×27.5
⑧車輪ブラケット	70×67

※上記の材質は全てアルミ押出型材 (陽極酸化・塗装複合被膜)
 ※ホルト・ナット: 外部SUS、内部亜鉛メッキ
 ※キャップ: ホリエレン

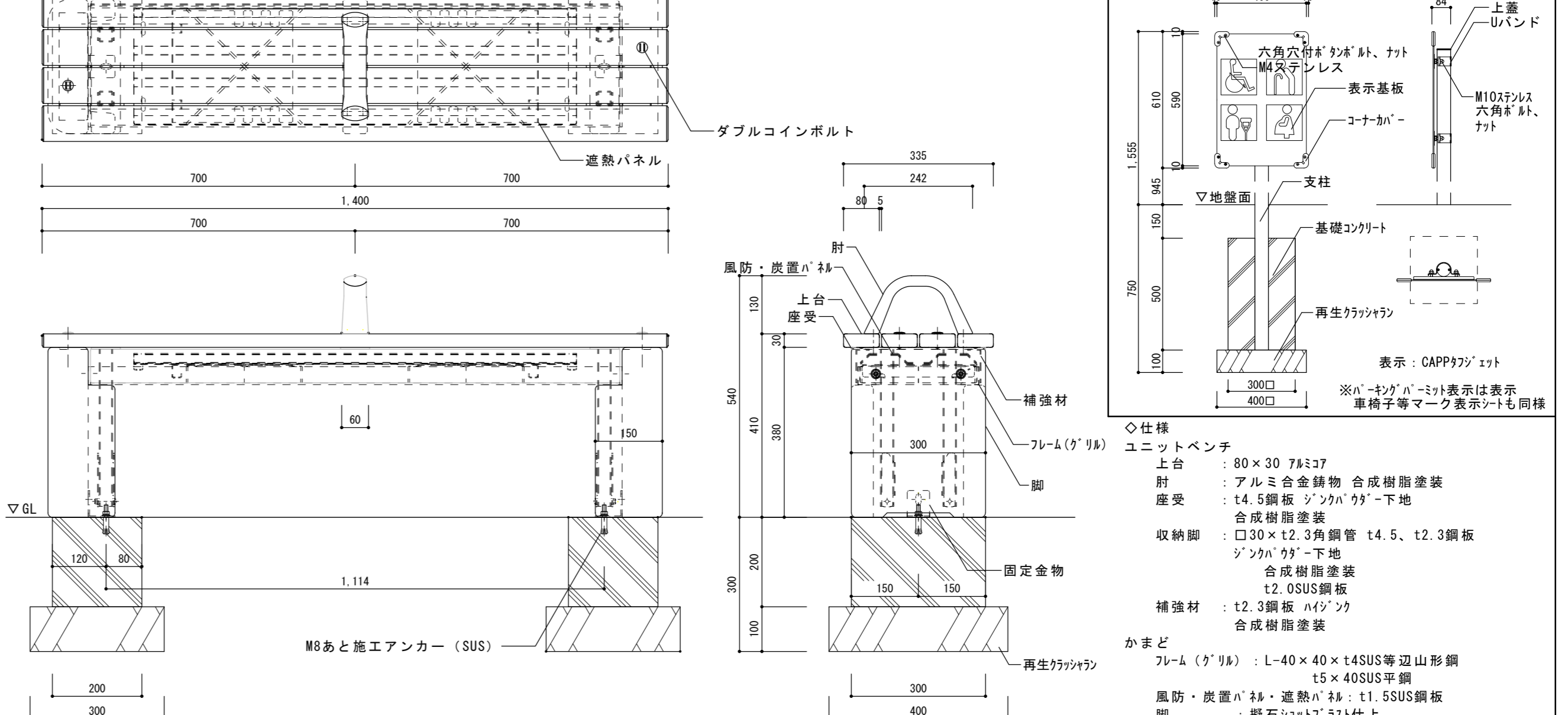


雨水排水管 (舗装部) 1/10

雨水排水管 (ケラウト) 1/20

暗渠管 1/10

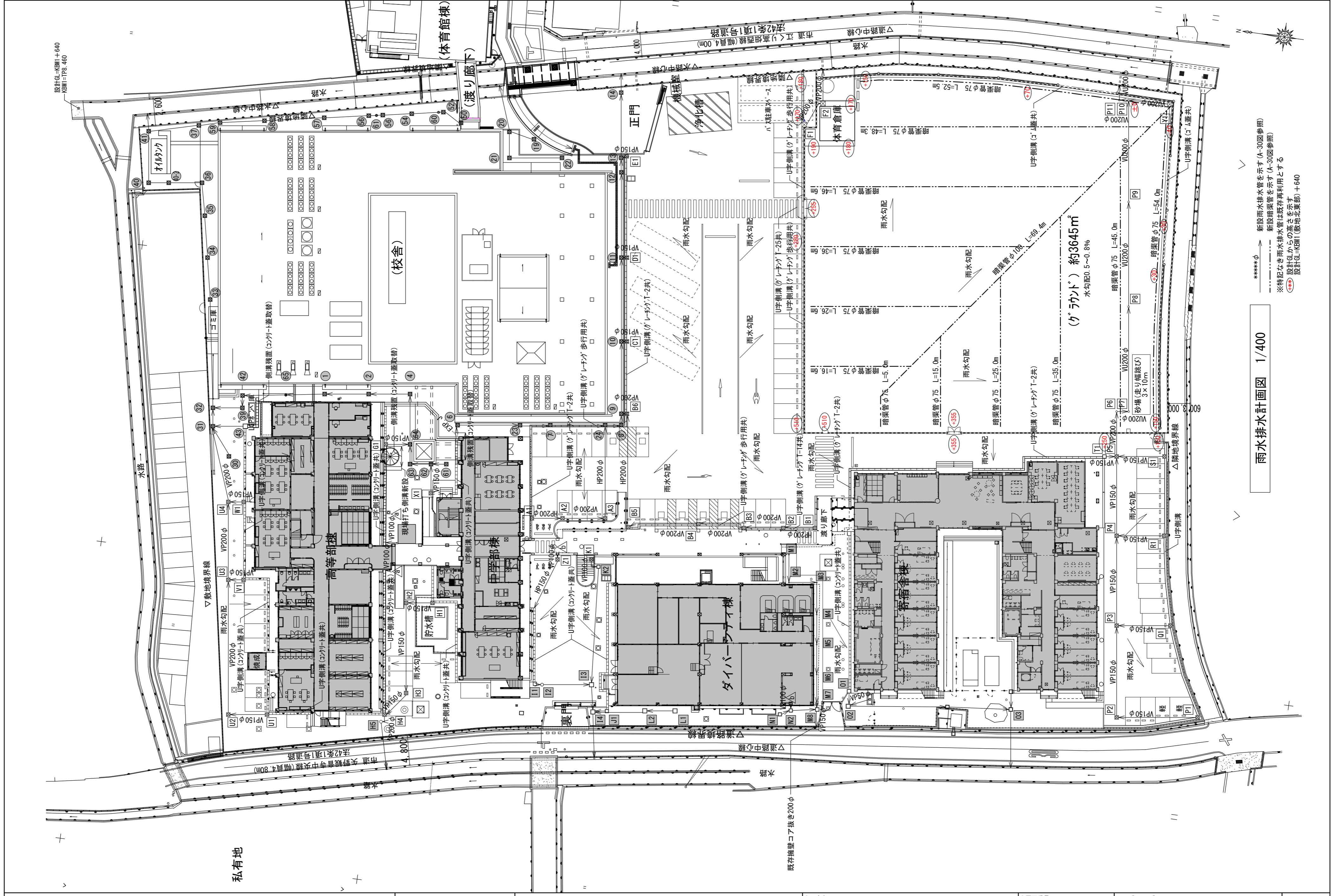
※余幅: 根切深さ 1m未満は200mm
根切深さ 1m以上は400mm



- ◇仕様
 ユニットベンチ
 上台 : 80×30 アルミ7
 肘 : アルミ合金鋳物 合成樹脂塗装
 座受 : t4.5鋼板 シンハカタ-下地 合成樹脂塗装
 収納脚 : □30×t2.3角鋼管 t4.5、t2.3鋼板 シンハカタ-下地 合成樹脂塗装
 補強材 : t2.3鋼板 ハイジック 合成樹脂塗装
 かまど
 フレーム (ケリル) : L-40×40×t4SUS等辺山形鋼 t5×40SUS平鋼
 風防・炭置パネル・遮熱パネル : t1.5SUS鋼板
 脚 : 凝石ショットラスト仕上
 固定金物 : t3×50SUS平鋼

雨水樹リスト (参考)

番号	名称	寸法	蓋	管底	樹天端	樹H	管経路	樹間距離	管勾配	管種類	備考	番号	名称	寸法	蓋	管底	樹天端	樹H	管経路	樹間距離	管勾配	管種類	備考
⑥1	集水樹(既存のまま)	450×450	グレチング(T14)	-305	±0	455	⑥1→⑥2	2,550	1/150	VP150φ	校舎西幹線	H1	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-370	-20	500	H1→H2	4,400	1/150	VP150φ	水槽溜り系統
⑥2	集水樹(既存のまま)	450×450	グレチング(T14)	-324	±0	474	⑥2→⑥3	3,497	1/150	VP150φ	校舎西幹線	H2	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-410	±0	560	H2→H3	15,050	1/150	VP150φ	水槽溜り系統
⑥3	集水樹(既存のまま)	450×450	グレチング(T14)	-349	±0	499	⑥3→⑥4	3,310	1/150	VP150φ	校舎西幹線	H3	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-520	+50	750	H3→H4	5,100	1/150	VP150φ	水槽溜り系統
⑥4	集水樹(既存のまま)	450×450	グレチング(T14)	-369	±0	519	⑥4→④	8,201	1/150	VP150φ	校舎西幹線	H4	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-565	+50	765	H4→H5	1,740	1/150	VP200φ	水槽溜り系統
④	集水樹(既存のまま)	450×450	グレチング(T14)	-421	±0	571	④→②	7,500	1/150	VP200φ	校舎西幹線	H5	ため樹(既存のまま)	不明	鑄鉄蓋(500φ)	不明	+10	不明	H5→水路	7,990	1/150	HP200φ	水槽溜り系統
②	集水樹(既存のまま)	600×600	グレチング(T14)	-478	±0	628	②→①	7,100	1/150	VP200φ	校舎西幹線												
①	集水樹(既存のまま)	600×600	グレチング(T14)	-528	±0	678	①→⑥5	6,564	1/150	VP200φ	校舎西幹線	I1	集水樹(既存のまま)	500×500	コンクリート蓋	-320	+10	420	I1→I2	1,200	1/150	VP150φ	ダ'イ'北系統
⑥5	塩ビ小口径樹(既存のまま)	300×200	鑄鉄蓋(T14)	-569	±0	741	⑥5→④2	7,356	1/150	VP200φ	校舎西幹線	I2	ため樹(既存のまま)	500×500	鑄鉄蓋(500φ)	不明	+10	不明	I2→I3	8,250	1/150	VP150φ	ダ'イ'北系統
④2	集水樹(既存のまま)	600×600	グレチング(T14)	-617	±0	767	④2→③9	2,153	1/150	VP200φ	校舎西幹線	I3	集水樹(既存のまま)	600×600	コンクリート蓋	-530	+160	1,300	I3→I4	4,540	1/150	VP200φ	ダ'イ'北系統
③9	集水樹(既存のまま)	600×600	グレチング(T14)	-634	±0	784	③9→③2	4,814	1/150	VP200φ	校舎西幹線	I4	集水樹(既存のまま)	600×600	コンクリート蓋	-1,020	+160	1,330	I4→水路	7,620	1/80	HP200φ	ダ'イ'北系統
③2	集水樹(既存のまま)	600×600	グレチング(T14)	-660	±0	810	③2→③3④1→水路	18,083	1/150	VP200φ	校舎西幹線												
												J1	集水樹(既存のまま)	480×480	コンクリート蓋	-120	+190	510	J1→I4	2,340	1/100	VP100φ	ダ'イ'北支線①
U1	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-320	+20	490	U1→U2	6,460	1/200	VP150φ	高等部北幹線												
U2	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-365	+90	605	U2→U3	22,570	1/200	VP200φ	高等部北幹線	K1	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-150	+230	530	K1→K2	2,670	1/100	VP100φ	ダ'イ'北支線②
U3	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-490	+30	670	U3→U4	13,000	1/200	VP200φ	高等部北幹線	K2	集水樹(既存のまま)	480×480	コンクリート蓋	-190	+210	500	K2→I3	19,750	1/150	VP150φ	ダ'イ'北支線②
U4	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-565	+30	745	U4→③1	12,900	1/200	VP200φ	高等部北幹線												
③1	集水樹(既存のまま)	600×600	グレチング(T14)	-640	±0	790	③1→③2	3,070	1/150	VP200φ	高等部北幹線	L1	集水樹(既存のまま)	550×550	コンクリート蓋	-320	+110	580	L1→L2	5,050	1/100	VP100φ	ダ'イ'西支線①
												L2	集水樹(既存のまま)	550×550	コンクリート蓋	-410	+140	700	L2→I4	8,660	1/100	VP100φ	ダ'イ'西支線①
V1	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-450	±0	600	V1→U3	2,550	1/150	VP150φ	高等部北幹線①												
												M1	集水樹(別途工事)						M1→M2				ダ'イ'南幹線
W1	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-520	±0	670	W1→U4	2,580	1/150	VP150φ	高等部北幹線①	M2	集水樹(別途工事)						M2→M3				ダ'イ'南幹線
												M3	集水樹(別途工事)						M3→M4				ダ'イ'南幹線
③0	集水樹(既存のまま)	600×600	グレチング(T14)	-600	±0	750	③0→③1	5,690	1/150	VP150φ	校舎西支線①	M4	集水樹(別途工事)						M4→M5				ダ'イ'南幹線
												M5	集水樹(別途工事)						M5→M6				ダ'イ'南幹線
④3	集水樹(既存のまま)	500×500	コンクリート蓋(T14)	-610	±0	760	④3→③1	4,687	1/150	VP150φ	校舎西支線②	M6	集水樹(別途工事)						M6→M7				ダ'イ'南幹線
												M7	集水樹(別途工事)						M7→M8				ダ'イ'南幹線
G1	現場打ち集水樹B	450×450	コンクリート蓋(T2)	-330	±0	480	G1→⑥4	4,050	1/150	VP150φ	校舎西支線③	M8	集水樹(既存のまま)	450×450	コンクリート蓋	-440	+260	800	M8→道路側溝	2,900	1/150	VP150φ	ダ'イ'南幹線
X1	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-280	+10	440	X1→⑥2	4,810	1/150	VP150φ	校舎西支線④	N1	集水樹(既存のまま)	480×480	コンクリート蓋	-200	+160	500	N1→N2	1,930	1/150	VP150φ	ダ'イ'南支線
												N2	集水樹(既存のまま)	480×480	コンクリート蓋	-220	+230	600	N2→M7	4,410	1/150	VP150φ	ダ'イ'南支線
⑥	集水樹(既存のまま)	600×600	グレチング(T14)	-480	±0	630	⑥→②3	10,400	1/150	VP200φ	校舎南幹線												
②3	集水樹(既存のまま)	600×600	グレチング(T14)	-530	+500	680	②3→⑦	5,380	1/150	VP200φ	校舎南幹線	O1	集水樹(既存のまま)	480×480	コンクリート蓋	-220	+130	450	O1→O2	2,510	1/100	VP150φ	寄宿舎西支線
⑦	集水樹(既存のまま)	600×600	グレチング(T14)	-580	+500	1,230	⑦→②4	8,120	1/150	VP200φ	校舎南幹線	O2	集水樹(既存のまま)	500×500	コンクリート蓋	-330	+120	600	O2→O3	16,550	1/150	VP150φ	寄宿舎西支線
②4	集水樹(既存のまま)	600×600	グレチング(T14)	-630	+500	1,280	②4→⑧	2,695	1/150	VP200φ	校舎南幹線	O3	集水樹(既存のまま)	480×480	コンクリート蓋	不明	+50	不明	O3→水路	9,780	1/100	HP200φ	寄宿舎西支線
⑧	集水樹(既存のまま)	600×600	グレチング(T14)	-660	+500	1,310	⑧→⑨	1,871	1/150	VP200φ	校舎南幹線												
⑨	集水樹(既存のまま)	600×600	化粧蓋(T14)	-670	+500	1,320	⑨→⑩	12,022	1/150	VP250φ	校舎南幹線	P1	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-335	+60	485	P1→P2	13,500	1/150	VP150φ	寄宿舎系統
⑩	集水樹(既存のまま)	600×600	化粧蓋(T14)	-750	+500	1,400	⑩→⑪	14,000	1/150	VP250φ	校舎南幹線	P2	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-425	+100	575	P2→P3	15,000	1/150	VP150φ	寄宿舎系統
⑪	集水樹(既存のまま)	600×600	化粧蓋(T14)	-850	+500	1,500	⑪→⑫	14,000	1/150	VP250φ	校舎南幹線	P3	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-525	+280	675	P3→P4	15,000	1/150	VP150φ	寄宿舎系統
⑫	集水樹(既存のまま)	600×600	化粧蓋(T14)	-940	+500	1,640	⑫→⑬	2,645	1/150	VP250φ	校舎南幹線	P4	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-625	+260	775	P4→P5	13,500	1/150	VP150φ	寄宿舎系統
⑬	集水樹(既存のまま)	600×600	化粧蓋(T14)	-960	+500	1,660	⑬→⑭	10,903	1/75	VP250φ	校舎南幹線	P5	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-715	+240	865	P5→P6	7,500	1/150	VP200φ	寄宿舎系統
⑭	集水樹(既存のまま)	600×600	グレチング(T25)	-1,060	+200	1,410	⑭→水路	3,181	1/70	VP250φ	校舎南幹線	P6	塩ビ製小口径樹	250φ	鑄鉄製(250φ)	-765	+250	915	P6→P7	2,000	1/150	VU200φ	寄宿舎系統
												P7	塩ビ製小口径樹	250φ	鑄鉄製(250φ)	-780	+240	930	P7→P8	17,500	1/150	VU200φ	寄宿舎系統
A1	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-355	+500	1,005	A1→A2	5,120	1/200	HP200φ	校舎南支線①	P8	塩ビ製小口径樹	250φ	鑄鉄製(250φ)	-900	+180	1,050	P8→P9	17,500	1/150	VU200φ	寄宿舎系統
A2	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-395	+520	1,065	A2→A3	7,110	1/200	VP200φ	校舎南支線①	P9	塩ビ製小口径樹	250φ	鑄鉄製(250φ)	-1,020	+120	1,170	P9→P10	17,500	1/150	VU200φ	寄宿舎系統
A3	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-445	+520	1,115	A3→②4	15,590	1/200	HP200φ	校舎南支線①	P10	塩ビ製小口径樹	250φ	鑄鉄製(250φ)	-1,140	+60	1,290	P10→P11	2,000	1/150	VU200φ	寄宿舎系統
												P11	塩ビ製小口径樹	250φ	鑄鉄製(250φ)	-1,155	+60	1,305	P11→水路	2,000	1/150	VU200φ	寄宿舎系統
B1	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T14)	-355	+490	995	B1→B2	5,280	1/200	HP200φ	校舎南支線②												
B2	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-395	+500	1,045	B2→B3	6,590	1/200	VP200φ	校舎南支線②	Q1	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-455	+160	605	Q1→P3	8,960	1/150	VP150φ	寄宿舎支線①
B3	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-440	+500	1,090	B3→B4	8,200	1/200	VP200φ	校舎南支線②												
B4	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-490	+500	1,140	B4→B5	11,750	1/200	VP200φ	校舎南支線②	R1	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-560	+40	710	R1→P4	7,910	1/150	VP150φ	寄宿舎支線②
B5	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-560	+520	1,230	B5→B6	18,940	1/200	HP200φ	校舎南支線②												
B6	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-660	+500	1,310	B6→⑨	880	1/150	VP200φ	校舎南支線②	S1	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-650	+50	800	S1→P5	8,000	1/150	VP150φ	寄宿舎支線③
C1	現場打ち集水樹C	600×600	グレチング(T2)	-150	+500	800	C1→⑩	880	1/150	VP150φ	校舎南支線④	T1	現場打ち集水樹B	450×450	グレチング(T2)	-455	+250	605	T1→P5	2,040	1/150		



*****φ 新設雨水排水管を示す (A-30図参照)
 ---φ 新設雨水管を示す (A-30図参照)
 ※特記なき雨水排水管は既存再利用とする
 (**) 設計員からの書き込み
 設計員=KMI+640

雨水排水計画図 1/400

*** 新設樹を示す
 ** 既存または改修樹を示す

徳島県土木整備部営繕課

●工事名 R8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事
 ●図面名 雨水排水計画図

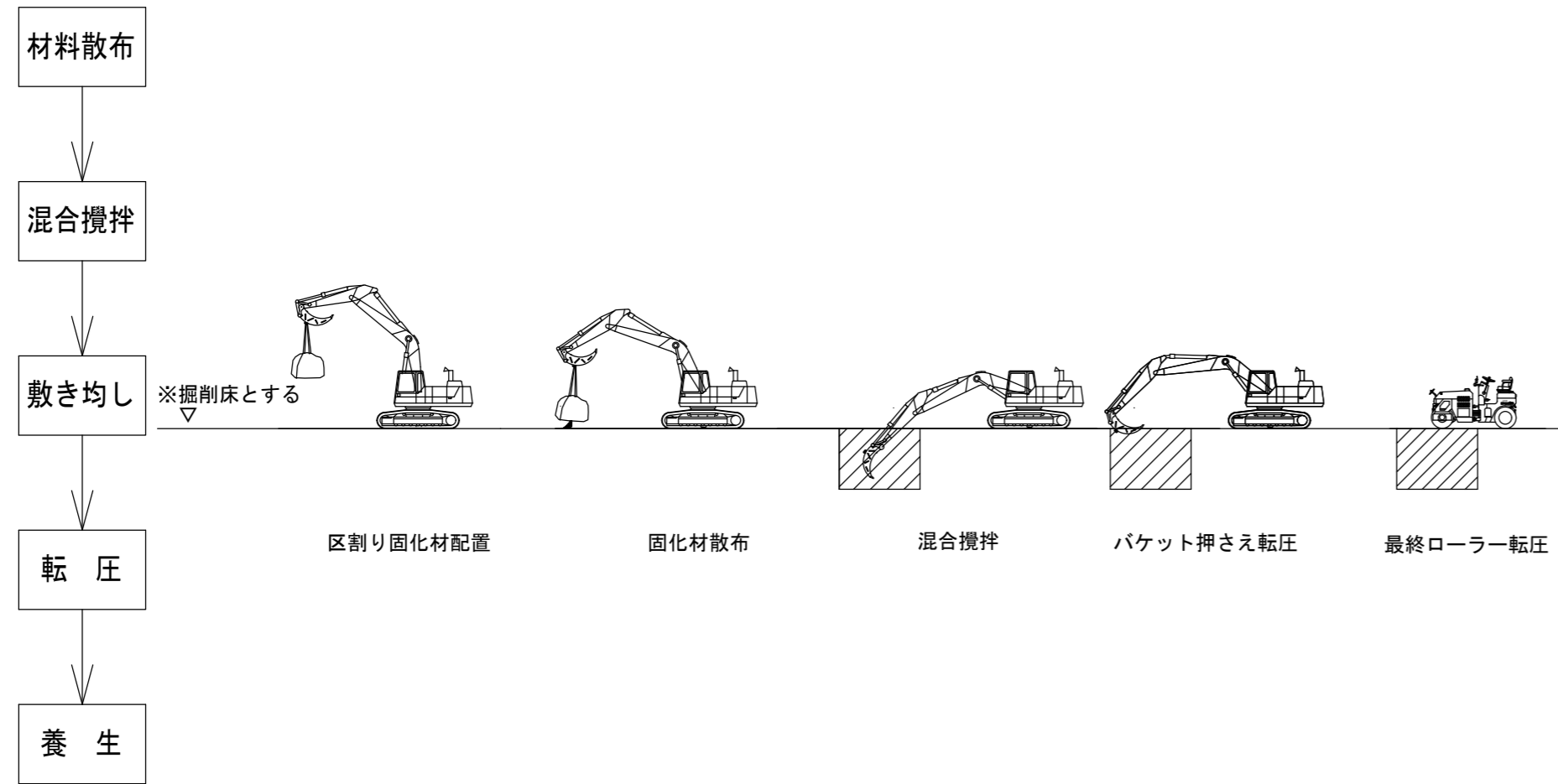
●図面番号 A-23
 ●縮尺 A2=1/400
 A3=71/96

株式会社 宮建築設計
 MIYA 会社
 管理建築士 1級333707号 清水 康代
 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号
 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)

表層改良工法特記仕様書

1 工法概要

本工法は現地盤土とセメント系固化材とをバックホウで混合し、所要の強度を有する改良体を造成する工法である。



2 一般事項

本工事は、本特記仕様書によるほか、「2018年版 建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針 平成30年11月」（（財）日本建築センター）による。

改良厚さ、土量、位置および固化材の配合等は、土質や地盤状況により変更することがある。

本工事に先立ち、施工計画書を提出し監督員の承認を得るものとする。施工計画書には次の事項を明記する。

- (1) 工事内容（改良厚さ、土量、位置、設計基準強度等）
- (2) 工程表
- (3) 施工方法（仕様固化材、配合量等）
- (4) 施工機械
- (5) 施工管理方法
- (6) 品質管理方法
- (7) 安全管理方法
- (8) 請負業者の本工事責任者名
- (9) 本工事施工業者名および施工責任者名

3 特記事項

- (1) 改良厚さ、位置等は設計図による。
- (2) 改良体の設計基準強度： $F_c=150.0\text{kN/m}^2$
- (3) 必ず事前に配合試験を行い配合量の妥当性を確認する。

4 固化材配合量

- (1) 固化材
特殊土用セメント系固化材
- (2) 推定配合
1) 固化材量： 80kg/m^3

（上記配合は推定値であり、実施工における配合は、室内配合試験により決定する。）

5 施工機械

- (1) 施工機械本体は、改良厚さに見合った掘削、混合能力を有すること。

6 施工

- (1) 施工
改良対象地盤にマーキングしできあがった升目に改良材を散布する。
混合した改良土は、状況を見てできるだけ早期に転圧を行う。
改良土は、転圧完了後所定の強度を得るまで養生する。
施工に対して疑義が生じた場合は、直ちに監督員と協議し、その指示を受ける。
施工精度を満足しない場合は、監督員と協議しその指示を受け適切な処置をする。

7 施工管理

施工過程における管理方法は次の通りとする。

- (1) 固化材散布量
マーキングに基づき1tフレコンを所定面積内に均一に散布する。
- (2) 改良厚さ
混合中に機械を止めて、改良厚さをスタッフ等により測定する。
改良厚さは、1層当り1.00m以下とする。
- (3) 混合程度
固化材と改良対象土の色むらがなくなるまで混合する。

8 報告

工事完了後、次の事項について報告書をまとめて 部を監督員に提出する。

- (1) 施工日報（改良厚さ、位置、土量、配合量、固化材使用量等）
- (2) 固化材散布量、改良厚さの状況写真
- (3) 管理試験結果

9 管理試験

- (1) 一軸圧縮試験
1) 現場採取供試体
500m³につき1ヶ所改良土を採取し、寸法φ5cm×10cmの供試体を 3個/箇所作成し、一軸圧縮試験を行う。
2) 材令28日で各箇所の圧縮強度の平均値が設計基準強度を上回ること。
- (2) 六価クロム溶出試験
国土交通省 国官技第16号、国営建第1号（平成13年4月20日） 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領（案）」による六価クロム溶出試験を実施し試験結果を提出するものとする。

事前配合試験段階 1検体

【注記】

本仕様書における施工要領は参考であり、採用する地盤改良材製造者の標準的な施工要領により施工すること。

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R8 営繕 国府支援学校 徳・国府 外構工事	●図面番号 A-24	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級333707号 清水 康代 1級建築士事務所 徳島県知事登録第11050号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL (088) 625-5505(代)
	●図面名 表層地盤改良仕様書	●縮尺 A2=NON A3=NON	

概略工事工程表

注釈

- 着色部は別途工事(中学部棟)の足場解体後の作業となる
- 着色部は別途工事(グランド)の足場解体後の作業となる
- ← 工事リテラを示す

月	1 か月		2 か月		3 か月		4 か月		5 か月		6 か月		7 か月		8 か月		9 か月		10 か月		11 か月		12 か月		13 か月		14 か月			
	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	15		
工 事 項 目	準備期間	準備期間・支障物件調査																												
	仮設	仮設工事 仮囲い・現場事務所・外部足場組立(1ヶ月) 外部足場解体 Step 1 Step 2 Step 3 Step 4 Step 5																												
	建 屋 解 体	解体工事	養生・養生撤去・アスベスト除去・車庫解体・ホント・室上屋解体+地下部解体(GL-500まで) ※エリア毎に順次																											
		電気工事	内部解体・配管・配線解体																											
		管工事	内部解体・配管解体																											
	体 育 倉 庫	土工事 地業工事	根切り・埋戻し																											
		コンクリート工事	基礎コン・中間コン・立上コン																											
		鉄筋工事 型枠工事	基礎配筋・基礎型枠・立上り配筋・立上り脱型																											
		ユニット工事	施工図承認・工場製作・建方・シャワー等調整																											
	電気工事	地中配管・配管・配線・照度器具取付																												
外 構	解体工事	東・南擁壁撤去・樹木伐採・伐根・アスファルト撤去・側溝撤去																												
	改修工事	西擁壁・フェンス撤去・樹木伐採・伐根・アスファルト・側溝撤去・西擁壁・フェンス撤去 中学部棟階段補修・裏門改修																												
	舗装・排水工事	側溝新設・側溝新設 足洗い場・アスファルト舗装(別途工事)・側溝新設 クレイ舗装(グラウンド+砂場)・アスファルト舗装(別途工事)・側溝新設 アスファルト舗装(別途工事)・側溝新設 アスファルト舗装(別途工事)・側溝新設 アスファルト舗装(別途工事)・側溝新設 真砂土敷き																												
	防球ネット工事	防球ネット																												
	フェンス工事	東・南擁壁・グラウンド廻りフェンス(基礎共)・貯水槽廻りフェンス 西擁壁・フェンス(北・西)・西擁壁・フェンス																												
設 備	電気工事	外灯																												
	管工事	消火配管切り回し・消火配管撤去 幹線改修 ※エリア毎に順次 給排水設備配管 ※エリア毎に順次																												
	検査・手直し	中間検査・手直し(消火設備) 中間検査・手直し(体育倉庫・グラウンド) 体育倉庫仮使用期間 完了検査・竣工検査・手直し																												